

す。堀昌雄君。

○堀委員 酒税問題の質問に入ります前に、私はひとつこれまで大蔵委員会が私がつつとやっております過去の経緯を少し締めくくりをしておきたいと思ひます。

「委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席」

まず、実はだいぶ古いことになりまされども、泉さんが主税局長のときに、間接税のあり方に触れて、最初には三、四年に一回は間接税を減税すべきだ、こう答弁をいたしました。その後三、四年に二、三回というの五、六年にしたいというに、変わってきたわけですが、五、六年でもそれはいいと思つていたのですが、五、六年がちょうどいま来たわけです。五、六年が来たから今度は、いま国税庁長官ですけれども、政府の一員として責任のある者が言うにもかかわらず、減税どころか実は増税になってきたわけですね。これは私、何回かこの委員会でも正式な議論をして、政府はそういう答弁をしてきたので、今後は政府の答弁は信用できないのかどうかという点について、泉さん、あなたの立場から、時間がありまさんから簡単にいいですが、ちょっとお答えをいただきたい。

○泉政府委員 お話しのように、かつて私、主税局長をいたしておりました当時、そういうことを申し上げましたのは事実でございますが、これは御承知のように、間接税につきましては、昭和三十七年になら大幅な減税が行なわれたわけでありま。それに対して直接税のほうは御存じのとおり年々改正が行なわれておるわけでありま。その当時の考え方からいいますと、税収の弾性値の相違からいまして、直接税は年々減税していくけれども、間接税は年々減税せず、消費者に利益を及ぼす程度の減税をするのが望ましい、こういう考え方であつたわけでありま。ところが、その後の財政需要が御承知のように急激に増加いたしましたので、財政収支が非常に窮屈になってくる、こういうような状

況になりましたから、三、四年ではむずかしい、五、六年に一回だという感じがも出てまいつておつたわけでありま。本年のように自然増収は相当大きく出るのでありますけれども、公債を相当圧縮する、こういう財政方針がとられますと、所得税の減税はどうしても実施せざるを得ない、とすると他に財政収支のつじつまを合わせるための財源を求めざるを得ない。そういう財源としてはたばこ酒、酒のうちでも特に清酒の場合ですと、二級は据え置いて、特級、一級の税率を引き上げるといふような形の増税が問題になってきたのであります。過去そういうようなことを申し上げたのは事実でございますけれども、やはりその間の財政の動きが非常に変わつてきたということが、今回酒税について特、一級を増税せざるを得ない、こういう事情になつてきたと思うのでございませう。

○堀委員 それは情勢の変化といへば情勢の変化ですけれども、しかし、今度の場合の減税と増税というのはニュートラルな部分を越えるわけでしょう。要するにあなた方が減税をすると言つてきたのをしないというなら、こゝまではわれわれもまあまがまがでございませうね。振りかわつて増税になるといふのは、これは百八十度方向が転換をされたわけですね。あなたはすでに公債発行になつた四十一年の十月十五日に、なおかつ五、六年後にはという話をしてゐるのですよ。いいですか、あなた帰つてもう一ぺんよく会議録を読んでください。会議録に出てゐるのですから。だから私が言うのは、やはり少なくとも政府がそういう答弁をしたなら、せめて間接税の増税だけはしないといふことではない、政府の発言といふものは權威のないものと國民に理解をされる。これが第一点。

第二点にもう一つ、いま二級酒は据え置いた、こゝ言われま。なぜ据え置いたのですか。

○吉國(二)政府委員 ただいま御指摘の点は、私も昔おりましたのでよく存じておりますが、二級酒を据え置きましたのは、これはもう先生よく御

承知だと思ひますけれども、昭和三十七年の改正当時、二級、一級の格差という非常にむずかしい問題がございまして、当時一級と準一級といふのがございまして、やや準一級に近い程度に一級を引き下げたことがございませう。当時一五%の間差があつたものを八%程度に縮めたという経緯がございませう。その後実績を見てまいりますと、一級酒は年率で四〇%程度伸びております。二級酒は従来清酒の伸びのうち一番大きかつたのであります。二級酒はその三十七年以後、年率で清酒全体の伸びよりも下回る伸びをずっと示してございました。いわば一級と二級の間差がやや狭まり過ぎたという感じがございませう。それと大衆酒という面もございませうので、今回は一級酒をやや幅を大きく引き上げるといふことでバランスをとるのが正当ではあるまいかという観点、二つの観点で据え置いたわけでありませう。

○堀委員 いまの級別の問題と大衆酒と二つありますね。

たばこのほうはそうならないのですが、大衆用といふのは据え置きがございませうか。

○泉政府委員 朝日、パット、刻み、これらを据え置いておられます。

○堀委員 朝日とパットと刻み、それらの全販売量の中に占めるウエイトは一体幾らですか。

○牧野説明員 三つ合わせまして一・五%前後でございませう。

○堀委員 清酒の中に占める二級酒のウエイトは幾らですか。

○吉國(二)政府委員 量的に申しますと、約六割五分です。

○堀委員 清酒の場合には、六割五分のウエイトのあるものが、今度は税が上げられない。そして、たばこの場合には大衆用だといふのが一・五%。一・五%といふのは大衆用なんですか。何ですか、これは。

○泉政府委員 率直に申して、大衆用という意味が、大部分の、あまり高所得でない方々がのむたばこということでございますと、それだけに限

られませんが、当然、新生とか、近ごろはハイライトも非常に皆さんに愛用されております。実は、私はたばこをのまないのでもございませうが、その聞いておられます。

○堀委員 税と専売利益は多少違ひがございませうが、やはりこれは間接税とみなしていいものです。税といふのは、権衡をとるのが税としての基本的な考え方だと思ひます。税体系の全体の中で権衡をとるといふことになるならば、今度の場合には、清酒の二級に見合う六〇%何%というウエイトを私は言ひませうけれども、やはりそこらに常識的な判断といふものが政策的配慮としてはあるのが至当なのじゃないでしょうか。政務次官どうでしょうか。

○倉成政府委員 たばこの場合は、先ほど官房長から申しましたように、朝日とかゴールデンパット、刻み、こゝいつたものを一応据え置いたわけでありませうけれども、これは一つは、低所得者の方が若干のむといふこともありますけれども、むしろこれは老人とかあるいは特殊な愛好者がのむおるもので、全体の中でのウエイトが非常に少ないといふことから据え置いた。大衆的な配慮といふことになりませうと、ハイライトが大体全体の四割くらいを占めておるわけで、この値上げを大体十円、値上げ率を若干低くした、こゝいう配慮をしておられます。御指摘のように、たとえば、新生であるとか「いこい」であるとか、そういうものは比較的ウエイトは低いわけですから、こゝいうものは比較と見通して、新生にいたしても、こゝいうの見通して、大体一割程度と見通してゐるわけですが、こゝいうものを据え置いたらどうかといふ意見もいろいろございませうけれども、やはり御案内のように、たばこについては、大体十円刻みくらいで価格体系ができてゐるものでありますから、一部のものを大きく据え置くといふことになりませうと、やはり収入という面から非常に十分な収入を確保できないといふことから、全体のバランスをとつて値上げをした、こゝいう経過でございませう。

○堀委員 かなり苦しい答弁ですね。私は政策的に伺っているもので、体系そのものの中に少し安いものがあつたら、体系がくずれれるとは思いません。片方では消費者への配慮があり、片方では消費者に配慮をあまりしていないということについては、やはり検討の余地があると私は思います。

そこで、あわせてちょっと伺いたいのですが、一応これはこれとして、酒税というのは、一回上げた以上、今後の経過としてなかなか減税はむずかしいかと思うんですが、また増税になるといふことになる、これは問題があると思う。酒税の増税、たばこの専売価格改定という問題は、それこそ、四、五年間はないという問題に考へていいのですか。原資がなければ、要するにまた間接税を上げるということですか。ちょっとそこを伺います。

○吉國(二)政府委員 先ほど泉長官にお尋ねがございましたが、昭和三十七年の改正は、先生もよく御記憶と思ひますけれども、酒の税というものが戦時中に非常に高くなり、ことに戦後になりまして、特別価格制をつくって、それを吸収した関係で、これはほんとうに高かつたと思うのです。現にこの間も私申し上げましたが、当時の酒の価格は、昭和二十五年当時は各種類を通じて現在の価格より高かつたのです。それをいかにして平時的な税額に下げたかというの大きな問題でございまして、昭和三十七年の改正は、実は酒について、戦時的と申しますか、戦後のと申しますか、そういう色彩を完全に払拭する平時の税額を提出するといふねらいでございまして、要するに、そのときに完全に、ある安定した税率ができたかと考へておつたわけでありまして、ところが、従量税と考へておりました関係で、その後、その当時想定した税率より下がつたということが今回の引き上げの一つの原因になつたのであります。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕
今後の問題でございしますが、私は所得税に関しまして、間接税に関しまして、時代の動き、経

済の動き、あるいは所得水準の動きというふうなものに関連をして見直しをしていく必要は常にあると思ひます。所得税については、所得の上昇による課税負担の増加の程度が非常に早いので、これは毎年といつていくらいやらなければならぬと思ひます。その他、間接税につきましても、従量税のものにつきましても問題があると思ひます。従量税のものにつきましても、おつしやつたとおり、四、五年くらいは急激には出てまいりませんが、問題はやはり何年かの間に増えてくると思ひます。そのときそのときに見直しが必要であらう、かように考へておられます。

○堀委員 そうすると、ここでひとつはつきり答えておいてもらいたいのだが、要するに、今後やる場合も、価格が上昇したことに伴う見直し分——だから結局、価格が上れば相対的に比率が上がるから、現在の置かれておる比率を、価格が上がつてきたためにある程度比率が下がつてきたら、それはどこかで再修正をするということはない、得るけれども、比率が上がるようなことはしない、こういうことですね。そこだけひとつはつきりしておいてください。

○吉國(二)政府委員 私といたしましては、今回の改正と同じ考へ方の改正を今後行なうことはあり得ると思つております。

○堀委員 大臣おいでになりませんが、政務次官、いまのことは非常に重要ですから、ちょっと確認をいたしておきます。

要するに、酒税の値上げについては、末端価格が上昇した場合には、相対的に比率が下がります。その比率を現在の基準において修正する範囲しか今後とも酒税は動かさないというのがいまの主税局長の答弁です。政務次官として、ひとつ政治的に、大蔵省を代表して確認をしてください。

○倉成政府委員 大体、税金部分なり益金率というものは、結果的に出てくるものであります。したがつて、こういう数字を絶対動かさないというのはいささか言い過ぎだと思ひますが、感じとしては、ただいま御指摘のような感じで対処してま

いりたいと思つております。

○堀委員 そこで、その考へ方はたばこについて同じことになるのですか。

○徳政府委員 大体、主税局長が答弁したとおりでございします。

ただ、申し添えておきますが、今回のたばこの値上げは、二十六年以来、ずいぶん長きにわたつて据え置いたものを上げますので、こういった改正を毎年毎年やるということは常識上は考えにくいことだと思ひますが、ただ、基本的な考へ方は、いま主税局長が申したとおりでございします。

○堀委員 ちょっと伺つておきますが、この間予算委員会で大蔵大臣は、昭和四十五年には、初年度で標準世帯百万円をこえて課税最低限を引き上げられる、こういうふうに答弁したのです。主税局長は聞いていたかどうかかわらないけれども、これはそのとおりなんですか。そこで、四十五年に、現在の八十万円余りのところから標準世帯百万円をこえて、と大蔵大臣は言われましたけれども、百万円まで減税するための原資というものは、二年に——アローアンスはありますが、一体幾らぐらい原資を要するのですか。

○吉國(二)政府委員 二年に分けてやるといたしますと、分け方はいろいろございしますが、かりに平分して十万円ずつ上げるといふことにいたしますと、納税人員が毎年ほぼ同じ程度ずつ下がりますから、ことしの所要額程度、これをちよつと上回るぐらいで済むと思ひます。

○堀委員 そのときにあわせて主計局長は、財政制度審議会に近い間に国債の依存率を五%程度に引き下げたい、こう答えたわけですね。その当分の間というのは一体どのくらいだと聞いたら、大体五年くらいを目途にする、こういうふうな主計局長は答弁したわけですね。そうすると、今度は、一〇・九くらいになつていまして、大体一〇・九、それを五年間に五%にするためには毎年一%ずつ下げなければならぬ。片方で一%ずつ下げていって、そしていまの一十億を減税をして、間接税は向こう五年間上げない。いいですね。主税局長

も政務次官も、そこだけちよつと答えておいてください。これは非常に重要なことですから……。

○吉國(二)政府委員 その議論は私も速記録で拝見いたしました。依存率を下げてまいりますためには、国債の発行を少なくとも現在程度以下に押えなければいけない。一方財政のほうは年率で一、三%ずつふえておりますから、五年間と申しますと、同じ額を据え置いておれば、五年たつとほぼ四、五%は下がるということだと思ひます。

したがつて、今後は租税収入の増加分というもので財政当局はまかなつていかなければならないということでございます。財政当局としても、歳出面についても非常にいろいろ工夫をこらす必要がございます。歳入面についてもいろいろ工夫をこらす必要があるのではないかと、かように存じますけれども、私どももいたしましては、百万円のお約束というものは政府の公約でもございしますし、あらゆる知恵をしぼつて実現したい、かように考へております。

○堀委員 あらゆる知恵をしぼつてといつて、あなたも手品をやるわけじゃないでしょうから、ないところから財源を出せないでしよう。いいですか。ことし九千億の自然増収がありながら公債依存率というものは——当初はもろもろと高かつたわけですね。当初は、昭和四十二年度は一六・一六%だったんですよ。実績は一三・三%なんです、減らしてきたから。だから、一二・三%を一〇・九%、まあ一%に落としたいということ、そんなに大きなダウンをしたわけじゃないわけですね。九千四百億から自然増収があつたわけですね。なおかつあなた方は、一十億の減税をするために、いまの酒とたばこ、物品税で持つてきた、こういう経緯があるわけですね。私は、来年度、九千四百億を上回る、一兆円をこすような自然増収があり得ようとは思ひません。いまの経済全体の見通しから、時間がありませんから、そんなことはきょう申しませんが、基本的な問題だから、日を改めて経済企画庁長官や大臣に入つてもらつてやりたいと思ひます。私はそうい

う情勢にないから、あなた方が、主税局長ともある方がいかに答弁をしてはいけないと思ふのです。やはりあなたは責任ある立場だから……。手品のようには葉をえたらそれがばつと金になったりするのなら、これはだれでもいいですけども、そういう答弁もいけません。そうはできないとなると、やはりもっとまじめな答弁をしてもらわなければいけません。私がここで詰めているのは、そう言ったときにまたどこかの間接税をさわろう、あるいは間接税を新設しようというようなことになっては困るから、国民の立場から歯どめをかけておきたいということなんです。主税局長、その点、間接税はさわらない、その他で考えるというのならそれでよろしい。一ぺん答えてください。

○吉國(二)政府委員 ただいま仰せになりましたところでございますが、先ほど申し上げたように、酒、たばこというものは直ちにまたたということはちよつと不可能であると思ひます。その他の間接税についてもいろいろ問題もあるかと思ひます。また、直接税にも問題があるだろうと思ひます。これは十分に検討に値する問題だと思ひます。

それから、国債の当初よりも減つた点は、昨年は意外に——意外にと申しますか、四十二年度は自然増収がまたあとでいふん出まして、それで削減が可能になった。それで、当初のペースで申しますと、これはかなり大きな削減をやつたといえますので、私としては、非常に努力は要しますけれども、申し上げたように、百万円のお約束を果たすべく財政当局としては研究を続けたい、こういう気持ちでおるわけです。

○堀委員 もう一言だけ聞きます。

そうすると、間接税をさわるということかきわらないということか、それだけ答えてください。○吉國(二)政府委員 間接税の種類にもよりますが、全体を全然さわらずにいけるかどうか、あるいはまた場合によつては、御承知のように、物品税のように、新しい物品が発生いたしますと、それを

さわらないわけにはまいりません。そういう点もございまして、基本的な姿勢として、先ほど御指摘のあったような酒、たばこのような形というのは、酒、たばこにとりにくいだろうということにはつきり申し上げられると思ひますけれども、その他の間接税については事態に即して合理的な配慮が加えられるべきだと考えております。

○堀委員 その他の間接税という点、砂糖消費税、物品税、関税ですか、関税もその他の間接税ですか、ちよつと聞いておきます。

○吉國(二)政府委員 関税は内国税としては私も扱っておりません。それからもう一つ大きいのは燃料税かと思ひます。揮発油税、LPGに対するもの、この辺がまだ問題が残っている点があると思ひます。LPGについてはすでに二段階で上がることにしておりますけれども、これもまたしてしまふのを続けていかどうかという問題は残っております。

○堀委員 問題はそれだけのワクの中ですね、いま提起された問題のワクの中だけでいい。

○吉國(二)政府委員 私どもの考えでは、いま申し上げましたような種類のものがまだ検討未済であるという感じがいたします。物品税とか揮発油税、もちろんこれは、私どもは事務局として考えるだけでなく、最後のには税制調査会の意見を承つて検討するということになると思ひます。

○堀委員 私が少ししつこく聞いておりますのは、これ以外の間接税が新設されるようなことがあつてはならぬと思うから、少し詰めたわけなんです。だから、いまあなたの答弁からは新しい間接税の創設ということはありません、ワクはもうかかりましたから、そういうことでですからその点を——あなた首かしげるなら、そこをもう一ぺん詰めておきます。

○吉國(二)政府委員 大きな新しい間接税を創設するということは、現在私としては考えられないと思ふのです。御承知のとおり、国際的な環境があつて、たとえば御承知のように、アメリカでも一種の旅行税的なものも考えておりますし、そう

いう調整的な税が考えられることはあり得ると思ひます。

○堀委員 それではいまの間接税全体の問題はそれまででいたしまして、実はちよつと先に酒の問題だけひとつやつていきたいと思ひます。

この間、わが党の阿部委員及び村山委員の質問に対して、主税局長なり間税部長なり大蔵大臣の答弁、全く実は歯切れの悪い答弁をしておるか、答弁をそらしておるといふのが私は実情だと思ふのです。

そこで、ちよつと最初にお伺ひしておきたいのは、「基準販売価格廃止後の価格指導等」について、昭和三十九年六月一日、間酒六一五、国税庁長官「この通達」は生きておりますね、国税庁長官。

○泉政府委員 生きております。

○堀委員 この通達を、これはちよつと簡単ですから、一ぺん読み上げましょう。

「基準販売価格廃止後の酒類業界は、原則として業界が自主的に決定する建値によつて取引する自由価格制度に移行することとなるが、自由価格制度移行後の価格形成が円滑に行なわれるとともに、自由価格制度のもとにおいても酒税の保全を図り、あわせて酒類業界の安定を期する必要がある、かつ、廃止後当分の間は政府の物価安定政策との関連等から値上げは適当でない」と認められること等の見地から、基準販売価格廃止後においては、下記により価格等について行政指導等を行なうこととしたから遺憾のないようにされたい。

1 酒類業者に対する価格指導の基本的考え方
基準販売価格廃止後の価格形成は、原則として、業界の自主性にゆだねるものとし、当局はこれに介入しないことを基本的考え方とすること。」

「ただし、自主的に設定された建値が、消費者保護のための上限をこえ、または酒税保全のための下限を下回るような極端なものであると認められるときは、上記の基本的考え方にかかわらず、次の2により行政指導等の措置をとるものとし、また、廃止後における当分の間の値上げは、政府

の物価安定政策との関連もあるので、上記の基本的考え方にかかわらず、いつせいの値上げは勿論のこと個々の値上げについても、当分の間はこれを行なわないよう指導するものとする。」

こうなつておりますね。「当分の間」というのは一体どのくらいの年数ですか。あなたのこれまでの発言によると五、六年ということになっているようですが、どうですか。

○泉政府委員 この通達による「当分の間」というのは、それほど長い期間を予定してはなかつたと思ひます。この通達は、そもそも基準販売価格制度をなくして自由販売価格に移った段階においての通達でございますから、せいぜい二、三年という感覚でございまして、でございます。

○堀委員 これは三十九年ですか、もう四年たつわけですね。しかしいまはどうですか、いまの庁の考え方は、この部分についてはどういう考えですか。

○泉政府委員 私ども、酒類が国民の嗜好品として重要な地位を占めておるといふ関係からいたしますと、やはりある程度その価格が自由であるにしても、国民大衆から反発を受けるような価格形成が行なわれることは好ましくない。そういう意味で非常に高い値になる、あるいは非常に低い値になつて酒税の保全が困る、特に低い場合には酒税の保全上困つて、行政上も困難を来します。その点について特に留意をしておきたいという気持ちを持っております。そういう意味では、この通達にあるようにある程度行政指導は必要だと思ひます。しかし、値上げをしてはいけなかつたかどうとかという点については、だんだんと業者の自主的な建値形成に持つていくべきだといふふうに考えております。

○堀委員 では引き続き、その先を少し読みます。「なお、基準販売価格廃止直後の価格体系は、現在のままの建値で推移するものと考えられるが、ある程度の期間が経過した後は、銘柄格差による自由な価格形成が行なわれるものと考えられるので、自主的に適正な建値が設定されるまでの

過程においては、上記の基本的考え方にかかわらず、当局は、業界から要請があった場合には、会合等に出席し、値引、リベート等は、商慣習上やむを得ないものを除き、原則として建値に吸収され、かつ、銘柄力に相応した建値が自主的に決定されるよう指導するものとする。

まあ当然だと思ふのですが、そこで、「値引、リベート等は、商慣習上やむを得ないものを除き」とあるのですが、これはあなた方はどういうふうに理解しているのですか。商慣習上の値引き、リベートの幅というのは、現在まであなた方は幾らぐらゐを商慣習とみなすのか、ちよつとお尋ねしたい。

○泉政府委員 なかなかむずかしい問題でございますけれども、商慣習として許されるのは、料飲店等に大量に販売する場合、いわゆる大量リベートという制度があるわけであります。これは商慣習上一つの確立されたリベート、値引きだと思ひます。その金額は、これは応量でございますから、量の大小によつてかなり違つておりますので、一律に幾らという事は言いかねると思ひますけれども、しかし、量が非常に大量になればやはりリベートはある程度出ます。これは商慣習として尊重しなければならぬと思ひます。

○堀委員 小売店が料飲店に出す場合はわかりません。メーカーが卸に出す場合はどうですか。

○泉政府委員 この点につきましては、現実の価格形成がなかなかむずかしい問題でございます。業者間においてはやはりメーカー同士、自分の酒が一番いいというふうに思つておる關係上、やはり他の業者との間の値開きが出るという事は、すぐ世間で安からう悪からうというふうにとられやすい。したがつて、同じ値段でもつていつて、そのかわりそれは販売がむずかしいということになれば、リベートを若干出すというふうな形勢、そういうふうな状況があるようでありまふ。まあある程度リベートは私はやむを得ない面があるかと思ひます。

しかし、最近の状況を見ておりますと、そのあ

る程度やむを得ない程度をこえたリベートがかなりあるというふうに見えます。そのような点については、業界に、そのような値引き販売といったような傾向は厳に慎むように、正常取引運動を業界として大々的にやつてほしいということを言つておるわけでございます。

○堀委員 それでは少し聞きますけれども、二級酒とすれば、あなたの言ういまの商慣習上やむを得ない、生産者が卸に対する値引き、リベートというものは、幾らまで商慣習として認められますか。感觸でいいですけれども、金額でちよつと言つてください。

○泉政府委員 これは、幾らまでいいということとはなかなか言いにくい……(堀委員)いいとか悪いとかじゃない、商慣習上の話を聞いています。通達に認められると書いてあること呼ぶ商慣習としての金額からいたしますと、まあせいぜい十円以内だろつと思ひます。

○堀委員 そうすると、最近の二級酒のリベートですが、十円以内と十円以上に分けて、一体どのくらいの比率になつてゐるか、ちよつと答えください。

○泉政府委員 十円以内と申しますか十円未満のものが二九・六%、十円以上のものが残りの七〇・四%、こうなつてゐます。

○堀委員 いま私は非常に納得ができませんのは、今度二級酒というのは増税しないことになつたのです。ところが、二級酒を値上げしてくれという要望が非常に出てゐる。その理由は、千六百六十円、米の購入価格が上がつたから、その見返りが一升七円ぐらゐになるから、だからこれを吸収したいのだということが主たる理由のように聞いておりますが、国税庁長官どうでしょうか。

○泉政府委員 お話のとおり、清酒製造業者としては、酒の原料米の値上げが昨年行なわれまして、千六百六十円百五十キロ当たり上がつておりますので、この値上げによるコスト増がお話しのとおり七円四十四銭程度になります。しかし、そのほかにびん代がやはりかなり値上がりをして

しております。これが四円ぐらゐになります。そのほか労働者の賃金もかなり上がつております。それから設備投資に伴う減価償却費も若干上がつておる。そういったような事情がメーカーについてある。

さらに、販売業者につきましては……(堀委員)「メーカーだけでいいです」と呼ぶ販売業者についても値上げの要因があつて、値上げしてほし、こういうことを言つておるわけですね。

○堀委員 最近、酒類の値上げは、毎年やつたことなわけですね。この前は昨年の四十二年にやつたわけですが、その前は四十年にやつてゐるわけですね。大体二年にせいぜい一回という程度で来たと思ふのです。そうすると、確かにいまの米の部分やその他は多少マイナスが立つと思ふのです。私がそこでいまだどうしても納得ができないのは、二つ理由があるのです。

一つは、十円という一応あなた方が商慣習として認めておるリベート以上のものが七〇%あるのです。だから、七〇%は、それ以上のものをリベートとして現在出しているのだから、そのリベートを減らすことによつて実は自分のところの手取りはふえるようになってゐるわけでしょう。だから、それが圧縮できないのは三〇%しかない。にもかかわらず、ともかくも原価が上がつたから値上げをしてくれ、こういう問題が一つ出ておるわけですね。

もう一つの問題は、過去の値上げの場合における処置のあり方です。これは私は昭和四十年の値上げのときにここで論議をいたしました。当時松本間税務部長が、その四十年の値上げの際の前かえ……値上げをしてから、前の価格そのまま卸売り業者にメーカーが出したのを、われわれ専門用語として前かえで出すと言つておるわけですが、その前かえの申身を時間がないから私のほうに言ひますが、要するに百八十五の業者について調査をした。そして一カ月というものが大体過去における前かえというものの慣例であつたから、その一カ月というのはどこになるかという、百

八十五のうち百三十は大体一カ月で終わった。ところが、あとの五十五というのは一カ月以上にわたつて、値上げを要求しながら前の価格で出した。六十日以上、二カ月以上の長期にわたつてやつておるものが十四業者あつたわけですね。百八十五の中の七・五%に当たるものは、二カ月たつても依然として前の値段で出しておる。要するに、消費者は高い値段で買われながら、生産者は経営が成り立たないから値上げをしてくれといつて値上げをしておいて、値上げ以前の価格で二カ月も三カ月も売れる業者があるということでは、この二つの面から私は消費者不在の値上げだ、こう思わざるを得ないのです。リベートがきちんと圧縮をされて全部が十円以内になつてゐるのなら、こういうような前かえが全部一カ月以内であるということがはつきりしてゐるなら、私は必要やむを得ない値上げまで反対しようと思はないのです。あまりにも消費者不在で、生産者なり流通業者のためにだけ値上げがされておるといふ現状は、私は国民の名において許すわけにいかぬと思ふのです。昭和四十二年、昨年の値上げについての前かえの期間調査を国税庁はやりましたか。

○泉政府委員 お話しのとおり、清酒の値上げのつど前かえの期間が一カ月をこえるものがあるという事は、私非常に遺憾なことだと思つております。昨年の値上げの際、これは実は値上げの要望の聲が出ましてから実現に至るまでかなりの期間があつたために、その間異常出荷として出ておる数量が相当多量にございます。しかし、これは値上げ実施前の異常出荷でございます。値上げ実施後はその前の異常出荷がストックとなつて売れないために、それがどまつておつたということでございます。昨年の値上げのときには、その値上げ後の前かえ期間というものはやはり業者について個々に調べますと、先ほどお話しのとおり一カ月をこえてなお前かえを続けておつたという業者がおりますけれども、しかし、昨年は特微的なのは、むしろ値上げ実施前の異常出荷が在庫として市場を圧迫した、こういう点が非常に顕

まあ話しのように、規定が整備されればなおけつ
こうだと思えます。

ただ、酒類団体法八十六条の規定は、いわゆる
独占禁止法の除外規定ということでありますの
で、そういう規定が独占禁止法上はたして許さ
れるかどうかということを公正取引委員会のほうと
よく相談しまして、私どもだけの一存でできめか

ねますけれども、そういう意味においてはお話し
の点は公正取引委員会のほうともよく御相談いた
したいと存じます。

○堀委員 公正取引委員会は、私、反対はないと
思うのですよ。なぜ反対はないかという、少な
くともあなた方がいまやっている——あとずっと
あるんですよ、再販価格の協定から制限販売価格
から、あなた方はずっと書いてあるわけですよ。
う。これら一連の中で、ともかくいま私が言っ
ているのは、あなた方がやっていることに法律の根
拠を置きたいというだけですから、別なことをや
れと言っているのではないのです。

ただ、私が言いたいことは、あなた方は通達の中
では消費者保護というこぼを使っているわけ
ですね。ところが、法律には実は消費者保護とい
うことばはないわけですね。しかし、やはり私は
消費者保護ということばがこへ一項入ることに
よって、少なくともいまの値引きについてはもつ
と権威を持って指導してもらいたいわけですね。そ
のことが酒類業者のためなんですよ。生産者のた
めなんですよ。私がいま値引きを減らせというの
は生産者に損をかけるのじゃないのです。生産者
の利益をふやしてやろうというのですから、だか
ら生産者のためになるし、それがあなたの言う正
常な建て値に移行する必要条件だとなつた方は書
いておるわけでしょう。そうでしょう。だから、
当然のことをやるのに法的根拠に基づいてもと
きちんとやらなければ、ここでわれわれが何回委
員会で声を大にして言っても、ちっとも実現しな
いじゃないですか。そんなことで酒類行政が正常
に行なわれておるといえますか。

○泉政府委員 ただ、堀委員も御承知のとおり、
基準販売価格制度を廃止して以後、だんだんと酒
の銘柄格差というものが出てまいっております。
御承知だと思ひますけれども、たとえば清酒二級
について申し上げてみても、もちろん数量の
中心は一・八リットル当たり五百五十円のもの
でありますけれども、最高は六百十円から最低は五
百円くらいのものでかなり開きがでてまいって

おるのであります。それによって消費者としては
自分の好きな酒を好きな値段で買うことができ
ず、こういうふうになんたんなってまいっており
ます。ただ私もそれは、そういうリベートは
だんだん減らしてそれを建て値の姿において消費
者に還元すべきだ、リベートの形で販売業者の
ところだけいくのは消費者のためにならない、こ
ういうつもりで行政指導をいたしておるわけであ
ります。そういう意味では、かなり銘柄格差が出
てきたということ、そういう効果があらわれて
おるものだと思います。しかし、いまお話しのと
おり、まだまだ相当多額のリベートを出して建て
値としては高い建て値を立てておるといふものも
ございまして。そういうものはだんだんと建て値
を修正していくように指導していきたい、こう
思っております。

○堀委員 建て値がだいたいばらついてきたとお
しやるから資料をいただいてみたのですが、ばら
つきといえ、なるほど六十円から四百四十
円までありますけれども、比率としては、ともかく
銘柄数が一、一というふうなものばかりで、
多少ウエートとして考えることのできるものは、五
百八十円のもの、六・六、五百七十円のもの、
一三・二、五百六十円が九・二、あと五百五
十円が六・八、八です。七〇、四通りくらいで
すね。だから、いまの上限と下限は五百五十円か
ら五百八十円の三十円しかいま値開きがない。あ
なた、いまたいへん銘柄が広がったようなことを
言われたが、中身のないうエートが一・何%と
ゴールデンパットと朝日のウエートが一・何%と
いうように中身のないうエートが二・何%と
にいきまけんから、やはりウエートとしてのもの
を考えてもうとうことになれば依然としてこの
程度のもので、あなたの言う自主的な建て値に
なつておると私は思ひません。だから、これは多
少あなたの方のほうは級別格差があつたために上限
との関係というものはあるいはあつたかもしれま
せん。しかし問題は、もうちょっと下のほうに問
題があつていいと思ひにかかわらず、七〇%から

下のほうにともかく比率として一%に及ばない比
率にしかつてないわけですね。ずっと全部ゼロ
ですよ。

だから私が言いたいことは、やはりもう少し消
費者の立場に立つて考えるならば、この前の四十
年の酒造組合が調査した酒類需要動向調査で、七
三%が二級酒をなぜ買ふのか、安いから買ふの
だ、こう答えておるのには酒造組合中央会がちゃん
と資料を出しておる。それだけ大衆が安い二級酒
を求めておるにかかわらず、依然としてこういう
状態ではリベートを出しても高い値段で売るとい
うことが行なわれておる中で、私は二級酒の値上げ
というものはそう軽々に認めるわけにいかない
と思う。だから、ひとつ根柢をきちんとして
らうて、ともかく十円以下のものがないといふこ
とがわかつた時点で再検討してもらいたいと思
う。どうですか。調査を一斉にやうて、ひとつ根
柢をきちんとする、正常取引をやらせる。その
正常取引の効果があつた場合に、前かえにつ
いて一カ月以内といふことを条件にして、その場
合に限って、その値引きをしていない銘柄に限
て合理的な値上げを認めるというふうな、少なく
とも国民の納得される範囲における値上げでな
ければ値上げを認めるべきでないと思ひますが、
倉成政務次官、どうでしょう。

○泉政府委員 堀先生のおことはごもっともで
ございますが、ただ私も、申し上げております
ように、酒類の価格は自由価格でございます。す
で、値上げを認めるとか認めないとかいう権限は
別段ないわけでございます。ただ、行政指導に
よつて、そういう値上げは困りますといふことを
言うだけでございますので、認める認めぬはひと
つごかんべん願ひたいと思ひのでございます。た
だ、行政指導としては、まさにおっしゃるよう
な方向で行くべきだと思ひます。

正ですからね。だから少なくとも、あなた方がも
う少し権威をもって処置ができるような背景をひ
とつくるうではないかというのが私の意見なん
です。認める認めないというのは表現の問題だか
ら、表現は直してもいいけれども、そういうこと
がまかり通る状態を許しておくわけにいかぬ、私
に言わせるならば、そういうことですよ。その点
は考え方として同じでしょう。どうですか。

○泉政府委員 その点は御説のとおりだと思ひま
すが、ただ、そのメーカーが出しているリベート
の中に、二十円をこえるようなものがある。卸業
者に対するリベートかという、必ずしもそうで
はなく、直接小売り業者に売るとき、あるいは直
接消費者に売るとき、リベートも若干入つてお
るうと思ひます。したがって、リベートのそう
いう金額をこまかに調べない——まだここに調
べておりますのはサンプル調査でございます。そ
で、もっとこまかい調査をいたした上でないと、
お話しのようにはいかないかと思ひます。そう
いった点については十分心がけていきたいと思
ひます。

○堀委員 ですからいまから早急に、少なくとも
二級酒については全国の調査を一回してもらいた
いと思ひます。一体どういふ状態で値引き
を行なわれておるか、リベートが出ておるか、そ
れに基づいて判断をするというくらいのこと、
国民の側に立てば当然ではないでしょうか。だか
ら、十円以内しか値引きやリベートをしていない
ものについては、合理的な範囲はやむを得ないで
しょう。だから私は、そこまでもしてはならぬと
言つてはいないわけですよ。しかし、合理的な範
囲でなければならぬ。

同時に、私は、もう一つ問題を提起しておきた
いのは、値上げになりますのは常に六、一、三と
いう比率で値上げの配分が行なわれてきたわけ
ですね。これは一体何に原因するのかわからないけ
れども、私は現在の六、一、三という単純
なルールによつて、米が上がつたものを土台とし
て、それに多少プラスアルファがつくつた生産

者の要求が六、一、三で延ばされて、それが要するに小売り価格の値上げになるというようなことは合理的でないと思うのです。私は前からそう言っているのです。卸がほんとうに一体幾ら必要なのか、それから小売りが幾ら必要なのかというところは、個々の問題として計算があるべきはではない。それを何回も言ってきたけれども、依然として六、一、三です。

私はこういう考えを持って居るわけです。確かに米は毎年上がりますから、生産者も気の毒だから、お米の上がる分だけは値上げと見ないで上げてやったらどうかと思うのです。米が七円上がったから、その場合は十円。七円というのは無理だから、十円だけは別建てで値上げじゃないから毎年上げてやれ。しかし、値上げは別途にもっときちんとした調査に基づいたものと、いまのような条件を加味して処理をしない。少なくともそのくらいは処置をとらない限り、やはりこれは私に言わせるならば、便乗値上げになるのです。何だかんだと言つても、米代が上がったということであまり適当でないというので、業者間の話し合いにまかせておる場合が多いわけでありました。そのために、どうも従来配分がこうだったから、今度もこういう配分という話になりやすい傾向があるようにあります。その点については、先ほど申し上げましたように、それぞれの業態別のコストアップ要因というものをよく究明いたしまして、その上で業者間の話し合いが円滑に行なわれるようにしたい、こう思っております。

お話しのように、従来この六、一、三という配分は、これはかつて公定価格時代の、それぞれの何といひますか、コストの配分が六、一、三になつておつた、こういったような事情が原因で、従来そういうのがいわば商慣習みたいに行なわれてきております。しかし、それは必ずしも合理的な基準ではありません。個々に、メーカーについてはどれだけのコストアップ要因があり、卸業者についてはどれだけのコストアップ要因があり、小売りにしてもどれだけの値上げが行なわれるのが正しいあり方だ、このように思います。

○堀委員 私はいつもそう言つて、あなた方もそうだと云うが、結果はいつも六、一、三になるのは、それはあれですか、偶然の一致ですか。

○泉政府委員 従来のあれを見ますと、必ずしも六、一、三ではない。六、一、三に近い場合がかなり多いのですけれども、六、一、三ばかりでは、業者間の配分について役所が介入することはあまり適当でないというので、業者間の話し合いにまかせておる場合が多いわけでありました。そのために、どうも従来配分がこうだったから、今度もこういう配分という話になりやすい傾向があるようにあります。その点については、先ほど申し上げましたように、それぞれの業態別のコストアップ要因というものをよく究明いたしまして、その上で業者間の話し合いが円滑に行なわれるようにしたい、こう思っております。

○泉政府委員 ごもっともでございますが、ただ、確かに米の値が上がったというときはきわめて明白な値上がり要因であるわけですが、卸売業者の場合におきまして、最近の交通混雑のために輸送の便利が非常に悪くなります。回転が非常に悪くなった、そのために輸送費が上がつてきた。あるいは同じようなことが小売り業者についてもある程度いえるわけでありました。それと従業員の賃金のアップ、こういったことを理由にされまうと、それを全然コストアップの要因がないというわけにはまいりかねると思ひます。しかし、

○堀委員 私は、価格体系としては特級、一級というのを、これも二つに分けておくほどの必要はないんじゃないかという感じがしてならないわけですよ。だから、できるだけ近い将来に特級、一級は一本にして、特級という形にして、できれば早く従価税に私は移行させるべきだと思うのです。ところが、従価税にすると税金を取りにくいと言ひますけれども、これは値段をばらばらにするからなんだ。酒税の場合は、酒類に限って、たとえば特級は千円、千五百円、千二百円、百円刻み

か何かにきめて、自由価格だけれども、この価格にしてください、そういうことにして従価税にすれば、わりと簡単に取れるのじゃないか、そういう便益はふふの方法があるでしよう。あなた方が言うような見直しの必要はないのです。価格が上れば自動的に税率が上がってくるのだから。それで、これは担税能力がある者が飲むのですから、一々私は、値上げについてああたとかいうだとかいうことを言う必要はないと思つて居る。だから特級、一級は、まずここだけは自由価格にして、そのかわり従価税にしましよ、税金はもらいますということにして、もう少し整理して、そうしていまの二級というやつは、一級、特級が特級になるのだから、あとは一級でしよう。名前もよくなつて、二級酒の皆さんはたいへん喜ぶだろうしするから、何かそこを少し思い切つて、税体系についてあるべき酒類の税制というものを検討してみる余地があると私は思ふのです。この点についてどうでしようか。

○吉岡(二)政府委員 御指摘の、酒類につきましても従価税をとるほうが課税の公平上いいではないかという問題は多年ございまして、私どもいろいろ研究いたしております。で、やはり一つの踏み切りがつかないのは、課税の技術という問題でございまして、ウイスキーの問題で、これは三年後に従価税に移すという前提をとりました。ほかの酒類についてまだ結論を得たわけではございませんが、実際に従価税は、物品税では価格なんかもとつておるわけでございますから、できないはずはないんじゃないかという議論もございまして、ことに酒の場合は、品質が大体似たようなものでございまして、できないことはないという感じがございまして、ただ、明治以来とてまいりました課税体系でございまして、第一線の考え方の整備、技術的な整備を見きわめた上で考えなければならぬと思ひますが、決して従価税となじまな性質のものではないと私も思つております。将来の一つの大きな課題だと心得ております。

○堀委員 時間がありませんから、一応価格の問題は以上にとめておきますが、私が申し上げたいことは、二級酒の場合については、今度は増税がありまけんから、この値上げの取り扱いについては、十分国民が納得する処置をひとつ事前にとつていただいた上で考えてもらいたいということとを、ここではつきりお約束をいただきたいと思うので、倉成政務次官にひとつお願いをいたします。

○倉成政府委員 御指摘のように、二級酒の値上げの問題について、これはいろいろリベートが償還し得れば許される範囲のものは除きまして、消費者に還元されてない、元来自由であるべき価格が、実際消費者にはわからないで、均一に二級酒として取り扱われているという御指摘、まことにございともだと思ひます。したがしまして、いろいろ技術上の問題その他あると思ひますけれども、大筋として、たゞいま堀委員の御指摘になった点を踏まえて対処したいと思つております。

○堀委員 次に、私は、価格問題の一つの側面は生産の問題だと思ひます。そこで、生産の問題にちよつと簡単に触れて終わりたいと思ふのです。実は、毎年これは、私こへ来たときに、大蔵委員になつたときに、泉さんが関税部長だったわけですね。そうして論議を始めて以来八年、ことし九年目になるわけですよ、酒の議論というのは、関税部長からついに国税庁長官になられて、私は、酒では大蔵省の中で何といつても泉さんが一番詳しいと思つて居る。だから、泉さんのおる間にもう少し抜本的な処置をとつておいてもらいたいと思ふのだ。

そこで、ことしの生産割り当ての問題でちよつと触れておきますと、実は酒造組合は、当初八百三十三万一千石ぐらいにしろもらいたいという話が出ておつたようですね。私も、もう昨年のおけ売り価格が非常に高くなつた情勢等から見て、八百三十万石なんというのではとても無理だ、幾らなんでも八百五十万石をこえるのでなければ問題

があるだろう、こう考えておりました。ところが、幸いにして国税庁のほうでは、アップパリーミット全部と八百六十万八千石になるという数量についての取りきめをされて、アローアンスは二二ということになったわけですね。これはもう最近ずっとそういう傾向になっておるので、前にも一回指摘をしたのですが、アローアンスというのは、手をおあげにならなければ、これはとらなくて済むわけですね。だから、もしこのアローアンスを全部ゼロにすれば、実は八百三十三万石以下になっちゃうのです。にもかかわらず、そうやって酒造組合のほうは、強く減らせ減らせ、八百三十三万石にしろと言っておきながら、さあ実際に米を配る段階になって手をあげさせると、全員手をあげているわけですね。九九%手をあげて、その結果は、皆さんのほうの資料でいえば、八百五十九万六千石の大体見込みだ、こうなっておるわけですね。毎年こういうことをやっておるわけですね。私はこの前に、吉野副会長にこういうことを申し上げたことがあるのですけれども、ともかく、アローアンスを一ぱいとおいて、毎年、米の配給量を減らせ減らせというの、国民の側から見たら全くナンセンスだ、こう申し上げて、来年はもうそういうふうなことをやめてください、こう言ったことが一ぺんあるんですけれども、この点だけは、私はいかようにもいまの酒類業界のあり方というのは納得ができないのです。

なことを繰り返しているのですか。私は承知できない。だからどうしても——いまの五カ年計画というのがあるから、いろいろあるうけれども、五カ年計画の切りかえのところでは、米ももう二百五十万トンからキャリーオーバーしているから、当分米は心配ないのですよ。この間から、私、食管を洗っているのやってみた。結果としては、千三百万トンを下回るといふのは大凶作以外にはないですよ。大体ことは千三百万トンからとれたから、ずいぶん米はとれるようになったので、その点は心配ないから、一ぺんひとつ青天井にして、自己責任で皆さんおとりください、こういうことをしたほうが、業者の皆さん、自覚をされていいのじゃないか。その中からあるべき建ても生まれてくるのじゃないか。生産と価格というのはいまだ不可分ですからね。その点、私は、生産のほうが自由になったときに価格もほんとうに自由になって、私がいま言うような大蔵省の介入はやめていってほしいです。ところが、生産のワケをきめて処置をしている限りにおいては、どうしてもある程度の行政指導はやむを得ない、望ましくないけれども。基準価格を撤廃しろと言ったのは私です。そうやって、ともかく自由化をさせようと思つて一生懸命やってきたけれども、なかなか自由化にならない。大体立場が違ふのですからね。私は、ともかく計画的にやろうというほうが自由化をやれやれと言つて八年もやってきて、依然として自由化にならないのだから、一体資本主義の社会はどうなっているか、わからないのです。どうですか、倉成さん。

○泉政府委員 お話しのとおり、四十二酒造年度につきまして、アップパリーミット八百六十万石をちよつとこえる程度にいたしまして、希望加配率を二%といたしたのであります。実績は二・一%ということで、ほとんどの業者が希望加配をとつた。これはかつて、堀委員も御承知のとおり、三十六年ごろは、この希望加配率の半分程度で済んでおつたわけでありまして、その当時と比べてますと、現在は希望加配といひながら、ほとん

どの業者が希望加配をとつてしまふので、希望加配の意味をなさなくなつておる、これはお話のとおりでございます。私もそういう意味で業者の方に深く反省を願つておるわけでありまして、先ほどお話しがございましたように、業者としては、はなはだ露骨なことばでございますけれども、全体はたくさんつくらなくて酒が売れるように、ほかの人は酒をつくらなくて、自分だけたくさんつくつて売れるように、これが業界の願ひといひます。そこで、生産数量を幾らにするということが年々たいへんもめるわけでございます。私どもとしては、消費者のためにはやはりある程度の酒をつくつて、努力しなければ売れないのだ、こういう姿に持つていかないと、思つておるわけでありまして、ただ、三千六百有余の業者の中には非常に小さな業者も多ございまして、やはりそういう中小小企業者になりますと、生産量がふえて自分の酒がなかなか売れないということになると非常に不安があります。そのために、そういった中小の業者はどうしても、生産量をふやしてくるな、昨年の例でいいますと、八百三十三万石以上ふやすなら、中央会長、やめてしまえといったような議論まで出てまいつて、非常に苦勞するわけでありまして。しかし、消費の動向、国民所得のうちの消費資金の動向、こういったものをよく見きわめ、そして業者としては自分の販売可能数量は幾らであるかということをよく見きわめて生産をする、これが企業家としての本来あるべき姿だと私も思つております。ただ、業者の中には、過去の情性に依つてやつておまして、必ずしもそういう意味での企業家精神がない人がかなり多いようでございます。

私どもとしては、御承知のとおり、清酒について五年間の近代化計画をやつておりますが、近代化計画の五年目はこつと終わるわけでありまして。明年になりますと第二次の近代化五カ年計画というものを立てていきたいと思つております。その際には、いまよりよきびしく企業家として

の活動をしていただく。そのためには、場合によつて企業の合同なりあるいは生産の集約なり、企業の協業化なり、こういった方面もより一そう強く進めていただかなければならぬだろう、このように思つておる次第でございます。

○堀委員 要するに、来年からそうやって新しい五カ年計画を発足するにあつては、現在の基準指数制から各種の加配ですね、もう複雑きまわりというふうな制度なんですね。業者自身が、一体幾ら来るのか分母がきまらないから計算ができないというふうな、そんな制度はもうやめるべきですよ。だから、どうかひとつこで思い切つて、来年度の生産割当については、新五カ年計画の発足のときでもあるし、いまのいろいろな協業関係あるいは系列、おけ売り関係の整理等を十分促進しながら、もつと自由で簡明でわかりやすい酒米割当をするということを政務次官、お約束いただきたいのです。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、清酒製造業者は三千六百有余ありますので、その間どの程度の生産を行なうのか、これはなかなかむずかしい問題でございますから、いまのお話しのような点を十分含みまして、新しい五カ年計画を策定する際におきましては、酒造用米の配分の方法についてはなお改善を加えてまいりたい、このように考えております。

○堀委員 ともかく国民が納得できるような生産と流通を一日も早く確立をしていただいて——私は何も生産者や流通段階の人をいじめようというのじゃないのですよ。それは国民あつて生産者があるんだし、国民あつて流通段階があるわけですから、やはり国民を第一義に考えて、もう少しやり行なうべきことを、国会で議論になったことは政府も真剣に指導をし、業界もそれを受け入れてもらいたいと思ひます。

最後に、たばこについて一言だけ申し上げます。私は、かつて肺がんの問題について当委員会に触れたことがあります。いまアメリカのたばこ

には、「コーション シガレット スモーキング メイ ビイ ハザダ ストウ ユア ヘルス」こういう小さい紙が張ってありますね。肺がんについて、たばこが有害であるだけでなく、医師の私の立場から見ても、たばこというのは非常に健康のために害があるのです。酒は適量飲めばや健康上役立つ部分があるわけですが、たくさん飲めば悪いですが、適量ならいいのです。これは神経系統に対する害をはじめて、いろいろな点で害があるのです。そこで、私は、民間の業者がつくっておるたばこを政府が税金を取るというのならまあしかたがないと思うのです。資本主義の世の中ですから、害があるとしても、民間がつくるから、アメリカでは、害がありますよというのを政府がレッチルをつけて、税金を取っている。日本に残念ながら、国がつくっているわけですね。国民のために、健康のために、ならないことがわかっておるものを国がつくっておるといふのは、これはなかなかむずかしい問題だと思ふのです。そうしてできるだけその収益をあげようということになってくるというのは、私はあり方としてはきわめて矛盾したあり方だと思います。専売公社の総裁、どうお考えになりますか、この矛盾を。

○東海林説明員 その点は先生のおっしゃるとおりだと思います。

○堀委員 そこで私は、総裁もそうお考えになるだろうと思うし、やはりほんとうに政府もそう考えないといけないと思うのです。しかし、害があつても国民の必需品であることは間違いないと思います。そこで私が言いたいことは、ともかくもあんまり専売益金でもうけようという考えをこの際やめてもらいたいということなんです。たばこは害があるということがはっきりしておるのにもかかわらず、専売益金をふやして、これを種にしてできるだけ国の財政収入を補おうという考えは、もういいかげんに政治の立場から、特に佐藤さんのように人間尊重なんということを言うのならば、やはり人間尊重に徹して、たばこは必要だ、しかしこれはそういう範囲であつて、これを売ることによって、国民が健康を害してもいいから、ともかく財政資金をあげようなんという考えは、私は政治的にはさか立ちをしておると思ひます。倉成さん、どうですか。

○倉成政府委員 ただいまの点については、多少堀委員と意見を異にいたします。やはりこれは徳川吉宗の時代から財政物資になってきて、長い歴史を持っておりまして、また、世界各国においても財政物資として取り上げられておるわけであり、私もヘビースモーカーでありますけれども、必ずしもたばこが健康に害があるという断定はなかなかできないのじゃないか。この点は堀委員、医学の専門家でありまして、また、肺がんについてやはり空気汚染、気象、喫煙といふいろいろな要素が、わが国の医学界では結論が出ていないわけでありまして、あまりこれだけめづつとすることについては御意見は尊重いたしますけれども、やはりある程度の財政収入をたばこによつて得るといふことは今後とも考えていかなければならないと思ひます。

○堀委員 政務次官はたばこを吸われるときに、いま何のたばこをお吸ひですか。

○倉成政府委員 ホープを吸っております。

○堀委員 フィルターがついてるやつですか、フィルターのついてないのですか。

○倉成政府委員 フィルターのついた小さい箱のやつであります。

○堀委員 フィルターのついたホープ、そうしてパイプを使つてないですか。

○倉成政府委員 使っております。

○堀委員 ニコチンタールレスというあれを使つてゐるのでしょうか。

○倉成政府委員 そうです。

○堀委員 いま政務次官は、たばこはあまり害がないように思ふと言われて、自分はフィルターがついたやつを、またタールのレスのパイプにつけて吸つていて、害がないように思ふというのは説得力がないですよ。これはあなたに害があると思つて自分で一生懸命ディフェンスしながらおそれる吸つてゐるわけだ、ヘビースモーカーだけども。

○堀委員 フィルターがついてるやつですか、フィルターのついてないのですか。

○倉成政府委員 フィルターのついた小さい箱のやつであります。

○堀委員 フィルターのついたホープ、そうしてパイプを使つてないですか。

○倉成政府委員 使っております。

○堀委員 ニコチンタールレスというあれを使つてゐるのでしょうか。

○堀委員 私は、専売公社の総裁は民間からおいでになつた方でもあるし、そこで、国民感情から見まして、たばこは健康に害がありますというレッチルが張つてあつてもなおかつ吸うのなら、私はやや免責的なものがあるのじゃないかと思ふ。

○堀委員 私は、専売公社の総裁は民間からおいでになつた方でもあるし、そこで、国民感情から見まして、たばこは健康に害がありますというレッチルが張つてあつてもなおかつ吸うのなら、私はやや免責的なものがあるのじゃないかと思ふ。

○堀委員 私は、専売公社の総裁は民間からおいでになつた方でもあるし、そこで、国民感情から見まして、たばこは健康に害がありますというレッチルが張つてあつてもなおかつ吸うのなら、私はやや免責的なものがあるのじゃないかと思ふ。

○堀委員 私は、専売公社の総裁は民間からおいでになつた方でもあるし、そこで、国民感情から見まして、たばこは健康に害がありますというレッチルが張つてあつてもなおかつ吸うのなら、私はやや免責的なものがあるのじゃないかと思ふ。

○堀委員 私は、専売公社の総裁は民間からおいでになつた方でもあるし、そこで、国民感情から見まして、たばこは健康に害がありますというレッチルが張つてあつてもなおかつ吸うのなら、私はやや免責的なものがあるのじゃないかと思ふ。

○堀委員 私は、専売公社の総裁は民間からおいでになつた方でもあるし、そこで、国民感情から見まして、たばこは健康に害がありますというレッチルが張つてあつてもなおかつ吸うのなら、私はやや免責的なものがあるのじゃないかと思ふ。

でございます。いろいろ益金率が下がっておりますのは、やはり原料代が上がる、材料が上がる、また専売で働いておられる方々の給料が上がるというように下がるわけでございますが、ただどの程度の益金率がいいだろうか、また、どの程度の一般会計の比率がいいだろうかというのを機械的に申し上げることはなかなか困難ではないか。今回の値上げで、四十二年の補正予算で三・二％というものが大体四％になるのではなからうか。それで、このたびの一般会計に占める割合がどうということも一方でございますが、やはりたばこの価格体系の中で、どの程度価格を引き上げればいだろうかという観点も見のがせないかと思ひます。それで、本年の定価改定は、実質的には二十六年に大体現在の新生、ホープ、こういった体制が続いておられますので、その大改正でございます。こういった改正が次々といふ得るといふものではないか、さしあたり今回の値上げということがほどよい姿ではないか、かように考えている次第であります。

○広沢(直)委員 財政収入の確保ということであるけれども、その依存率については別にそれを定めているものではない、今度の値上げによって三・二％が〇・八％上がった四％になる、こういうわけでございますね。

そういうことになりましたと、やはりいま問題になっております財政硬直、こういった問題から、その財源を確保する意味で製造たばこ、あるいは酒類もそうありますが、値上げをするという理由でありますか。

○龜徳政府委員 やはりおっしゃいました財政の事情が相当大きな要因でございます。

○広沢(直)委員 そういふことは先日大蔵大臣の答弁をいただいたわけですが、その中でもやはりこういったふうに出ております。四十二年の予算を編成した際には、大臣になつたばかりで準備なくして予算をつくられたので、その当時は相当の引き締め予算を編成した、しかし公債の発行高も原案よりいぶん削つたつもりで

あつたのであるが、だいたいような予算だと思つたのですが、実際にやってみたらやはりそういう狂いができてきた。結局このことは、どうしてもこういったものを財源として充てなければならなくなつてきたというところは、これは政府のいわゆる財政政策の失敗ではないか。ところが、これはたばこ、酒類にしてもそうであるが、これは大衆品であり、また嗜好品として大衆に密着したものであります。その失敗をこういった形のものへしわ寄せしていくということは非常に納得できないわけなんです。最近の高物価政策といひます、佐藤内閣が成立いたしました以来、公共料金、毎年毎年ずつと値上げになっております。国民の圧倒的多数がそういった高物価に対して非常に批判を持っております。したがって、政府自体においても減税あるいは物価抑制ということをして盛んに国民に公約しておられるなかにおいてこういうことが実際にやられるということは、どうも納得できない。そんなつての分科会の際の大蔵大臣の答弁でも、財源をほかに求めようとするならば考えられないわけではないけれども、しかしながら今回は諸物価との税金の見合わせといひますか、そういうようなことから値上げをするにいたしました非常にいいことを言っているわけですが、その点についてどういふふうに考えていらつしやるか、もう一べんしかと承つておきたい。

○龜徳政府委員 大蔵大臣は予算の国債を減額されることにたいへん努力されたわけでございますが、私は率直に申して、これは失敗という失敗ではございませんで、むしろこういう経済のいろいろな事態に応じて弾力的に対処する、むしろそうありたいという感じがいたします。また、本年度の予算編成につきまして公債を極力切り詰めたといふことも、まあ個々の物価の問題もございしますが、やはり財政全体を放漫にしていけない、したがって公債の発行量も極力適度なものに押えていくということがやはりインフレを押えていく、ひいて言えば、全般に物価を高めないという一番根本的な方策ではなからうか。そういう意味で、長い目で見て、大蔵大臣が国債を切り詰めて健全な予算をつくらうと努力されましたことは、高い意味の物価政策ではなからうか、こう考へております。

それから大臣が、ほかに財源を求めるとすればあるんだがとおっしゃった点は、どういふお気持ちかその点はよくわかりませんが、たとえば考え方といたしましては、所得税につきましては——これは主税局長に言つてもらつたほうがいいのですが、単なる減税といふか、やはり当然措置せざるを得ない立場があると同じような意味で、特にたばこ、酒につきましては意図せざる減税といひますか、相当長年の間据え置かれていたということに相対的に低位に置かれていた専売物資でございますから、また、各国の情勢とも相ならみ合わせ、これを片や減税をいたします場合に片やある程度増税するといふことは、考え方として一つ成り立ち得るものではないか。もちろん極力、好んでやるべきものではないと思ひますけれども、財源がこのような苦しい際にはやむを得ざる処置ではなからうか、かように考えております。

○広沢(直)委員 しかしながら、いま毎年公共料金が上がつていくわけですが、たとえば佐藤内閣が成立してから、昭和四十年——ここにたくさん書いてありますが、時間がありませんから全部一々読み上げるのは何でありますか、四十年に消費米価一つ取り上げてみても一四・八％上がつていまして、四十一年に入六・六％、四十二年にも一四・四％、四十三年はもうこれはスライド制をとつていまして以上上がるかと考えられる。そのほか私鉄運賃とか、医療費とか、小中学校の給食費とか、それぞれ相当公共料金の値上げが続いて、国民自体は物価の安定といふことを非常に望んでいるわけですが、

しかし、そういうさなかにあつて、いま申し上げていることは、財源が不足してきたからという理由で、こういう大衆の重税になつていくものを値上げをするといふことは、どうも納得できない。確かにいろいろ理由はあるかもしれないが、しかしこういった時代においては、やはり何らかの財源がさがせばあるといふことであれば、当然そういった面をやつていくべきではないか。私の当時申し上げたことは、租税特別措置法、利子配当所得の問題にしても、これだけをやめていけば当然五百億くらいの見合ふ金は大体出てくるわけですが、ありますから、そういったことをやつていくならば、当然いまだこういう高物価の時代に、大衆にあえてまた負担をかけるようなことができない。そういう何らかの処置はできないのか、努力されたのか、そういった点について伺ひたい。

○吉國(二)政府委員 御指摘のとおり大臣が御答へしておりますが、財源がないわけではないと言われたのは、私もその意図ははつきりいたしません。あるいはおっしゃる通りに租税特別措置を頭に描いて申されたのか、あるいは公債の削減を少ししぼるとか、いろいろあつたと思ひます。

しかし、ここで申し上げたいのは、広沢先生御指摘のとおり、確かに酒、たばこといふものは国民一般が消費するものであるという点では問題があるという点は、私もそう思ひますけれども、今回の増税、値上げに踏み切りましたのは、前回も申し上げましたが、たとえばたばこでございますと、前々申し上げておりましたけれども、大体昭和二十五年当時は益金率が七割、といふことは、逆に申しますとコストが三割、それが六割になるというところは、コストは四割に上がるわけですが、相対的に申しますと、三割三分上がつていわけですね。これが従価税でございますと、税額も三割三分上がるわけですが、ところがこれは、たばこの場合は逆に七割から六割ですから、一割何分下がつてい。合わせますと四割何分下がつてい。こういうことになるわけですが、そういうことで、たばこの消費資金が国民の消費支出金額に占める割合といふのは——御承知のとおり所得が毎年伸び

しておりますから、消費支出はふえております。それに對してはばこのほうは相対的に減つてまいりまして、十数年前に比しますと、たばこの消費支出金額は六割程度のシェアに落ちております。そういうことから考えますと、このまま置いておきますと、前にも申しましたが、たばこの販売の弾力性、つまりたばこの販売価格の弾力性は年率で〇・六五でございますが、たばこの益金の弾力性は〇・五六と、毎年毎年そういうふうになつて下がるものです。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

これはある程度正をいたしませんと、本来目的としておつた財政収入からは知らないうちにずれてまいる。同じことが酒にも申せますので、御承知のとおり三十七年から消費者物価は大体二九%上がつておりますけれども、酒は大体平均して一七・八%しか上がつておりません。その差がついた原因は何かと申しますと、価格はかなり上がつておりますので、一二六%くらいに上がつておりますが、税が上がないためにそれだけの差ができています。これもやはり三十七年当時妥當だと思つた数字から見ると、非常に下がつてきております。

そういう点を考えますと、何年かに一ぺんはこれを是正しなければ、ほかの税との均衡がとれなくなることは事実なんです。そういう意味で税制調査会も一昨年以來その点を指摘しております。いつの時期にそれを選ぶかというところは確かにあると思いますが、いずれはいつかやらなければならぬ。そういう点でこれが一つの懸案になつております。大蔵大臣としてそういう意味でここで酒についても特、一級程度のものを、しかも前の負担率よりもやや低目に上げる程度、たばこも、専売益金につきましても七〇%というわけではなくて、今度六〇%ちょっとに上る程度で、これをやつておけばまた数年間は大体バランスがとれていくのじゃないか、こういうことから踏み切つた、そういう趣旨で言われたものと私了解いたしております。

○広沢(直)委員 もちろん値上げの問題について基本的にはいろいろまたあとから触れてまいりますが、けれども、いまこういう時期においてあえてそういうふうな大衆課税、重税になつていくことをやめていくという問題を私は言つてゐるわけですが、確かに宮澤経済企画庁長官がこういうふうに言つておられるわけですね。かりに物価調整減税を五百億どうしてもやらなければならぬといふればその五百億円をどこから出すか、消費者米価が国債かたばこ値上げによつて出さか云々、こう言つておられるのです。ですから消費者米価を上げるか、あるいはまた、国債を六千四百億程度に決定されているわけですが、そういうことも下げていかなければならぬということになると、どうしてもたばこの値上げというふうな形で大衆課税、そういうた形で出てきてゐるわけです。

ですから、今度の財政硬直あるいは財政収入の確保という面から考えていくならば、大衆課税でこれを切り抜けていこうと考へられてゐる。しかし、この表によつて見ましてもわかりますが、たばこ税のうち国税部分というのは、例年率は低下してゐるけれども、やはり百億圓くらいの増収はずつと続いてゐるわけです。ですから、一挙にこの際値上げをしていくことはやはりひどい増税政策ではないか、こういうふうな考へられるわけですが、これが物価が安定し、すべての情勢が安定してゐる時代であれば、その基本的なまま申されてゐるような問題も論議的にならうかと思ふのですが、現在のよう国民の生活が非常に苦しい、物価の値上げ——あるいは減税と申しますけれどもも徐々に減税してゐる。下限においては百万円減税を直ちにやれとわれわれは言つてゐるのですが、それも一ぺんにできないというふうなことで、国民生活が非常に圧迫を受けてゐる。そういう時代において、これをなぜあえて出してこなければならなかつたのか。

昨年、大蔵委員会のときだつたと思ひますが、そのときにも私は、たばこ値上げの法案が準備されてゐるのではないか、一体それをいつ出して

るのかといった意味のことを質問申し上げたわけですが、そのときの政務次官の答弁では、一応準備はしてゐるけれども、これはすぐ出すものではないといふような答弁であつたわけでありまして、ところが、やはり財政硬直という名のものと、これはいわゆる財政政策の失敗と言わざるを得ないわけでありまして、そういう時期に埋め合わせとして大衆課税というものをやつていこうというその意図、そういう考へ方は改められなければならぬのじゃないか、私はそう考へるのですが、その点について伺ひたい。

○倉成政府委員 財源が足りないからそのしりをたばこに持つてきたんじゃないか、これは大衆課税になるんじゃないかという御指摘と申します。ただこの点は、確かに財源を確保するために今度のたばこの値上げというのを考へたことは事実でございます。しかし、やはり周囲の情勢というのを御認識いただきたいと思ふのであります。けれども、昭和二十六年の一人当たり国民所得は五万一千三百五十五円、四十三年でおおむね三十七万四千三百二十一円、大体七・三倍になつておる。また、たばこ御指摘のCPIにいたしましては、二十六年に比して二・〇、大体二倍でございます。それから諸物価いろいろ考へてみますと、理髪料にしましては大体三八八という指数が出ていますし、新聞が四六八、あるいはみそでも大体二倍になつてゐる。その他いろいろ物資を考へてみましてもかなり値上がりしてゐるわけでありまして、その間において二十六年のたばこの値段が現在そのままであるわけでありまして、これを若干益金率のこともありますが、手直しするといふことは、理屈をいへば確かに大衆負担であるといふことはいえますけれども、他の物価の情勢から考へてまいりますと、それほど無理なことではないといふことでございまして、同時に、たとへば課税最低限を考へてまいりまして、昭和二十六年では十二万二千三百五十三円、今度は皆さま方の御審議をいただきまして、課税最低限も八十万八千六十三円に初年度に上がつておる

わけでありまして、かなり大幅に所得もすべてものも上がつておる。たばこだけは非常に低く押えられてきたといふわけでありまして、財源確保の意味もありまして、この程度の値上げをお願いすることは、国民にあまり大きな御負担をお願ひいたしてゐるわけでありまして、この点はひとつ御了解いただきたいと思ひます。これはもう何年かに一度のことでありまして、毎年こういうことをやるということであれば、広沢委員の御指摘もあるいは当たるところでありまして、昭和二十六年の時点と現在の経済情勢というものを御勘案いただければ、必ずや御納得いただけるものと確信をいたしてゐるわけでありまして、

○広沢(直)委員 それは確かに所得は申されたとおりです。しかし、それはいままでが低過ぎたといふことですね。やはり日本の経済力は、この間も発表になつておりましたけれども、工業力としては世界第三位、しかし国民の所得というのは二十二年位ですか、ヴェネズエラの次で、こういうふうにいわれて、諸外国に比べても非常に低い。でありますから、当然所得が上がつておるから、多少こういうたものが値上げになつても負担がかからないという考へ方は、これは当たらない。そのために毎年毎年減税をやつていこうといふことも言われてゐるし、特に諸物価がこういうふうな高騰をしてゐるし、特に諸物価がこういふ税になつていくものには控へるべきではないか、こういうふうな言わざるを得ないわけでありまして、

特に、これはいまの政府の所得課税最低限にからない、したがつて所得税を納めない層ですね、そういう方々にもかかるわけでありまして、大体それらはどのくらいあるかと考へたらよろしいでしようか。ポーターライン層ですね。○亀徳政府委員 過日広瀬先生の御要求に従ひましてお話し申し上げた数字をあるいはお持ちであれば、あれは非常に大胆な試算をいたしまして、家計調査の区分を基準にいたしましてどの程度各

階層ごとにはたばこを飲むであろうか、という大胆な推計を出したものでございますが、

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

一応収入階級で区分をいたしておりますために、事業所得者あるいは給与所得者によつてそれぞれ違ひますので、断定的なことはいへませんが、五十万から五十九万九千円までの階層の累積比率は二九・四％、六十万から六十九万九千円までの階層の累積比率が三九・六％、七十万から七十九万九千円までの累積比率が四九・二％ということになっております。断定的にどの辺が課税最低限かということはおおしき見当をおつけ願えればしあわせだと存じます。

○田村委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田村委員長 速記を始めて。
本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後三時二十九分開議

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。広沢直樹君。

○広沢(直)委員 それでは、先ほどに引き続きましてお伺いしたいことは、喫煙者の一日の平均の喫煙本数、これは大体何本くらいになりますか。

○牧野説明員 いろいろの調査もございましてけれども、一日男の人で大体二十本くらい吸うというのが標準のようでございます。

○広沢(直)委員 そうしますと、大体、たとえばハイライトに例をとるといたしまして、一日ハイライト二十本吸うとして、どの程度の税金を納めることになっておりますか。

○牧野説明員 大体年間一万四千円ぐらいじゃないかと存じます。

○広沢(直)委員 そうしますと、前にお答えをい

ただいたなによりまして、所得税のかからない階層に対して、この間接税の引き上げというもので相当負担がかかってくるのではないかと。いま申しておられましたとおり、一日にハイライト二十本吸うとして考えても年間一万四千円、そうなるのですが、いままでこうなっているから、値上げされた場合はこれ以上になるわけでありまして。

そこで、間接税というのは直接税と異なつて、感覚的には税負担というのが非常に軽く感じられておるし、また、税の徴収も非常に簡単に行なわれる。そういうことになりまして、国の財政が今回のように財政補てんをしなればならないということになります。政府は次第に間接税を重くしていく、こういう方向になっていくのではないかと。その考えについてお伺いしたいと思います。

○倉成政府委員 これは先般の委員会でも阿部委員からも御指摘がございましたが、一般的に申しますと、確かに直接税が、応能負担の原則に適應して最も公平な租税といわれておりますから、租税体系の基本になつておることは御指摘のとおりであります。しかし、直接税も、その負担が一定の度合いを過ぎますと、やはり事業意欲や勤労意欲を阻害する、また、資本蓄積や経済成長に悪影響を及ぼすということも御承知のとおりであります。

間接税のほうは比較的負担感が少なく徴税費も少ない、また、消費について個人に選択の余地があるという意味で、ある程度消費者側に受け入れられやすいという特色を持つておるわけでありまして。

そこで、ただいま御指摘のように、間接税は比較的抵抗感が少ない、徴税費が少ないという点から、間接税にウエイトをかけるのではないかと。う点でありますけれども、私どももいたしましては、そういう意味で間接税を増徴するということは考えていないわけでありまして、やはり直接税と間接税と適度のバランスをとつた税体系が、わが国の租税制度としてとるべき姿ではなからうかと思つておるわけでありまして。一般的に申します

と、アメリカ、イギリス等は直接税のウエイトが高い。そのほかの国々は付加価値税、売り上げ税等を持つておりますので、どうしても間接税のウエイトが高いということになっております。日本の場合には一般的に売り上げ税あるいは付加価値税を取つておりませんで、個別の物品についてそれぞれ担税力に応じて免税点を設けるとか、そういうきめ細かい対策を講じておりますので、アメリカ、イギリスを除きますと、こういう間接税の負担は必ずしも高いとはいえないというふうな考へておる次第でございます。

○広沢(直)委員 そうすると、データは古いのですが、所得税の負担分布を戦前の昭和十年と戦後と比較したデータによりますと、昭和十年の所得階層を昭和三十七年に換算して直してみますと、戦前は一千万円以上の高額所得が五〇％、戦後は百万円以下の人が五〇％くらい負担しておるといふふうになっておるわけですが、また、一面社会保障の面から見ても、諸外国に比べて非常に低い。というのは、国民生産に対する社会保障の率というものが外国では大体一三％から一五％、ところがわが国においては、それは非常に低くて五％内外ではないか、こういうふうにいわれておるわけですが。

そういうような関係で、先ほどお答えがあったように、所得が上がつてきたからという面ではあまり負担がないのではないかと、こう言いますが、当然その所得減税は年次のやつていかなければなりませんし、その所得減税をやつていって所得税がからなくなつた人に対して、やはりいま言ったような大衆課税の方向に持つていくといふことになりまして非常に負担が重く感じられていくようになるのではないかと。

そこで、その間接税の逆進性についてちよつとお伺いしておきたいと思うのですが、非常に大衆の手の届かないぜいたく品といひますか、高級品あるいは奢侈品ですね、たとえばダイヤモンドとか自動車とか、自動車もだんだん最近ではふえてまいりましたが、毛皮とか、そういうものの

間接税の比率は非常に低いわけです。ダイヤモンドなんかは大体一六％程度だろうと思ひますが、それに対し嗜好品または大衆の必需品となつておりますたばこか酒あるいは砂糖についてはこの負担が非常に重い、こういうふうになつておる。そこで、高級品というのは買わなくてもこれは事が済むのですが、たばこか酒、砂糖というものはやはり買わなくては事が済まない。それじゃ、のまないでいればいいじゃないかというかも知れませんが、しかしなかなかそれはやめられないで、たばこはやめられないという本が出てる程度ですから、そういうことは非常にむずかしい。ですから、間接税の税負担を大衆必需品に重くするという政府の方針ですね、こういうことは、やはり税負担の不公平ということになつてくるのではないかと。この点についてはどうですか。

○倉成政府委員 ただいまの点を、間接税一般というところから、たばこ、酒にしばつて申しますと、確かにダイヤモンドとたばこの税率はどちらが高くあるべきかというところは、一つの議論としては成り立つと思ひます。しかし、酒、たばこについては、やはり歴史的な沿革的なものがあるといふことを御承知になつておると思ひます。

たばこについて申しますと、たとえば、慶長年間にはたばこの葉一枚が銀三匁という貴重な品時代から、だんだんこれが禁煙時代を迎えて、そうして懲罰的な少し重い負担をかけていくといふところから、日本の場合には、徳川の吉宗時代から財政物資として取り上げてくるようになったわけでありまして。それから明治時代を経て今日に至つておるといふ、いわば洋の東西を通じて大体歴史的に、こういうたばこの、黙つてはつておきまうとばく大な利益を得るというふうな点と、あるいは過度の消費といふことについてはある程度の規制を加える必要がある、そういう点から考えまして、税金部分の負担が大きくなつていくわけでありまして。たとえばたばこについて申しますと、御案内のように、フランスが大体七〇％、日

本が大体六〇%、イタリア七五%あるいはイギリス八〇%、アメリカはたばこの生産国でありまして、五・一%と若干安いわけですが、アメリカを除くと大体日本よりもはるかに高い税金を負担しているという状況であります。

酒についても、やはり過度の消費というのは保健上社会的にも弊害を伴うので、麻薬のように禁止する必要はないけれども、これはある程度社会的な管理のもとに置くことが必要である。また、生活必需品ではないが、やはり嗜好品としての性格上、消費支出の弾力性が比較的小さいということに着目いたしまして、財政物資として取り上げようというところは、これは日本のみならず、世界各国とておることであります。歴史的な沿革的な点で、財政物資としてたばこ、酒というのは取り上げられてきておることに、やはり税負担が重いということになっておるわけでありまして、この点はひとつ御理解をいただきたいと思うわけであります。

○広沢(直)委員 いま述べられた諸外国の、イギリスとかイタリアとか、そういう例をあげられたわけですが、これはやはり所得水準と比べなければ、ただ、たばこの税率だけで比べて非常に下がっている、そういうことでは当たらないと思うのです。ですから、先ほどから申し上げているように、所得水準が諸外国並みになった場合において、諸外国のたばこ、あるいはそういうものの負担率と比べてみるならば、その話はわかるわけでありますが……

次に、先ほどたばこの消費者の税負担が他の間接の諸税金と均衡のとれたものとなるよう価格改定する必要がある、そういう意味を申されたのですが、非常に物価が上がってきておる、いろいろなそういう面が上がってきておる段階において、物価を抑制していき、値上りを押えていこう、こういうようなことが望まれておりますし、政府自体も、物価の安定、そういうことを言われておるわけです。ですから、それと見比べてこれは上げていくべきではないか、非常に低いから上げるべきじゃないか、こういうことはちよつと話が逆じゃないかと思うわけですがね。そういうことになりまして、スライド式物価上昇政策といいますが、たばこの値上げが通つてしまふ、諸物価がまた上がっていく、こういうことになれば、またたばこも上がっていく。やはりこれはスライド的な物価上昇政策と言わざるを得ないわけですから。

そうではなくて、逆にそういう公共料金的な、あるいはまた、政府の施策によつて上昇を押えることのできるものは、今日の高物価の時代においてはこれは押える方向に持っていくべきではないのか、こういうふうに考えるわけですが、いかがですか。

○倉成政府委員 確かに、たばこ、酒の値上がりがございます、それが消費者物価に影響を及ぼすことは事実であります。しかし、たばこは昭和二十六年から、先ほど御説明申し上げましたように、十八年間据え置いたわけでありまして、昭和二十六年の五十円と、今日の五十円の値打ちということを考えれば、私はこの程度の調整をすることは決して無理ではないというふうに考えておるわけであります。

酒については、主税局長からしばしば申し上げましたように、やはりある程度の調整を三十七年の減税以来ひとつ今日とることが必要であるということ、一応直接税、間接税のバランスをとるという意味から今日の調整をはかった、これが若干物価に影響していくということは御指摘のとおりでありまして、かたがたこれらの増収部分が政府の財源となりまして、社会保障その他有効な歳出に充てられるということになります、やはりこの程度のことは国民の御納得をいただきたいという考え方でございます。

○広沢(直)委員 もう一点は、長い間製造たばこは値上げしてないから、予期しないような減税になつていく、こういう意味もありましたわけですが、三十一年当時、たばこの十本当たりの平均単価というものは大体幾らになつておりましたか。

○龜徳政府委員 三十一年の十本当たり平均単価は二十一円三十八銭になつております。

○広沢(直)委員 そうしますと、四十年においてはどうでございましょう。

○龜徳政府委員 四十年は二十九円三十四銭になつております。

○広沢(直)委員 やはり十本当たりの単価で見ましても、十年間で八円、大体十円近く値上げされている勘定になつておるわけですね。さらに詳しく内容を見てみますと、三十年には十本当たり二十円の新生が全販売量の四〇%を占めておつた。それから二十五円はいよいよ二五%です。十五円のバットは一五%、つまり二十五円以下のたばこは全販売量の八〇%を占めておつたことになつた。ところが、三十二年に四十円のホープ、三十五年には三十五円のハイライト、三十九年には五十円の「とうきょう64」というのですか、四十円のロングホープも三十九年に出ておりますし、四十年には三十円の「ひびき」、四十二年には四十円のロングピースあるいは五十円の「やま」となど、こういうのが出ております。その結果、たばこ全体の七二%が先ほど申し上げた二十五円以上のたばこになつてきているわけですね。その反対に、先ほど申し上げましたとおり、二十五円以下のものは二八%になつておるわけでありまして、専売公社としては、以前にこういうふうになつてきた、ですから、上級の銘柄に移行していく、これは国民の嗜好に合つておるものである、ですからそういうたばこを供給するのは公共企業体の義務である、こういうような意味を言つております。

そこで、昭和二十八年、ピースは総販売量の一六・八%でありました。このピースの販売価格は、二十九年に四十円から一時四十五円に値上げしておるわけですね。そうすると、販売量は二十八年に比べて二十九年はぐつと落ちて、八・一%に落ちております。そして三十年にはさらにこれが落ちて、五・九%ぐらいに下がつております。多少この数字は狂つておるかも知れませんが、大体そういうふうになつてきておるわけですね。ところが新生のほうは、二十八年には販売量においては二六・五%であつたものが、ピースが値上げになりましたと、二十九年には四〇・九%、それから三十年には五二・二%、二十八年度の約二倍になつておるわけでありまして、これは値上げによつてピースから新生に移つたということの意味を思ふのです。これでは、いま、専売益金が低下してきたから財政補てんのためにこれを値上げしていくのだということになるのであります。これは値上げが必ずしも益金を増大させるということにならない一つの例だと思ふのです。ところが、その益金を増大させるためには実質的に値上げをしていかなければならぬ。高い製品をつくつて安い製品を押えていく、販売を規制していく、そういうふうになつていく、現実的には先ほど言ったように相当実質的な値上りがなつてきているのではないかと考えられるわけですが、その点についてはどうですか。

○佐々木説明員 御指摘のように、十本当たり単価はだんだん上がつてまいつております。しかしながら、単価が上がつてまいりましたのは、新製品を順次導入いたしまして、消費の動向に合うような銘柄のものを入れてきたわけでございますが、その際コスト面から見ますと、単価の値上りが収益率の増と直接結びつくような形になつていないわけでございます。中間の期間におきましては、収益率というものが大体他の銘柄と平均のところにおさまるようになつて新銘柄を導入してまいりました。最近のところは、四十二年度ごろから出しましたものにつきましては、若干収益率が回復するようという配慮を入れましたけれども、それといえども、定価改定のような税金部分を飛躍的に上げるようなことは、原価の関係から申しましてもできないわけでございます。御指摘のように、十本当たり単価は上がつてまいりましたけれども、嗜好が上のほうへ動きますと、いい

薬っぱを使いますとか輸入薬を使いますとか、コストがまた対応して上がるという面が出てまいりますので、今回の価格改定に目ざされていような収益率の急激な上昇ということは、できていないわけでございます。

○広沢(直)委員 そうしますと、今回の製造たばこ定価法の改定に伴って、各種の銘柄小売り価格が引き上げられている中で、一部のたばこ、いわゆる朝日とかゴールデンバットですね、これだけ値上げしなかった理由はなぜでしょう。

○佐々木説明員 先ほど先生が御指摘になりましたように、値段のつけ方によりましては、定価を上げてまして財政収入をふやそうというのが、逆にそのものが売れなくなつて収入が減るという関係が、たばこにつきましては特徴としてございまして、したがって一定の財政収入を上げる要請を受けまして、どのようにして値段をつけていったらいいかという点を考えますと、一般大衆の方々が吸いになるたばこをなるべく上げないという配慮とどこで調整するかが、私どもの面から申しますと最大の問題でございまして、その点から見まして、朝日とか刻みとかいうようなものは、どうも年配の方がお吸いになる特殊な需要層を持つものでございまして、これを据え置きまして、先生が御指摘になりましたようなたばこから新生への転移という種類の転移は起こりがたいものではないだろうか。バットにつきましても、細巻きでございまして、そこらに転移というものがあまり起こらないのではないかと。新生以上と新生の二十九年から三十一年にかけましてのいろいろな動きがございました。それらを考慮いたしますと、新生はやはり転移を考えて値段をつけるというふうな考えなければいけぬものではないか、こういう配慮をいたしまして、御指摘のような銘柄につきましてはこれを据え置いた次第でございます。

○広沢(直)委員 いまおっしゃっておられました中に、やはり低所得者層がそういうものを吸っているというふうな話もあったわけですが、実際にこのゴールデンバットとか、特にゴールデンバットは販売店の店頭にはどこをさがしても出ていないわけですね。都市部においては、こういうたばこはもうほとんど見当たらないぐらいなんです。やはり新生とかいうものは、非常に大衆化されておりますし、低所得者層もほとんどこういうたばこを吸っているわけですね。ですから、やはりそういうたばこを値上げして、いま言うゴールデンバットとか朝日とかいうものを値上げしない、それだけは据え置くというところは、一面から考えていくならば、そういうたばこを吸えということになるのじゃないか。結局値上がりした場合においては、やはりそこに喫煙者の銘柄の移動が行なわれておるわけですか、そうしますと、いまあなたがおっしゃったとおりいくならば、新生と、あるいはいま特に大多数の人が吸っているハイライトとか、そういうたばこは、これは値上げを差し控えるというのが当然ではないのか、そういうふうに考えられるのですがね。その点についてどうでしょうか。

○佐々木説明員 御指摘のように、消費の実態からいいますと、ハイライトはいまや四〇%をこえるたいへん大きな銘柄になってまいりまして、所得階層別に分析してみましても、これは私どものほうの消費者パネル調査から見てもおるわけでございますが、所得の低い層におかれましてはかなりの金額は、ほかのたばこに対する支払金額よりも一番多いわけでございます。したがって、この値段の変え方というのは非常に慎重にしなければならぬという配慮をいたした次第でございます。また、この銘柄が四十数%のウエートを占める銘柄であるということによりまして、これを据え置いて財政面から需要される金額、増収としてそれを達成することは非常にむずかしいことになるわけでございます。銘柄が大きいだけに、それを据え置きますと非常に大きな影響を受けざるを得

ません次第でございます。そこでハイライトの上げ幅というものをなるべく押える配慮をいたしまして、ここから一個につきまして値上げ幅は十円というふうな配慮した次第でございます。

○広沢(直)委員 要するに、それであれば、確かにハイライトというのは全体で四〇%、非常にウエートは大きくなつてきておるわけですね。新生については、そうなりますといま何%くらいになつておりますか。

○牧野説明員 ことし、いままでのところで大体一三%から一四%の間を行ったり来たりしておるようです。

○広沢(直)委員 そうなりますと、少なくとも、いままで相当新生を吸つておった方はハイライトに転向してきておる。新生というたばこは非常に大衆化されたたばこであつたわけですが、いま大体一三%ないし一四%程度というならば、少なくとも低所得者層にはそれだけの負担をかけないというなにかあれば、ゴールデンバット等は低所得者層も吸つておるのだ、こういうことであれば、もう少しそれは配慮がなされておつてしかるべきではないか。これは税制調査会の答申にも、このきめ方については特に配慮を要するということを一項記されておるわけですよ。その点はどうですか。

○佐々木説明員 新生にいたしましても、現在なお一割以上のウエートを占めております。まあいまのところ二番目ぐらいの大きな銘柄でございます。これを据え置きまして、なお財政上必要とされる金額を確実に収入いたしますことはかなり困難なことになります。先生も御理解願えらると思つてございまして。

○広沢(直)委員 今回のそういう製造たばこの値上げの問題は、財源の必要性からやっておる。再びこのような事態が起こつてきた場合、いまの姿勢であれば、やはり直接税と税負担の軽減、そのめだとか、あるいは税の徴収のしやすいもの、といったもの、あるいは税の徴収のしやすいものが起

こつてくるのではないかと、こういう懸念も考えられるわけですが、その点はどうでしょうか。

○佐々木説明員 各国のたばこの値上げの模様を見てまいりますと、はなはだ先生の御議論に申しわけないんですけども、低所得者層に対する配慮というものは、それは重要に違いないのでございまして、現実の問題といたしまして、各国が値上げをする際には、さつき御指摘のありました銘柄間の下のほうへ移つてくるという問題があるものでございまして、非常にそういう点は実行しにくいものがございます。

私どもが調べました例のうちでは、非常に特徴的な価格政策をとりましたのはオーストリアではないかと思つてございまして。これは下級銘柄をある程度上げてまして、中級銘柄を据え置きにいたしまして、上級銘柄は下級銘柄よりもさらにきつ値上げ率というものを実施しております。たとえて申しますと、六五年に行ないました値上げのやり方では、下級銘柄が二〇ないし一七%という上がり方をしておりますが、中級のものはゼロでございまして、上級のほうは一四ないし二〇というふうなパーセンテージで上げておるわけでございます。

もう一つ、イタリアが上げた例があるのでございますが、これは一本一リラの値上げ、上級品も、下級品も、中級品も通じまして、一本一リラの値上げというのをいたしておるようでございまして。したがって、上げ率から申しますと、上級銘柄の上げ率が大いという結果になつておるようでございまして。

どうも私どもの調べましたところ、それはたばこの税としての逆進性の問題、それと財政収入を確保する問題というのには非常に矛盾する、解決のむずかしい問題であるように思いますが、現実の問題としての収入確保の観点から申しますと、先ほど申し上げました、極端な例でございまして、イタリア、オーストリアというふうな例も出てくるようなことでございまして、これは現実の問題として、たばこの値段をきめます場

賃コストの値上がり、卸、小売りに従事する従業員の賃金の引き上げ、こういったいろいろな要素がからみまして、業界としてはぜひ値上げをしたというような要望があるようでございます。ただ、先般申し上げましたように、国税庁としては、国民に納得していただく意味で、増税による

値上がりコストアップによる値上がりとは區別してやっていたほうが国民の理解を得るのにいいのではないかと、そういう意味でコストアップによる分と増税による値上りを分けて実施するように要請をいたしておるのでございます。

○武蔵(山)委員 その要請は、特級酒については業界は幾らくも上げたいと希望しているか、一級酒については幾らくも上げたいと希望しているか、一応国税庁に業界から希望されている額というのはいくらですか。企画庁長官が急いでおりますから、特級と一級だけ簡単に答えてもらいたい。長官にいま少し先に耳に入れておいてもらって、これから聞こうと思つてゐるから、簡単に……

○泉政府委員 値上げ要望の額はいろいろ出ておりますが、メーカーから卸、小売りを代表しての数字としては、特級酒は一・八リットル当たり六十円程度、一級酒については五十円程度を値上げしたいというようなことを言っております。

○武蔵(山)委員 二級酒については業界は大体四十円程度上げてほしい、こういう要望が出てゐるわけですね。

○泉政府委員 二級酒については、各界から出てゐるものを単純にトータルいたしますと四十七円余りになります。しかし、これは単純にトータルしたものでありまして、業界としてメーカーが特に申しておりますのは四十円程度というようにことを言っております。

○武蔵(山)委員 長官、値上げ絶対額を分ける方法は、従来と同じように、メーカーが六、卸が一、小売りが三、こういう従来の配分の方式というものは、大体今回もそれと云々行きますか。

○泉政府委員 先ほど堀委員にお答えをいたしましたように、従来は値上げのつど、六、一、三という割合で各メーカー、卸、小売りが分けて合つておるようであります。しかし、今回の場合におきましては、各階層の値上げ要因を厳密に計算した上で、お互いの間で話し合ひで値上げ額を調整し

てもらいたいと思つておりますが、どうもいまの様子では、三者間の話し合ひは簡単につきそうもありません。国税庁のほうが入しなければならぬ事態が起きてくるかと思つております。その場合には必ずしも六、一、三という割合にはこだわらないで、コストアップの要因を厳密に分析した上で考えていかなければならぬ、こう思つております。

○武蔵(山)委員 特級、一級、二級酒の引き上げ運動の状況はわかりましたが、ビールはいかがでございますか。ビールの便乗値上げについてはいまだどんな状況にありますか。

○泉政府委員 ビールにつきましても、御承知のとおり、昭和四十年の十一月に値上げして以来今日まで据え置いております。その間ビールの原料でありましてビール麦につきましては、約二一%値上りをいたしております。そのほかに、清酒の場合と同じように、従業員の賃金のアップあるいは運賃の増高、こういった要因がありますので、ビール業界としても百二十七円という価格でなしに、百三十円まで値上げしたいという要望が出ております。

○武蔵(山)委員 官澤企画庁長官、いま国税庁長官が答えましたように、特級酒、一級酒、それから今度増税にならない二級酒も業界では大体四十円見当の平均値幅を希望している。またの報道によると、おそらく二級酒において三十円は値上がりになるだろう、こういううわさがかなり強く流れております。ビールも六円九十六銭の値上げを、どうも数をはばんだからというので、これを百三十円に小売価格が引き上げになるのではなにか、国民はたいへん不安を覚えております。特に物価安定なり、物価上昇というものを押えなければならぬというのが佐藤総理の施政方針の一つの大きな柱であり、この柱を推進する最高の責任を付与されてゐる企画庁長官として、これらの酒類の便乗値上げについてどういうお考えをお持ちでございますか。ひとつあなたの御見解を伺いたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 いま国税庁長官が話をしておられましたように、清酒については原料米の引き上げというものが実現にあつたことは事実であります。そこで、それをかりに加算をするということであらば、先ほどの答弁のように、このたびの税法の改正とは別途に区分をして、やるとしても、やるのが本筋であらうと思ひます。私としては、こういうものの価格は本来需給関係で定まるのがやはり本筋であると思ひますし、ある程度のコストの上昇は、生産性の向上、合理化——これは清酒、ことに二級酒については、御承知のような生産の形態でありますのでなかなかやりにくいところもあると思ひますけれども、しかし、実際の需給関係を見たりしてまいりますと、それができないともいえない。したがって、私は、これは直接に権限のあることではございませんけれども、このたびの増税分はやむを得ないものとして、それ以外のものは値上げをしてもらわれないことが望ましい、こう思つております。

なお、メーカーが一斉に同じような価格に値上げをするということについては、再販売価格維持契約の適用はないと思つております。もしも同行業があらますと、これは法に触れることになるような感じがいたします。

ビールについては、これは増税分だけを上乗せすることはやむを得ないと思つておりますけれども、取引上、はしたがついて不便だという理由も、理由も、どうも私は納得できない。そうしばしばビールを一本で買うというケースがあるとは思ひません。全然ないとは思ひませんが、たまにや程度ならばそんなに不便ではありませんし、また、ここについても同じように共同行為ということがあれば、これは法に触れることになるのではないかと思つております。

したがって、両方の場合とも、私は酒税増徴分を上乗せすることはやむを得ないとして、それ以外のもものはよほどの理由がない限り、私としては納得がしたい。できれば自制をしてもらいたい、こう思つております。

○武蔵(山)委員 企業家に、できれば自制をしてもらいたいと思ふ、ビールの増税以外のプラスアルファの便乗値上げは差し控えてほしい、大臣のお氣持ちはよくわかります。しかも、佐藤内閣は物価を安定させるんだということを国民に再三約束をしてくいてゐる。

そこで、国税庁長官、いま宮澤さんのお答えになつた氣持ちはあなたが拝聴して、閣僚の一人が、こういう物価増高の時節であるから、できるだけそういう増税以外の部分の値上げは差し控えてほしいという氣持ちは発表されましたが、国税庁長官として、いまのお話を承つてどんな氣持ちでおりますか。

○泉政府委員 もちろん政府が低物価政策をとつていこうとしておる点におきまして、国税庁といつたしましても、できれば値上げをしないで済めばそれにこしたことはないわけでありまして、そう思つております。

ただ、繰り返して申し上げますように、酒類の価格は自由価格であります。また、特に清酒のやうな場合におきましては、コストアップの要因がきわめて明白でありますので、そのコストアップの合理的な範囲内で値上げをしようということを行なう場合に、それが合理的な範囲内の金額であれば、これを阻止するということとはなかなか困難なことではないかと思つております。ただ、繰り返して申し上げますように、増税分による値上げとコストアップによる値上げとは區別してもらいたい、それによつて国民、消費者の理解を得るやうにしてもらいたい、こういう氣持ちでおるわけでありまして。

○武蔵(山)委員 どうも、国税庁はもうすでに業界のそういう要望というものを、やむを得ぬもの、しかたないものというやうな、あきらめを持つておるやうな響きがあったわけでありまして、そこで、官澤企画庁長官は、物価担当の大臣として、こういういまの、国税庁にメジロ押しに要望されてゐるメーカーの態度に對して、ひとつ閣議でも相談をして、自由企業でありますから

どんぴしゃんとこれを押えることは不可能でありましようが、官澤さんの発言によつてこれをうまく行政指導することは可能だと思ふのであります。特にビールの場合、ビール会社の利益というものは相当なもので、配当も相当出しており、こういうものがこの際便乗値上げをしていこうということは、たとえビール麦の値段が上がつていたにしても、その企業内で吸収可能なはずだと思ふのであります。そこで、ひとつ閣僚の一人として、何かうまい行政指導をやってみようという気持ちになりませんか。いかがでございますか。

○宮澤内務大臣 実は大蔵大臣とも国税庁の長官とも、内々ではいろいろお話をしておるわけでございます。ただ国税庁長官としては、業界を一般的に監督される、また育成をされるというお立場もありますから、私のように木で鼻をくくつたようなことはおしやらぬのが当然であります。それもよくわかると思つておるのでございますが、二人で分業しておるといへば、そういうようなことになる点もあらうかと思ひます。

ビールの場合について特に仰せられました、ビールのメーカーが、いまの経理の様子から見まして、これ以上自分のところの収入をふやすという必要は、私はどうも、実は認めがたい。それ以外の配給部門においては、それは実はコストも上がつておるといふことは、おそらくあるであらうとは思つておるのでございますけれども、しかしそれはそれとして、これはメーカーと下部段階との間で解決すべきことではないかと思つております。ことにビールの場合について申し上げますと、ビールの銘柄がいろいろに分かれてしまつてから、もう相当の年がたつております。そこで、各銘柄がみんな同じ値段であるといふことはどういふことなのであらうかと、かねて実は思つておりますので、事柄の成り行きいかんではこれは共同行為になりかねないといふような考え方もできます。私はビールについては、現行プラス増税分であるとめるという理屈が一番あるといふふうに思つておるのでございます。

○武藤(山)委員 どうも、国税庁の見解と企画庁の見解はたいへん隔たりがあつて、国税庁は、米が上つたり人件費が上つて物価が上がつたからやむを得ないのだ、またビールについては、ビール麦の値段が上がつたのに、四十一年の十一月以降握り置きだから、まあしかたがないのだと言わんばかりの答弁である。企画庁長官は、同じ値段でビールが販売されているのは、これはもう独禁法違反の疑いもあるいはあるのではないかという意見も発表されておる。国税庁長官は、まあ業界から申し出があれば、そういうことはほとんどやむを得ないのじやなからうか、行政指導でチェックすることは自由経済のたてまえから少し越権だ、そんなような考え方も持つておるのですか。なぜビールの百三十円値上げを行政指導して増税分だけとどめさせようと、国税庁ははつきりものを言えないのですか。

○泉政府委員 私先ほど申し上げたのは、ビールの百三十円の値上げがやむを得ないといふことを申し上げたのではないのであります。ただ、ビールにおきましても、そういうコストアップ要因がありますので、そのコストアップ要因の中で合理的な範囲内での値上げが行なわれるならば、これを阻止する権限はない、こういうことを申し上げたのであります。したがつて、繰り返すようにありますが、増税の際には、増税分だけを値上げし、そしてコストアップによる値上げは別にしてもらいたい、こういうことを申し上げるのであります。

○武藤(山)委員 それでは、いまもう自由価格です。基準価格がなくなつてゐるんだから、各ビール会社が、これだけはどうしても諸般の情勢からいつて値段を上げなければならぬ、小売り価格をどんどん上げる場合に、国税庁は申し出があれば全然チェックできないのですか、法的にはどうですか。

○泉政府委員 繰り返して申し上げますように、業界に政府の方針に協力するように要請をしておるわけでありまして。

○武藤(山)委員 だとしたら、企画庁長官がこれだけ真剣に物価安定に取り組もうという姿勢を言はれてゐるのに、政府の方針にならうように業界を指導してみたい、ビール会社を指導してみたいとなぜ言へぬのですか。やむを得ないといふような意味じやありませんか。四十一年十一月以降ビール麦の値段が上がつておるのに価格は据え置きになつてゐるからと、これはある程度業界が値上げをするのを黙認していこうといふことではないでしょうか。適切な行政指導をしようといふ心がまえはみじんもことばの中に出ていないじやありませんか、そうでしよう。私はその指導を期待していま長官にも来てもらつて、国税庁はあまりにも腰抜けだから、長官の発言を聞いて少し反省してもらおうと思つた。反省の色がないじやありませんか。ビール会社に向かつて、そういう増税分は増税分としてきまりはつけるが、その後直ちに、近いうちに値上げをしようという動きについては国税庁として好ましくないから、政府の方針として好ましくないから、そういう便乗値上げはやめてほしいと正式に行政指導する腹がまえがあるかないか、これをはつきりしてください。

○泉政府委員 そのようなことについてはすでに申し上げております。ただ、それをいつまで続けることができるかといふことがいま問題なのであります。

○武藤(山)委員 それでは、あなたのほうのそういう申し入れがいつごろまでがんばれるか、それ以上はもう行政指導ではブレーキがきかぬ、その期間はいつごろですか。

○泉政府委員 そういつた話はなかなかむずかしいことではございまして、現在の段階でいつまででき、いつごろになったらきかなくなるかといふことはちよつと申し上げかねます。

○武藤(山)委員 というのは、この間から野党の質問に対して国税庁は、あなたのいふときも、次長ですか、答えておつたけれども、いままでは、検討しております、便乗値上げについて検討しております、こういう答弁を繰り返し繰り返

しやつておるわけです。だから、増税法案が通つてしまへば、おそらく五月にやるかもわからぬ、あるいは六月になるかもわからぬ。この近い期間に起こり得る現象ではないかと実は心配してゐるわけです。そこで、少なくとも長官として、物価がこう上がる時期であるからこ半年くらいの間はそういう便乗値上げはさせたくない、そういう指導をしたい、ある程度めどは言えるんじゃないですか、二年も三年も五年も先を私聞いてゐるんじゃないんだから。この間の答弁では、あたかも五月の終わりにころにはそれがきまりそんなニュアンスなんです、聞いておつて。そういう近いうちに便乗値上げを認めるようなことはないように指導しますか。

○泉政府委員 行政指導といつしましては強力に実施したい、こう思つております。

○武藤(山)委員 企画庁長官、現在あれやこれやとたいへん物価が上がつて、主婦の方や国民からたいへん批判を受けておるときであります。こういうときであるから、自由経済の中でも可能な限りの手は、閣僚としても発言し、閣議においても検討して、政府として、国会で国民に公約をした物価安定の柱といふものは、やはり態度をもつて示さなければいかぬと思ふのです。口先だけで物価安定を唱えても、国民は佐藤内閣を信頼いたしません。特にその責任は、企画庁にその大半が――国民からは非難の声が寄せられると思ふのです。最も頭腦明晰で勇氣のある大臣として、私はあなたを尊敬してゐる一人です。今度の予算編成にあつても、あなたの発言といふものは確かに閣僚の中で勇氣のある態度です。しかし、それがこつただけで終わつてしまふようなことであつては、国民はあなたに對しても不信を持ちます。

したがつて、ビールの一斉値上げがもし行なわれるような際には、公正取引委員会において独禁法に抵触するかしなにか直ちに調査をし、そのくらい命令する程度の大蔵の決断を私は求めますが、いかがですか。

○宮澤内務大臣 国税庁においては原料の供給な

○泉政府委員　もちろん、そういう陳情が出たからそれをうのみにするというのではなしに、私のはうは全国に税務署という機構を持っております。

多いのですが、その五百五十円を中心としてかなり値が開いております。したがって、今度値上げをかりに行なうといったしましても、必ず

の内容について検討しなければならぬので、各税務署にそういった数字の報告を求めておるのがあります。

○武藤(山)委員 次に、今度の酒税法一部改正案の中の第三条第五号、新しい合成清酒を発売できるように法改正をしようとしておりますね。その

合成清酒の名前も何か規格を統一したいという話
が——第三条第五号による新たに追加された合成
酒の場合にはどういふ名前をのせて売出すか
うとしているのですか。これは主税局ですか。

○吉國(二)政府委員 今回のたゞいま仰せの改正
は、合成酒ではなくてしょうちゅうでありま
す。しょうちゅうの規格に二度をこえざる範囲で砂糖
の混入を認める。従来のしょうちゅうがアルコ
ルを水で薄めただけという中で進んでまいって
おりますが、嗜好の点から最近の情勢に非常にマ
ツチしないというところでございまして、今回、エ
キスが二度以内にとどまる限り砂糖の混入を認
める。ただしそれによつてにおい、着色がないよ
うにという改正をいたしたわけでありま

す。これは私も関知しないところでございま
す。
○武藤(山)委員 現在でも酒類がたぐさんあつ
て、バーなどへ行ったらどれが何だか分からぬ
ほどいろいろな種類がある。現在ある種類の中
にさういふものを新たに三条の五号につけ加
えて認めるというのは、どういふ希望がどうい
ふ社から出てきたのですか。それとも主税局は、
こういうものをとればこれは国民がうんと飲ん
で税金があると思つて改正するのですか。それ
ともやはり特定の企業からこういうものを認
めてくれという希望があつたのでしょうか。

○吉國(二)政府委員 これは先生よく御承知と思
いますけれども、しょうちゅうの全体の業界の希
望として、しょうちゅうがあつたままではどうも最
近の若い人の嗜好に合わないというところで、何
らかの形でやつてほしいということは前から言
つておりました。ただ、しょうちゅうにいろんなもの
を加えるということは、実を申しますと洋酒の定
義のリキュール等に当たつてしまいます。しょう
ちゅうは御承知のとおり密造防止という見地か
ら、ことに二十五度以下のものは非常に税率が低

くなつております。そこに洋酒と同じような規格
にすれば、今度は税率を上げなければならぬとい
う問題が起つてまいります。そういうことか
ら、いろいろむづかしい問題がございまして、
最近各種類間のバランスを見ながらたゞいま御審
議を願つておる程度の規格の拡大をしたことに
よつて、それが洋酒という範疇に入るようなもの
ではない、エキスを二度以下のしか着色、着香
ができないという規格でございまして、単に
しょうちゅうのたゞいまはエキスでいへば、特殊な苦
みが消えるとかある程度味がつくとかいう程度で
ございまして、そういうことで、いわばそれはし
ょうちゅうの規格としてそこで依然としてし
ょうちゅうであるというたゞいまでござい

○武藤(山)委員 しかし、そのびんのレッテルは
しょうちゅうとは書かぬわけでしょう。今度は
「新リカー」とかなんとか、ハイカラな名前を取
りつけて出すのでしょうか。これはしょうちゅうとい
ふ名前ですか。

○吉國(二)政府委員 酒税法上の表示はし
ょうちゅうでございまして。しょうちゅうという表示が強
制されるわけですね。もちろんその愛称とかいろ
んな名前をつけることは差しつかへございませ
んが、規格として証紙を張るのはしょうちゅうで
ござい

○武藤(山)委員 これは業界では何か「新リカー」
とかいう名前を出して売出すような話も新聞にち
と出たりしてゐるから、おそらくしょうちゅうと
いう看板をはずして何か洋酒みたいな形になら
ぬように、不正な表示にならぬように、十分そ
の点の指導は心配なれども思ひますが、そうい
う点の指導は心配なれども思ひますが、そうい
う点の指導は心配なれども思ひますが、そうい

○吉國(二)政府委員 これは別に改正と申しま
しても、今回ウイスキー類の中から模造ウイ
スキー、つまりモルトを全然入れていないものを
スピリッツに移したものでございまして、そう
いふ意味でいままで果実酒の定義の中に、ブ
ランデーまたはこれを加えたものという定義が
ございましたが、ウイスキー類の中から模造ウ
イスキー、ブランデーがスピリッツ類に移され
たので、それを従来どおり模造ウイスキー的な
ものに加えることは認めなければならぬから、
従来の定義と同じものでございまして、税金
法が変更したという関係で修正をしただけで
ござい

○武藤(山)委員 そうすると、今回の新しい規格
のものができるのは三条の五号だけ、それ以外
は松隈税調委員長は、合成清酒の統一銘柄を出
すのだ、それは「健康」という名前だ、この間の毎日新
聞だったかに出ておつた。こういうのは、国税
庁とは何か相談してきめるのですか。それとは
逆に業者が勝手に「健康」という名前を出して
売出すことを考えておるといふことですか。

○泉政府委員 私どもが承知いたしております
は、合成清酒につきましては消費者のイメージ
アップをはかりたいということで、現在合成清
酒は普通十五度五分程度で出されておるであ
りますが、アルコル分十七度くらいは合成清
酒を出したい、そういう合成清酒を統一銘柄で
「健康」といふ名前をつけて売りたい、こ
ういふ要望があるやうであります。現行税
法上そういう十七度になり
ますと加算税率の適用を受けま

○武藤(山)委員 業者がこういう新しいものを
つくり出せばコストもアップされる、今度
は新銘柄のこういうものにしていけば値段も
いい値段で出せる、そういうようなことが自由
に許されてい

たら、国民のほうは知らない間にいつの間にか高
い価格に引き上げられたものを売

た、国民のほうは知らない間にいつの間にか高
い価格に引き上げられたものを売

た、国民のほうは知らない間にいつの間にか高
い価格に引き上げられたものを売

た、国民のほうは知らない間にいつの間にか高
い価格に引き上げられたものを売

た、国民のほうは知らない間にいつの間にか高
い価格に引き上げられたものを売

においがちよつと悪い。しかし、甲類と乙類と比較をしたら、ほんとうにしようちゆうを飲む人は乙類のほうを飲むわけなのです。甲類はカストリみたいなものなのです。いま乙類のしようちゆうをつくっているのは、これは不況カルテルを結成して、市況があまりよくありませんのでそのような防衛策をとっているわけです。そうなつてくると、甲類のほうに味がいいものを認めていくということになれば、中小企業がつくっている乙類のほうに相当大きな影響が出てくるのではないかと、いう点を危惧するわけですが、それらについてはどういふような判断をされてそういう法案を出したのか、この点についてお尋ねしておきたい。

○吉國(二)政府委員 糖類を少し加えたいという要望は、先生御承知と思いますが、乙類からも強く出ておたわけでありまして、乙類は、非常に好きな方は味を好まれるわけですが、やや苦みがございまして、これを消すために糖類を入れたい。これはむしろ甲類よりも先に要望があつたようでございます。この際、甲類、乙類ともに同じ扱いをし、乙類もそれによつて味の改善ができるという前提でございます。

○武藤(山)委員 公正取引委員長お見えになりましたが、ついでですから、ちよつと予定になつたのですが、お尋ねしておきます。

企画庁長官は、先ほど、ビールの値段がみんな同じだというのは私もどうもおかしいような気がする、これは公取に調査でもしてもらつてどうか共同行為でもあるのじやないか、独禁法に触れる点もあるいはあるのじやないかといううな気持ちをはのめかしたわけですが、今回ビールの値上げを、各メーカーが税率の上がつた分だけ、六円九十六銭上げたならば、そういう問題は今回の税率の引き上げに便乗して起こることはないと思ひますが、これを全部百三十円に、ビールメーカーが同じ値段に全部統一して一斉に値上げをした、こういうことになつた場合、公取の従来からの調査では独禁法に触れるような心配は全くないと言

い切れるかどうか、その点ちよつと見解を承つておきたいと思ひます。

○山田政府委員 ただいま御指摘のケースは、その実際の場合を見ませんと何とも申し上げかねると思ひます。かりに税金の上がりました額、六円九十銭でございますか、それだけをきちんと上げました場合におきましても、もしも共同行為に基づいて上げたものであるならば独禁法に触れると思ひます。と申しますのは、税金の負担がだれの負担になるかということとは市場の競争によつてきまるであらうと思はれるからでございます。十分今後監視をいたしてまいりたい、かように考えております。

○武藤(山)委員 いまの公取の人員、いまの能力では、大メーカーになればなるほどいろいろな関係でなかなか調査もむずかしいと思ひます。そういふことから、いままで同じ値段だということも非常におかしいと思ひます。今回は共同行為が行なわれるかどうかということが現実的に調べられる時点が来たわけですから、ひとつしつかり、いまここで発言した、調査を進めてみたいといふその気持ちをお忘れずに、今後のビールの値上げに伴う国民の不満といふものを公取でチェックできるかどうか、私たちも十分あなたたちの行動を監視したいと思ひますが、いまの発言をお忘れないうちにがんばつていただきたいと思います。

それから主税局長、酒の税金の負担の問題を、従量税から従価税に切りかえるべきではないかという意見もかなりあつたと、税調はそう書いておりますが、従価税に切りかえた場合のメリットといたうのはどういふものがあると思はれますか、主税局長の見解を承りたい。

○吉國(二)政府委員 これは毎々申し上げておりますけれども、従価税に切りかえれば当初予定した負担率というものが価格のいかにかわらな維持できる、また、所得の上昇がありましてそれに応じた物価の引き上げといふものに対しても追隨できるという利点があるわけでありまして、実

際は移出価格を一々確認しなければならぬといふ点が従価税のむずかしい面ではございますが、その点は一種の技術上の欠点であると思ひます。

○武藤(山)委員 ただ、いままでの基本価格を、きつちと酒の価格を大蔵省が統制をしていたところ、いまのように自由価格になつた場合では、自由価格に対応する課税のしかたというのは、何と云つても従価税に切りかえることのほうがマッチすると思ひますが、この点はどうですか。

○吉國(二)政府委員 仰せのとおりだと思ひます。たとえば従量税にいたしておりますと、価格を非常に高くされてしまつと小売り価格に対する税負担が非常に低いものが出る。かつて造石税時代にもそういう問題がございました。そこでいまの制度は、いわば価格の高いものには高い税率を使うために級別制度を使つておりますけれども、今回のウイスキー類の改正でも見られますように、級別だけでは適切な税負担になりません。従価税にしておけば先生おっしゃるとおり、価格を高くすれば高い税負担になります。そこは均衡がとれるといふことは事実であります。

○武藤(山)委員 ただし、従価税にした場合には一々今度は税率を変えて税金を上げる必要がなくなつてきて、一定の価格をきめておけばいいから、大蔵委員会が野党からこのようにこまかい点まで追及されなくて済むといふ、大蔵官僚としてはごく処理しやすいといふ、そういう手続的な面も出てまいりますね。どうですか。

○吉國(二)政府委員 従量税の場合と比べるとその問題がないといふ点ではそういうことになるだらうと思ひます。

○武藤(山)委員 そこで私は、ここではその賛否については意見は述べません。述べませんが、税調がこういう答申の中で意見を述べておるわけですが、そういう方向に、近いうちに従価税の方向に進むといふ見通しですか、それともやはり現在の従量税制度をずっと約二、三年は続くと見ていのか、この点はいかがですか。

○吉國(二)政府委員 今回の改正では、ウイスキー類につきまして三年後に従価税適用を考へておる案で御審議を願つておりますが、一般の酒類についてはそこまで直ちにいくかどうか、これは私どもとしてもなかなか技術的な検討が必要だと思ひうわけですが、現にいま大量であつてしかも品質の統一したものの、たとえば揮発油税にいたしまして、砂糖消費税にいたしまして、大体従量税が一番課税の方式としては技術的に容易であるといふことからつと採用されてきておるわけであり

ます。従価税に踏み切るとすれば、その点実施面の技術的な問題も十分検討する必要があると思ひます。早々には実現しがたいといふのが率直な私の意見であります。

○武藤(山)委員 専売公社の総裁、せつかく出席の席でありますから、たゞこではないのでありますが、塩のことをちよつとお尋ねしておきたいと思ひますが、昭和四十三年度の塩収納価格を決定する審議会はいつ開きますか。

○東海林説明員 実は予算のほうがきまつておりませんので、その関係で延ばしております。今月の末になるだらうと思ひます。

○武藤(山)委員 ことしもまたこの審議会には塩をつくつてゐる業者の代表あるいはそこに働く勤労者の代表、そういうものは含めないで、しかも公開にしないで秘密でこの審議会をおやりになるつもりですか。

○東海林説明員 この塩収納価格審議会のほうの構成は、実際に塩の生産者も代表が入つております。そういう関係で、この審議会の性質上からいいますと現在の構成でやりたい、こういうふうに考へております。

○武藤(山)委員 それはやはり公開にしないで秘密で審議会はいたしたい、こういうことですか。それとも、関係者ならば傍聴させてくれといふ傍聴は認めますか。

○東海林説明員 いままではそういうことをやっておりますから、従来のおりでいいきたいと思つております。

○武藤(山)委員 収納価格を決定する際に、私ど

もの手元に来ていた陳情書によると、たいへんその価格の中に織り込まれる諸条件が、他の地域あるいは他の産業、そういうものと比較をした場合に非常に軽く見られておる。具体的にそこそこ働く人たちの待遇というか賃金水準というか、そういうものがこの審議会の議論の中で十分反映されてない。したがって、そういう人たちの意見というものをよく聞いてほしい、こういう陳情が来ていたわけでありまして。私のところは塩の産出県にありまして、実態はよくわからないのでありますが、こういう点公社ほどの程度という点をひとつ加味してやろう、あるいは十分他の産業従事者と不均衡にならぬように考慮しよう、そういう点についての考え方はどういう考え方を保持していかれるのですか。

○東海林説明員 それは先ほど申し上げましたように、この価格審議会の中には実際に塩を生産している人が半分入っているわけでありまして。したがって、その方々がその塩の事業に従事する勤労者の待遇というものがどうなっているかという点との実態をよく把握しているはずであります。そういう意見はよく参照いたしまして決定する、こういうふうに考えております。

○武藤(山)委員 その場合に公社は常に地方産業ベースということを基準にして考えているようでありまして、これを地方産業ベースといった場合には、だいたい地方によってまた違いますね。こういうものをひとつと全国産業平均とか、あるいは三十人規模とか、あるいは公社職員並みの基準とか、地方産業ベースという考え方を取りはずしてこれという意見が強いのでありますが、その点についての見解はいかがですか。

○東海林説明員 これは御承知のとおり、塩業というものが相当地方に限られておりまして、全国の平均をとるということには逆になっている問題があるかと思ひますので、いままでのところは地方の勤労者の平均賃金というものを基準にしております。

○武藤(山)委員 きょうはこれが本論じやありませんが、非常に年寄りの労働者になってしまつて、新規の者が入ってこない、同時に給与水準が一カ月当たり三万五千三百七十二円という非常に低い水準であるという訴えがあるわけでありまして、今月開かれる審議会では十分それらの点を考慮して、塩業というものがやはり国家資源の確保という面からも重要な産業の一つでありますから、ひとつ総裁としても十分この辺を留意願いたいと思ひます。よろしうございませう。

次に、総裁にやはり伺ひますが、たぶんいまの総裁がおいでになる前だと思ひますが、私はこの委員会専売公社内部の姿勢というものを正さねばならぬ、こういうことを実は指摘をいたしたわけでございます。その当時公社の取引先、いわゆる紙だの、すずだの、いろいろのものを注文する業者との取引状況一覧表を出してもらつたわけでありまして。昭和三十一年度のやつを出してもらつたわけでありまして。一千万円以上の取引をする業者一覧をいろいろ調べてみますと、大半が随意契約であります。その当時、三十七年度ですか、随意契約が百四十三億五千九百万、競争が六億二千七百万で、百四十三億対六億なんですね。こんなに随意契約が多いということはどうしても間違ひを起すことになるから、こういう点を改むべきである。ところが、総裁になられてしよつぱなところで質問した際に、私はこういう問題について、はできるだけ競争入札にして、公正な競争で、しかもできるだけよくて安いものを手に入れるように公社は心がけます、こういうことを総裁はここでお答えになつたわけでありまして。その後これは改善されましたか。

○佐々木説明員 御指摘のような御指示を従来いたしておりましたので、契約ごとに一応洗いざらい調べたわけでございますが、先生御存じのように、公社の材料品と申しますのは機械にかけるものが多いわけでございます。そういった機械は、JIS規格で同じものでありまして、機械にかけますと引張り強くなる、ちよつと違ひます

と切れますとか、走り方が悪いとか、いろいろの問題が出てまいりまして、競争入札でいろいろな会社のもので、いろいろな工場でつくられました材料が入つてきました若干の例等によりまして、第一線の機械を動かしている職員が機械の調整に非常に苦勞いたしました。成績が予期のとおりあらならないという事態が生ずるものが多いのでございます。また、機械にかからないものをいろいろ見てみましたけれども、たばこ事業に使ひますものは特殊なものであります関係上、あるいは特許の関係がありまして、あるいはきわめて少数の生産者によつてしかつくられていないというものがあつて、会計原則にありまして、原則としては競争入札にすべきであるという考えは持つておりますけれども、現実にはそれを実施しますについては、実際のものの製造に響くところがあつて、いままでは、いままでのところ、御指摘を受けたにかかわらず、私のほうでも検討いたしましたけれども、現在でもなおおおむねのものには随意契約によらざるを得ないかつこうになつております。

競争契約によりましておもしろいものを見つめますと、いままでも申し上げましたようなことと関係のない、たばこを加工いたしますときに使ひます砂糖でありますとか、作業に使ひます作業服、作業くつ、の類でございますとか、燃料に使ひます石油、重油の類でございますとか、なま葉の包装、輸送に使ひます袋でありますとか、いろいろに限り得ざるを得ない実情でございます。

○武藤(山)委員 大蔵大臣、専売公社がほとんどものが随意契約で、しかもその契約をしてゐる会社の役員に、専売公社を退職した人たちがそこに役員にだつとおりてゐるわけですね。これはその一覧表です。公社をやめた人たちが重役にいる会社へ随意契約で年間億の取引をするというやうなことは、やはり民間の公正な、適正な自由競争をする社会制度の中では、そういう制度をゆがめるわけですね。だから、こういう専売公社のいまのあり方というものについては、ひとつ大蔵省と

しても十分これはメスを入れて検討し直す必要があると思ひますが、大臣の見解いかがですか。

○水田國務大臣 この前同じような質問で公社のお答えしたことを私聞いておりましたが、一般にたばこの会社で入札するわけにはいかない特殊な会社を養成といつては悪いのですが、いろいろ技術的なめんどうを見て、下地があるというところへは注文をするほうが製品が安心できるというやうな問題があつて、一律にはいかないというやうなことを公社のほうで答えておりました。が、そういう点も私はあつたと思ひます。しかし、特定のもののやなくて、どこへも注文できるものというやうなものは、これはもうできるだけ競争入札にすべきものだといふふうに私は考えております。

○武藤(山)委員 いまの大臣は二年かそこらでやめてしまふものですから、よし、おれがひとつ大掃除をしてやろうというやうな確信はなかなか大臣からはとれないのが通例になつてしまつて、まことに残念であります。いま、日通との関係にしてもいろいろ問題があるやに報ぜられたりしてゐる。こういう特に専売公社をやめた人たちが重役をやつておるといふやうな会社に、随意で年間三億だ五億だという取引をするということは、やはり疑惑のもとです。これは水田さん、やはりもうちよつときちんとした答弁をもらわねとまことに不満であります。不満だけれども、もう持ち時間がないから、ここであなたとやりとりしてもしかたがありませんが、今後ひとつ十分そういう点も——今度会計検査院を呼んでやりましょ、大臣がそういうふうな答弁をしておるなら、きちんとひとつ証拠を出してもらつて論議しないだめだと思ひます。

それから、専売公社——これは主税局ですか、「いこい」と新生を五円ずつ今度値上げをするわけですが、この値上げによる増収分は、上げなかつた場合よりどのくらいふえるわけですか、五円ずつの値上げで。

○龜徳政府委員 今回の新生の値上げをしなければどのくらい減収かということですね。——全然値上げをいたしませんと、いろいろ品種の間に動きがあり、そういう計算があつてなかなかややこしいのでございますが、大体百二十、三十億程度ではないかと思ひます。

○武藤(山)委員 「いこい」は。

○龜徳政府委員 ちよつと「いこい」だけの計算をいまやっておりますが、手元にありますのは、「いこい」と新生両方いたしますと七十億……(武藤(山)委員「百二十、三十億なんてうそだ」と呼ぶ)失礼いたしました。いまの新生、「いこい」とおっしゃいますと、大体三級品全部という感じになつてまいりますが、新生、「いこい」、「わかば」ということになりまして、これを全部据え置くということになりますと二百億近くになります。

○武藤(山)委員 その計算はどうしてやつたかわからぬけれども、それは、これが値上げにたれば、ハイライトをやめあるいはピースをやめてこつちへだつてくるからという数字を適当に積算をい出した数字で、算術計算した数字でいつたらずと少ないわけですね。それはわれわれが修正すべきだという注文をつけるだろうと思つて、たいへん大きい額になるようにこれは算出してある。ごまかしですね。

では、まずかりに算術計算でいつてみましょうか。「いこい」はこの売上げ総金額が百五十九億四千万円で、予算書では、この予算書うそじゃないでしよう、積算は、去年は幾らですか。「いこい」は百五十九億四千万ことは見積もつてゐるが、去年は幾ら見積もつてゐるのですか。

○田村委員長 専売公社のほうから答弁したらどうですか。

○斎藤説明員 四十二年度の新生の売れ行き見込みは二百七十億本ということになっております。

○武藤(山)委員 それが今度五百十一億……

○斎藤説明員 新生でございます。新生は御承知のとおり一本二円でございまして、定価額にいた

たしますと、二百七十億本に二円をかけた五十四億円になります。ただ、公社の収入の場合で申し上げると、それから小売り人の販売手数料というものを引かなければならないわけであり

○武藤(山)委員 ちよつと、予算書で質問してゐるのだから、ひとつそれで答えてもらいたいのは、ことしの新生の売上げ予定額は五百十一億九千八百万円ですね。この数字は間違いないですね。予算書にそう出ているのですから。そうすると、去年の総収入金額、この予定は幾らだったかというのです。その差額が今度の値上げによつてふえた分でしょう、算術計算をした場合は、二百七十億だったのが急に五百億も売れるのですか。倍近くになるのですか。そんなに新生が売れますか。それは予算書の三八ページです。

○龜徳政府委員 こまかい数字は専売公社から説明いたしますが、やはり機械的にその差額だけでやることは非常に危険でございまして、新生を据え置きますと、ハイライトその他から新生に移るものが相当ある。そういう計算をしないと実際のではないということ計算をいたしてござい

○武藤(山)委員 そこの計算のしかたが、とにかくたばこを据え置きにしろというわれわれの要求があるものだから、額が二百億になるような見せかけの積算をしてゐる。私は断定しますよ。だつて、去年新生が二百七十億しか売れないものを、ことし五百十一億円売れるはずないですよ、さっきの答弁が正しければ、去年はそんな予算じやないでしよう。二百七十億じやないでしよう。

○牧野説明員 ただいまの新生の四十二年度の数字でございすけれども、実は私、四十二年度の予算書をちよつと手元に持っておりますので、その補正予算で八十億、専売益金を余分に計上いたしましたわけですが、その段階ではじきました数字では、本数にしまして二百六十九億本、それ四十二年度の売上げといはしましては五百三

十九億円を予定しております。

○武藤(山)委員 四十二年度が五百三十九億でしよ、売上げが。それでことしの予算は五百十一億なんですよ。新生は減つてゐるんだよ。だから新生をかりに五円値上げをしなかつた場合に幾ら減収になるかとよくは聞いていたわけだ。ところがその計算がない。ごつちやにしているわけですね。値上げをやめると、新生、「いこい」、「わかば」、ごつちやにして二百億減収になつちやうんですよ。こんな大ざっぱな説明では許されぬですよ。

○龜徳政府委員 新生については先ほど申し上げましたように、全然据え置きますと百二十、三十億と申し上げておきます。

○武藤(山)委員 新生だけで。

○龜徳政府委員 はい。

○佐々木説明員 ちよつと申し上げておきたいのでございまして、新生は最近のころ売れ行きがだんだん減る傾向を示しております、四十二年度におきましてはその売上げ本数は四百三十億本でございす。金額は八百六十一億円でございまして、四十一年度はそれが本数におきまして三百六十二億本強、金額は七百二十五億円で、それがまた四十二年度になりますと二百六十九億本、先ほど牧野総務理事がお答え申し上げました五百三十九億円というふうに、かなり「わかば」に食われたりいたしまして、減る傾向を示しているものでございす。

○武藤(山)委員 そこで、せめて新生、「いこい」くらいは、大臣、いまの物価が上がる情勢の中で国民が期待しているのは——大衆に負担はかけないんだ、総理大臣はここで、大衆には安くした、バットと朝日は上げないんだから大衆の値上がりというものは考慮したんだ、こういう答弁をしましたけれども、新生と「いこい」を上げずに済ましたならば大衆負担軽減に考慮したということは言えるでしよ、けれども……

大衆とは何ですか、大蔵大臣。総理大臣は大衆の負担は重くしないために考慮したと言われた。

大衆というものは、バットと朝日を吸う階層、これが大衆ですか。どうですか。大衆とは何ですか。

○水田國務大臣 私は、このたばこの問題できょうまで大衆ということばを使ったことはございせん。嗜好品でございすので、これは現に国会議員でバットを吸っている者もございすし、生活保護者といへども、これは嗜好品でございすから、もつと高いたばこを吸っている者もございすので、この嗜好品に関する限りむやみに大衆ということばは使えないものと思つて、私は使っておりません。

○武藤(山)委員 そうすると、バットと朝日を値上げをしなかつたのはどういう考慮ですか。大衆負担を軽減するのでなくて、どういう考慮ですか。朝日とバットをやめたのは、別なことばで言うかどうか。これは認議論争だから。しかも、総理大臣がここで答えたときに大蔵大臣はおつたのだから、大衆たばこは上げませんと言つた。だから、大衆とは何だといつて。

○倉成政府委員 大臣にかつてお答えします。朝日とゴールデンバットは特に老人層その他特殊な嗜好者の方が吸つておられます、また、一部においては低所得の方が吸つておられる、全体としてのウェイトが非常に少ない、そういうことから据え置いております。それからハイライトは御案内のように、全体の四割を占めておるといふことでありますから、その消費量が多いということを基準といたしますと、これは大衆的なたばこといわれるのではなからうか。そこでハイライトの値上り率は十円というところで、他のたばこの値上りよりも低くしておる、そういう配慮をいたしておるわけでありす。

○武藤(山)委員 大蔵大臣、ゴールデンバットの売上げは全部で十八億ですよ。予定が十八億。それから朝日は八億七千万円。だから、この二つは値上げしなくてもまあ税収にはあまり影響ないわ

の考え方は。私はこれでは大衆の負担を軽減する考慮をしたと言えないと思う。これは、したがって大衆の負担感をできるだけ軽くしなければならぬといういまの物価情勢のときに、思い切つて新生、「いこい」くらいは五円ずつの値上げはやるべきである。いまからでもおそくない。大臣、いかがですか。よし、それは全国の新生と「いこい」を吸っている人に喜んでもらう、いまからこれだけは五円の値上げをやめようとする決断できる勇氣のある政治家になれませんか、どうですか。——だめだ、だめだ、大臣だよ。この重大問題は大臣だよ。

○水田国務大臣 やはり財政収入を確保するというのが一つの目的であつたということ、もう一つは、いま大衆という話が出ましたが、やはりたばこの何を国民は一番吸うかということになりますと、四割の売り上げを持つてゐるハイライトが、むしろ大衆といへばいえる一種の嗜好品ということになるのではないかと思います。したがつて、最も需要の多いものの値上げをできるだけ押えるということの配慮を今度はいたしたわけでございます。特にこのパーセントから見たらそう多くない「いこい」、新生というふうなもの、これだけを値上げせずにおきますと、さつき言いましたような嗜好のシフトが起こりますし、それによつてこちらの期待する増収というものが非常に狂つてくるというふうな、もつぱら財政収入を確保するという観点も考慮しなければならぬというふうな点から、この上げ方を少なくすると同時に、最も売れるハイライトについての値上げをできるだけ抑制したということです。

○武藤(山)委員 そうすると大臣は、ハイライト十本について五円、二十本について十円値上げをする予想ではなくて、二十本について四十円あるいは三十円、当初そう考えたのですか。それで、これは大衆たばこだから、需要の四割を占めておるハイライトだから、じゃ上げ幅を十本五円、二十本十円にしようということの下げたのですか。ほんとうはもっと一挙に二十円か三十円上げた

かつたのだけれども、まあまあというので大蔵大臣が押えて、これは大衆たばこだからというので今回の上げ幅に下げたのですか。いまの話の聞いているとそういうふうにとれますよ。そうですね。

○水田国務大臣 このたばこの値上げについては、均衡のとれた値上げということから考えますと、当初ハイライトはもう少し高くてもいいという意見が出ましたが、いま言ったようなことから十円にとどめたということでありま。

○武藤(山)委員 そうするとあなたは、幾ら国民の低所得者層から自民党政府に、新生、「いこい」ぐらいは値上げすべきでない、そういう強い希望があつても、新生と「いこい」をもとに戻すような考えは全くない、こういうことですか。

○水田国務大臣 御承知のように、従来の負担率が相対的に下がつてゐるということから、今度はそのある程度の調整をするということから出たわけでございますので、したがつて新生において、今度きめる程度のものは、この調整という見地から見ても妥当なものじゃないかというふうに考へてきめたことでございますので、私はここへきて変更する考えはございません。

○武藤(山)委員 この大蔵委員会で、社会党その他各党が「いこい」と新生だけ値上げをしない修正案をひとつ出そうじゃないかということに、もしかりになつたら、大臣どんな感じですか。そうさせないよう努力するか、もしそういう話がたまたま委員会でもとまるならよろしいという見解になりますか、いかがですか。

○水田国務大臣 これは国会がするということなら別にどうしようもないので、いま実はいろいろなことが国会次第になつておりました、何日に税制を上げなければならぬといつても、もう皆さんの目によつて上がることでございまして、あなた方がやられることについてはどうにもこちらは方法はないのであります。

○武藤(山)委員 約束の時間ですから、やめま

す。
○渡辺(美)委員長代理 井手以誠君。
○井手委員 東海林さんに一言強く要請をいたしたいと思ひます。

あなたは経営についてとかくの批判がある専売公社の総裁に民間から就任されました。その使命は言はずとも明らかであると思つております。ところが、私二、三日前からあなたの御答弁なり指導性なりをこちらで伺つておりますと、やや意外な感じがいたしました。いやしくも専売公社の総裁でございますから、一般から期待されたように、堂々と所信を述べてほしいと私は思ひます。副総裁やその他の人がかわつて答弁するのではなくして、堂々と経営の本質について決意を述べてほしいのであります。そこで私はここに就いて関連質問に立ちました。

政府機関の予算書をちよつとあけてください、総裁。四五ページを見てごらん下さい。損益計算書。あなたのほうのいわゆる管理費といわれるもの、販売費及び一般管理費、これは四十三年度予算で四百三十六億円にのぼつております。この詳細についてはあとで同僚委員から質問があると思ひますが、一方売り上げは七千七百十五億円、それからたばこ消費税と納付金を差し引きますと、純粋の売り上げ金というものは二千九百七十五億円になるはずで、これは大臣も聞いておいてください。ほんとうの売り上げ高というものは三千億円そこそこです。この総売り上げ高の三千億円に対して、管理費が一五%に当たる四百三十六億円にのぼつております。通産省における一般企業の指導方針、企業会計から申しますならば——この項目はそれと異なります。福利施設費も、職員の給与も、その他もすべて同じです。ところが、製造業を中心とした一般企業の管理費は、昭和四十二年上半期において一〇・七%になつております。専売公社は電電公社や国鉄公社とは違ひまして、大體一般企業、製造業と同じ性格のものであります。事業としては同じような性格でしょう。一般の企業においては一〇%そこそこで一般管理費が

まかなわれておるのに、専売公社は一五%にのぼつておる。私はその内容の適否を申し上げません。あなたの総裁に就任された使命はここにあるのではないかと。もつと管理費を削減して能率のあるような運営をすることが民間から出られた東海林総裁の使命であると私は信じております。おそろくあなたは気づかなかつたかもしれませぬ。私はここで専売公社の仕事の内容がどうであるかは多くを申し上げませんが、選挙運動をした、数日前には大分へ裁判の傍聴まで行つた。そんなひまは一般の企業にはないはずで、私は、管理費をもつと削減する必要がある、その余裕があると申し上げたいのです。それがあなたの使命です。私はきょうどうこうとは申しませんが、また来年の春、専売公社について審議する機会があるであらうでしょう。このあなたのほうの一般企業に対して、非常に膨大な管理費についてどういふふうに刷新される決意であるか、その点だけ私はきょうお伺ひしておきたいと思ひます。もちろん、たとえ民間出身であろうとも専売公社という牙城に乗り込んで簡単に刷新ができることは、私も甘くは考へておりません。しかし、それをやり遂げるのが民間出身のあなたの使命である。大過なく過ごすことは総裁の仕事ではありません。断固として勇氣を持つてやつてほしい。私は製造原価については申し上げません。私は管理費について、特にあなたの勇断を要望してあなたの決意をお伺ひしたい次第であります。

○東海林説明員 ただいま先生から御指摘のありました一般管理費の問題につきましては、もちろん、私どもとしてもこれは考へていかなければならぬ問題でありますし、この面の節約、これだけではございませぬけれども、この面に関するそういうような節約と申しますか、合理化をする方向でこれから努力していきたい、かように考へておりますので、御了承願ひしたいと思います。

○井手委員 多くは申し上げませんが、もつと気

魄を持つてほしいです。来年、半年先でありますか、一年先でありますか、またあなたをお呼びしてお伺いする機会があるでしょう。それまでにはひとつ実績のあるようなあなたの創意と努力、決断を私は切望いたす次第です。これで終わります。

それから大蔵大臣、ちよつと言、塩専売については、数年前、臨時行政調査会から廃止すべしという答申が出されておりますが、その点について大臣はどうお考えになっておるか、存続するかどうか、この機会に承っておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 専売をやめる方向で考えておりますが、まだ民間の指導技術の問題でもう少しというところだと私は思っています。もう少しこれは続けなければならぬかと思ひますが、なるだけ早い機会にやはり専売をやめたいという方針でございます。

○田村委員長 村山喜一君。

○村山(喜)委員 きのう質問をいたしました中で、経済企画庁はなかつたから返事がなかつたわけですが、その点だけははっきりしておきたい。それは、酒の増税及びたばこの値上げ分については、物価上昇率の四・八%の中に織り込んである、これははっきりしております。しかし小売り手数料の値上げ分、これについては四・八%の中には織り込んでない。この点だけはっきり確認してよろしいですか、それだけです。

○八塚政府委員 酒につきましては、従来申し上げておりますように、酒税相当分以外の小売りが最終的にどういふことになるかははっきりいたしておりませんので、私も一応おおむね〇・一%程度というふうに言っております。

それから、たばこにつきましては、小売り定価が幾らになるかというところで計算いたしておりますので、従来たばこについて〇・二%程度と言っております中に入っておりますのであります。

○村山(喜)委員 〇・一%の中には増税分だけしかファクターとしては入っていないでしょう。酒の

小売り段階における値上げについては、当然予測をしてないはずですが、織り込んであるのですか。

○八塚政府委員 通常消費者物価指数にどれくらい影響するかという計算をいたします場合は、値上げ率とウェイトで計算を一応近似的にするわけでございます。その場合に私も、小売りについてはまだ確定いたしませんので、一応増税分だけ計算をして、そうしてそれがどれくらいフレであるかということについてははっきりいたしませんので、表現として〇・一%程度というところで従来言っております。ですから、もちろん程度という中には計算ができないという意味を含んでいるのでございます。

○村山(喜)委員 何だかんだと言わずに、入っていないのなら入っていないと言えはいいじゃないか。増税分は入っている。だけれども、小売りの合理的なコストアップの分についてはこれから国税庁を中心に検討をする。その分は当時要素の中には織り込んでいないはずだ。だから、織り込んでいないと言ふのが正しい。だんだんによく聞いておれば、織り込んでいないようなふうに解釈できるのですけれども、織り込んでいないといふことをはっきり言っておいて間違いないのでしよう。

○八塚政府委員 いま手元に確定的な数字を持っておりませんが、〇・一%程度というときには小売り価格がフレであるというのを前提にいたしております。ただ〇・一%程度は、かりに著しく小売り価格が増税分にプラスして動けば、もちろん〇・一%より多くなるわけでございますが、私もそれはそれほど小売り価格が増税分に対して著しく、計算上非常に響くほど影響をしない程度にしか上がらないだろうという前提で〇・一%程度という表現をいたしております。

○村山(喜)委員 〇・一%というのは酒の増税分のはね返り分でしょう。だから入っていないのですよ、小売り段階の値上げ分はその〇・一%程度の中に、あなたは入っているといつてあくまで

も言い張るから、そういうことをいつまでも聞かなくてはならぬ。当然予測されていないのだから入っていないと、はっきり言ひなさい。

○八塚政府委員 御承知のように、たばこについてはきわめて確定的に小売り価格が出るわけでございます。それからたとえばその他の問題といたしまして、例の国鉄運賃の定期代の割引率の変更、これも一応計算は確定的にできるわけでございますが、酒につきましては、これは再々繰り返すように、小売り価格というのには予想できないわけでございます。したがって、どういふ計算をするかという点になりますと、まず増税分が、これは先ほど企画庁長官が申し上げておりますように、その分が値上げになるのはやむを得ないだろうということでもまず計算をいたします。それに対して小売り価格がどれくらいになるかというところは、これは先ほど来すでに御指摘になっておりますように、はつきりしないわけでございます。ですから、その分については計算ができない。できないために〇・一%程度というような表現をせざるを得ないということでございます。

○村山(喜)委員 あなたは、その程度の中に幾ら入っておるか、入っているようなことを盛んに印象づけるように言っておるけれども、入っていないものは入っていないわけだから、それをあくまでも言ひ張る、それがおかしいのですよ。

○八塚政府委員 かりに酒の増税分だけをきちっと計算いたしますと、必ずしも〇・一%にはなりませんけれども、手元に現在数字は持っておりませんから、その意味では……(村山喜委員「イエス」)かノーかだけ答えると呼ぶ)私もどもいたしましては、入っておる、入っていないということについては計算ができないので、〇・一%程度というときには一応入っておるという計算をしたわけでございますが、どれだけ入れるかというところは言えませんので、結局〇・一%程度ということにいたしましたわけでありませう。(村山喜委員「じゃあその数字を出してもらおう」と呼ぶ)計算ができ

ませんものですか、〇・一%よりは低い計算に出るのでございますが、小売り価格がどれくらいになるか、それによつて〇・一%というのが——大体小売り価格が入らない場合〇・一%ということでございます。

○村山(喜)委員 〇・一%の問題で時間をとりたくないだけども、あなたは〇・一%の中には入っていない、〇・一%程度の中には入っている。ではその「程度」の数字を出さない。おかしいじゃないか。その当時においては、小売りの値上げについてはそれは計算の基礎外に置いておるはずで、それをいまだだんに話を詰まると「程度」の中に入っている。その「程度」のものの数字を出さない。入っていないなら入っていないと言ひなさい。

○八塚政府委員 私どもは、当初計算いたしましたときには、小売り価格の問題について一応計算の外というところで当時計算をいたしたわけでございます。ただ、ああいう計算にアローアンスがございますから、そういう意味でその後の情勢を見まして「程度」ということにせざるを得なかつたわけでございます。

○村山(喜)委員 四・八という数字をあなた方は出した。出したときに酒の値上がり分は〇・一というところで出している。その分の増税分として出しているはずだ。それをいまになって便乗値上げの分は予想されるのでこの〇・一の数字をあなたは動かそうとしておる。その「程度」ということばにおいてごまかそうとしておる。四・八という数字を政府は責任を持って出そうとしておるのですよ。国会へ出しているわけなんだ。それをいまの段階になつてから、〇・一程度の中に入っている、そういうようなものの言ひぐさがありますか。その当時においては策定をしていないんだから、当時においては入っておりませんと言へばそれでいいじゃないですか。

○八塚政府委員 四・八を当時計算をいたしましたときは、まず昨年の十二月でございます。それからその後策定をいたしましたのが、十二月当時

は「程度」ということであつたわけでございますが、策定をいたしまして閣議決定になりましたときは四・八という数字できちつとした数字を一応出したわけでございます。

ただ、くどくど弁解するのもなんでございませうけれども、そういう計算の過程と同時に、ああいう数字の中には若干のアローアンスがございませう。特にそのうちで一番問題になりましたのは、いわば酒の小売り価格——たばこのほうはいわば確定的に出るわけでございます。そういう意味で酒だけを取り出して申し上げますと、私ども「程度」ということで言っておりますが、しかし全体として四・八という数字自体につきましては、私どもいわばそういうアローアンスのない数字で申し上げておるのであります。

○村山(喜)委員 ですから四・八の中で、酒の値上がり分による分は〇・一という数値が入って四・八という確定した数字が出されているんでしよう。だから、当時においては酒の小売りの値上げ分については入っていないはずなんだ。その点を明確に答えさすればいいんですよ。

○八塚政府委員 たばこにつきましては、先ほどから御理解と申しますか、ああいう計算になるわけでございますが、酒につきましては、増税相当分を計算すればどういふ数字が出るか、ただその場合の増税相当分のときに若干まるい数字を使っております。したがって、「程度」ということを申し上げたわけでございますが、そのまるい数字というのは、必ずしも小売り価格が不確定であるというのを予想してまるい数字を使つたのではなくて、増税分というものをややまるくして計算をしたということでございます。

○村山(喜)委員 そうすると、〇・一というのは増税分プラス小売り値上げ分が入つておるとあなただの説明は受け取れる。それは間違ひありませんか。おかしいじゃないか、その当時から認めているのだったら、経済企画庁長官の物価の委員会での発言はおかしいよ。

○八塚政府委員 私ども、いま申し上げましたよ

うに、プラスマイナスのときに若干まるい数字を使つております。私どもとしまして、当時〇・一というのを計算したときは、小売り価格がその間にいわば便乗的に上がるとか何とかいふことは計算をしないで計算をいたしております。

○村山(喜)委員 いまの答弁でようやく便乗値上げ分を計算していないということがわかつた。簡明率直にイエスカノーかでないんですよ。ばくは只松君の時間をもらつて質問をしておるわけなんです、みんな迷惑をするから、その点は今後あなただは——ビール三円値上げただけで二百億円の増収がメーカーの手に渡るんですよ。だからその当時においては物価特別委員会、宮澤さんがビールの値上げは許さないということを言明をした。大きな新聞の活字に出たでしょう。これは当時そういうフアクターとして計算をしてないからこそ真剣に答弁をしておるわけなんで、それをあたかも入つておるのかのごとく説明をしておるということ、この場ののれんの答弁になりますから、今後は注意してもらいたい。

○山田政府委員 先般お尋ねのありましたおけ買の御問題でございますが、景表法の第四条によりますと、これは御承知のごとく、著しく優良であるものと消費者に誤認させるような表示をいたした場合に触れることになっておりますが、おけ買の場合、大体においてある有名な銘柄が、自分の責任におきましてある程度の管理を加えた酒を買つて、それに自分のブランドをつけさせておるものが大部分であるのでございまして、その場合にはこの不当表示にはならないのではないかと、かように考へておるわけでございます。

○只松委員 じゃ、なんで調べたんだ。

○山田政府委員 具体的ケースは指示を願つておらないように私は聞いております。

○只松委員 示せばという話もあつた。しかし、あなたのほうでも調べなさい、私はこう言っているんです。調べますという話になつてゐる。第一、特級か一級かあなたは知らぬかもしれぬですけれども、担当官の人は、そういうものがあつたら調査しているはずですよ。してないから結局わからぬのです。国税庁の人はある程度知つていますよ。泉さんなんか酒は詳しいのだから知つてゐるでしょう。あなたのほうで知つていなければ、担当官のメモでも出して答えなさいよ。これは私が言うように、担当の事務官が来たときには、明確に違反ですよと私の部屋に来てこう言つたのですよ。それが、事務局長が来たら、そんなことはありまじやんと答弁を逃げたのですよ。どこからか上から、酒屋さんや国税庁やそういうところから圧力がかつたということくらいはわかりますよ。純粋な担当事務官の答弁を、私はあとでその違いや何か順次示してまいりますよ。あなたがどのくらい違つてゐるか違つてゐないか、酒倉の話から、きようは時間がありますからやりますよ。ひとつ違ひを言いなさいよ。

○田村委員 只松祐治君。

○只松委員 公取にお尋ねいたします。

昨年の十二月二十日の当委員会において、公取の事務局長においてをいたしまして、酒のおけ買の問題等についてお尋ねをいたしました。私は、酒のおけ買が不当景品類及び不当表示防止法の第四条に抵触するものではないか、こういうことをお話ししたわけです。私のところにお見えになつた担当事務官の人は、明らかに抵触をいたします、こういうお話がありました。当委員会でお聞きいたしましたところ、まあ何とかかんとかがまかして、引つかかるような引つかからないようなところは、具体的な事実があつたら調査いたします、こういうことでお逃げになつた。そこで方のほうでお調べをいたしたい、こういうことでお願ひをしておりましたが、その後一向にナシのつづてでございます。皆さん方のほうで調査をして、どういふ結果が出たか、お聞きをいたしたい。

○山田政府委員 私、不勉強で特級、一級、二級の差を存じませんでございまして、これは国税庁におかれまして十分取り締まつていらつしやることと私考へておるわけでございます。したがって、もしも二級の酒をおけ買をしてきて、それに特級の何某というレッテルを張れば不当表示の疑ひは多分にあるのでございまして、かゝるに特級の規格を備へておる酒を買つてきて、それに自分の特級のブランドを張つておる場合には、これはあなたが不当な表示とはいえない、かように考へております。

○山田政府委員 担当者はきよう参つておりませんけれども、具体的例をお示し願つたとは私ども報告を受けておりませんのでございまして。

○只松委員 その当時もう一つほかにも、これの一つの結論みたいなことになるのですけれども、レッテルだけの表示を送つてやつておる、それもありません、具体的なものをお示しください、こういうことになつてゐるのですよ。いいですか、酒一般のことはあなたのほうも調査しよう、私のほうはレッテルだけを送つたものがある、こういうことを言つたら、いやそれはない。泉さんもないと言つてゐる。そのあとで、いろいろでたらめも答へてゐる。酒はまぜればまぜるほどどうなるります、でたらめなことを言つてゐる。ここに速記録にもちゃんと載つてゐるわけです。だから、

○山田政府委員 担当官も、これは特級酒と一級酒との差ということは……。

○山田政府委員 酒の等級は私どもの専門ではございませんで、存じませぬけれども……。

○只松委員 担当官がいるだろう。調査するためにいるのだから、担当官連れてきて答えなさい。

○山田政府委員 担当官も、これは特級酒と一級酒との差ということは……。

○山田政府委員 担当官も、これは特級酒と一級酒との差ということは……。

そのときは私も時間がなかったし、二、三十分の質問時間ですから、みなあなたのほうが適当に逃げたわけですね。いいですか、きょうはそういうわけにいかない。具体的にあなたたちがお調べになった——私が具体的事例を出すということではなく、あなたたちのほうがお調べになった、特に二級、一級、特級の品質の相違を言いなさい。そばにおる人に聞いてでも言いなさいよ。

○泉政府委員 私のほうの所管のことでありまして、私から申し上げますが、特級というものは、通常アルコールが十六度以上のものをいいます。それから一級というものは、アルコール分が十五・五度以上十六・五度未満のものが一級ということになっております。したがって、十六度から十六・五度までの間は一級と特級がアルコール度がダブっているのが現行酒税法でございます。それから二級と申しますのは、アルコール分が十五度以上十六度未満のもの。したがって、この点につきましては、十五・五度から十六度までは二級と一級はアルコール分がダブっております。それから一級と特級につきましては、酒類の品質部会におきまして官能審査をいたすことになっております。そうしていまのアルコール度数のほかに、特級につきましてはその品質が優良であるものということになっております。それは官能審査によつてこれをやります。それから一級はその品質が佳良であるもの、こういうことになっております。特級、一級ともそれぞれ品質部会におきまして、鑑定官をはじめ御、小売りなんかで品質鑑定の能力を備えている者が集まりまして、多数の者の決定に基づきまして、これは特級に認定してよい、これは一級に認定してよい、という品質部会の決定に基づきまして認定をいたしておるのであります。

○只松委員 いまちょっと話がありました、一つの科学的な根拠というものは、アルコールの度数だけなんです。アルコールの度数、わかりませんか山田さん、しかもいま話がありましたように、二級は大体一五%、しかし泉さんの説明では一

五%から一六%の間、一級が一五・五%、これは前の準一級です。これが下がって一五・五%の平均になつてゐるわけですね。特級が一六%ですね。大体二級、一級、特級では〇・五%ずつ、しかもこれはダブつてゐるやうがあるわけですよ。平均しても〇・五%ずつ違つてゐるか違つてゐないか。一%ではありませんけれども、〇・五%ずつ。しかもさらにその品質というものは何かと

いったら、通常酒屋の子が舌感というやつで判断してゐるのです。いいですか、その舌感というのは個人差もありますし、そのときの個人の健康状態もいろいろあるでしょう。きわめて非科学的なものです。人によつては非常に違ふといわれている。だから目隠しをして、これが二級であるか、一級であるか、特級であるか、テレビあたりでときどきやつてゐるでしょう。わからないうちでしようが……ビールでもキリンビールは苦しいといわれたつて、通人ぶつた人でもほとんどわからないうちでしよう。いいですか、目隠ししてほんとうに飲ましたら、二級、一級、特級だつて、よほどでないといわれないのです。これがほんとうにわかるというなら、わかるかどうか、あなた、それから国税庁長官、どういふふうになるか、ひとつ答えてください。

○泉政府委員 これはおことばでは舌感ということとでございまして、舌感だけでなく、舌並びのど越しまでを含めまして、先ほど申し上げましたように、これを専門用語で官能審査といつておるのであります。これは醸造試験所並びに全国の鑑定官室の技師の方が中心になつておまして、そういう専門家がおりまして、その専門家の多数決によつてきめておるのであります。確かに個人差が若干ございまして、したがって、ある酒をいいます人もあれば、その酒はだめだという人もあります。そういう意味で、確かに万人が見て一定というところにはなかなかありませんけれども、しかし、われわれのほうのやつております十数名の委員が集まつて、官能審査をするわけでありまして、その十数名の者の一致したものを特級な

り一級に認定いたしております。そういう点からいいますと、特級、一級の間の区別はあるといふことがいえると思つております。

○只松委員 だから、あるといへばあるのですよ。しかし、ないといへば——まあ、あなたはさういふかもしれないけれども、その差といふのはきわめて僅少なんです。これは二級だからこんななまじい、一級だからこんななまじい、特級だからこんななまじい、こういう差といふものはないのですよ、これは科学的なアルコール度数以外には。また、その酒倉のしほりぐあいなり、その酒倉の技術なり、そういうものによつて、あるところの二級があるところの一級よりうまい場合もあるのですよ。いいですか、二級が必ずしもまじいといふことじゃないのですよ。ある優秀なメーカーのものよりも地酒の二級のほうがよほどうまいといふのが、いまだたくさんあるのですよ、御存じですか。二級がまじいと思ふんですか、どうですか。

○泉政府委員 これはもうおっしゃるとおりでありまして、私先ほど申し上げましたように、特級、一級というものは、業者がこれを特級で売りたい、一級で売りたいという場合に、酒類審議会の品質部会のほうに認定をしてくれといつて持つてまいるわけでありまして、それについて、いま申し上げましたように、品質部会のほうで十数人専門家が集まつて認定することになるわけでありまして、したがって、いなかの小きなメーカーの場合に、特級なり一級で売れる品質のものをつくつてはおりますけれども、しかしそれで高い値段で売れるだけの力がないと申しますか、そういう場合には、たとえ品質からいいますと特級なりあるいは一級の品質を備えておるものでも二級で売られます。したがって、二級がすぐ特級、一級に比べて悪いというものではございません。

つくつて、それぞれ審査を受けるわけですからね。きわめてこれは容易ならざることだといふことも、そういうところからわかるでしょう。それに各県には各県でおいでになるわけですね。

要するに、私がこういうことだけ言つておつては時間がたちますから、ここで一つの結論を言いますけれども、酒の一級、二級、特級というものは、アルコールの〇・五%前後の相違の科学的なものはあるけれども、あとは決定的なものはない。月桂冠の特級は埼玉の地酒の二級酒よりもまじい、こういうことだつてあるわけですね。現にあるのですよ。しかし、まああとで言いますように、これは結局宣伝その他の力によつてこういうことがなされておる。

そこで、お買いの問題が出てくるわけですね。私も、この前事務局長も泉さんも、要するに一流メーカーなり、ちゃんとした銘柄の売つておる——私はここに十大銘柄の資料をいただいておりますけれども、こういうところが売つてゐるんだから悪い品質のものを売ろうはずがない。それは自分のお酒の売れなくなるからさういふことはないとおっしゃる。ところが、そうじゃなくて、こういう有名品の一級よりも、あるいははもつと極端な場合には地方の地酒の二級がうまかつたり、さういふことがあるわけですね。さういふことで、いわゆる二級、一級、特級、デラックス特級というやうな決定的なものがないといふことをよく知つておいてください。何か二級は飲めば頭が痛くなつて非常に悪い酒だ、一級なり特級を飲めば、月桂冠や白鶴を飲めば非常にうまいんだ、こういう誤った考え方というものはありますけれども、公取委員長、このくらの誤つた考えくらはさうではないといふことをひとつ確認をしてくださいます。どうですか。

○山田政府委員 十分に承つておきます。

○只松委員 結局酒の品質というものは、さういふふうにして大差がない。

そこで、問題になつてくるのは、今度は銘柄と

いうことになってくる。銘柄は、御承知のようにここで十大銘柄がありますが、日本のいまの十大銘柄は月桂冠、白鶴、白鹿、白雪、菊正宗、大関、日本盛、千歳鶴、澤之鶴、松竹梅、こういうものが十大銘柄。これからあとにも続いております。この銘柄を売っておるのがお買いというものをやっておるのですが、お買いがどういふうに、どの程度、どうやって買われておるか、その内容を御承知ですか。

○山田政府委員 私よく存じておりません。

○泉政府委員 お買いの制度は、只松委員御承知だと思ひますけれども、明治の初めからお買いという制度は行なわれております。ただ最近問題なのは、お買いの数量がだんだんふえてまいっておりますこととあります。たとえて申し上げますと、昭和三十六年度におきましては、清酒総数量中に占めるお買いの数量が一三・二%であったのであります。これが昭和四十一年度には三一・八%と約二倍ちよつとにふえておるのであります。

○只松委員 いまお話しになったような全体の数量はそうです、それから製造工場数にいたしますと、三千八百十九軒のうち八〇・五%というものがお買いをやってる酒屋、自分のところだけであつて。逆にお買いをしておるのは約二〇%、売っておるのが八〇%、こういう状態になってきているんですよ。石数にしてみればさつき言つたようなことですけれども、工場数にすれば二〇%のいわゆる大会社といひますか、宣伝をしておる会社が全国の酒造業者の八〇%の酒をお買いしているわけですか。こういうことは正しいこととなり、いいことだ、こういうふうには公取ではお考えですか、どうですか。

○山田政府委員 これは、たとえて申せば下請に出してある場合、ほかの商品の場合にも下請に出す場合がございしますので、ある銘柄が自分の責任において管理を行なつて、その酒に自分の名称を付させておるといふことでございすならば、法律にいう著しく優良なものと消費者に誤認させる

ものではないから、かように考えます。

○只松委員 たとえばこの前も例を引いたんですが、岡山の酒倉は広島の下請、あるいは灘の近くは灘の下請、こういうことで多少系列化したたり下請化をいたしております。しかし、それはまだ部分的であつて、余つたところの酒をどんどん買いたたいてくるわけですか。買ひ集めてくるわけですね。不特定のものを買つてきておるのですよ。まだ系列化はしてないのですよ。あとで全部調べてもらひなさい。系列化しておるなら系列化しておるで公取の言うように別の問題がでますけれども、系列化しておらない。不特定のものを集めて酒を買つておる。そこに、私がいまから質問しようとして銘柄の問題が出てきておるわけですよ。そういうことでいいかどうかということですよ。

○山田政府委員 その品質につきまして全然知らないで、自分のレッテルを付しておるということであつて、問題の余地があるかと存じますけれども、ある程度その品質を知りました上で自分の名称を付させるということとはあえて違法ではないから、かように存じます。

○只松委員 それならば、私が言うように全然知らないで、どこの子供かわからないようなものをもらい子して育てるということならあれですけども、全然どこの酒かわからないといひますか、こゝらで余つておるそうだから買ひに行けというふうなことで買われておるわけですね。それがこの一流のレッテルのあれを張られるわけですよ。さらに、そういうふうには実際上いろいろ酒を集めてきておるということだけではない。これに今度は宣伝がつきまといふわけですね。灘で生まれて灘で育つて何とかなうまい酒、米どころ秋田でとれて何とかな、これは酒の名前を言うときも宣伝になりますからあれですが、灘なり秋田なりの酒を宣伝するとき、いかに灘の水でつくりに難い、こういうふうにはテレビなり何なりでいろいろやつておるでしょう。いろいろな形で、秋田の米どころ秋田の水でうまい酒、とこやうておるでしょう。ところが、そうでなくて、埼玉なり

群馬あたりの酒が秋田の酒になつておる。あるいは滋賀や名古屋あたりからこちのもののが灘の酒になつて、全然違う、完全なインチキ広告ですよ。土地の、駅から一時間あるのに駅から十分、こういう形のインチキ広告とは違ひますけれども、全然生産地も異なり、生産の場所も異なる、そういうものがそうやって宣伝だけによつて売られておる。これは牛乳の不当表示より、もっと悪質だと私は思つておるのです。いやそういうことはない、品質はたいして違ひない、あなた何を弁護しようとしておるのか私はわからないけれども、どこでとれたつて変わりはなく、あるいは秋田の米でつくつたのだと宣伝したつて文句はない、灘の水でとれたつて育つたといつたつて文句はない、かまいません。こういうことがかまわなければ、あとはあんまりな宣伝したつて、そこらの不動産屋の不良広告も取り締まりなさんなどとは私は言つておる。これだけでたらめな宣伝なり何なりしておいて、ちよいとしたから不当表示なんといふのは、私は別の意味でたいへんちゃんちゃらおかしいと思つておる。どうですか。

○山田政府委員 不動産の広告の例を御指摘がございましたが、これはおっしゃいましたように、歩きますと二時間五十分かかりますところを徒歩でもつて十五分というふうな、著しく優良な表示をいたしまして消費者の選択を妨げておるわけでございますから、処分をいたしておるのでございます。

○只松委員 それは不動産のやつは例の引き方が

極端な言い方ですが、あなたは少し前コーヒール牛乳をやつたでしよう。あるいはその前にいろいろなことをやつたでしよう。コーヒール牛乳と牛乳の相違、どの程度どういふふうに変つておるか、これをやられてコーヒール牛乳という文字をはずすようになったでしよう。私は酒という文字をはずせ、そこまで言つていないのですよ。灘でないものを、灘で生まれて灘で育つたといつて、そういうものが何でインチキ広告にならないのですか、こう言つておるのです。

○山田政府委員 コーヒール牛乳のお話がございましたが、コーヒール牛乳の場合は、厚生省の乳糖省令によりまして牛乳といふものの定義が定められております。正確には記憶いたしておりませんけれども、脂肪が三・何%でございしたか、それから固形分が何%以上といふことがございまして、いわゆるコーヒール牛乳はその規格に合致いたしておりませんものでございすから、処置をいたしましたわけでございます。

○只松委員 私はいま平面的な議論だけしておるわけですが、こういうことをちよつと聞いておきますけれども、泉さん、二級、一級、特級、デラックス特級の値段をひとつ言つて下さい。

○泉政府委員 二級は先ほど堀委員のときにお答えいたしましたように、一・八リットル当たり五百五十円のもの、一番多いわけでございますが、そのほか五百六十円、五百八十円というものがございす。一級でございすものと、同じく一・八リットル当たり七百五十円というものが一番多いわけでございます。そのほか七百二十円あるいは七百六十円というものがございす。それから特級でございすものと、一・八リットル当たり千五百円というものが一番多いわけでございますが、そのほか一番低いのは九百八十円、それから千三百円といつた高いものもございす。なお、特級のうちで千三百五十円をこえるものが従価率を適用することになっております。いわゆるデラックス特級の中には、これは必ずしも酒だけに

なしに、入れておるつばのほうが高いために非常

に値の高いものもございます。たとえまずと、一万二千円であるとかいったような値段のものがございますが、これは酒だけでなしに、つばの値段が非常に大きなウエイトを占めておるわけであり

○只松委員 地方の名もない銘柄であれば二級酒五百五十円で飲める。ところが、そこでコーマールベースに乗って宣伝をし何して、月桂冠になり白鷹になりということになって、それが一級になれば七百五十円になる、特級になれば千五百円になる。国民は実害を受けているのです。単なる平面的な議論じゃないです。そうやって灘で生まれて灘で育った酒でないのに、そういう宣伝だけのベースに乗って買い買いで買われ、五百五十円で飲める酒を、あるいはもっと安く飲める酒を一級や特級にして飲まなければならぬのです。その酒が、灘でつくったやつが北は青森から北海道まで行っていることになっている、ある場合には、あなた絶対ないというならば、これはあとで責任論争をいたしますけれども、あるかないかここで言ったのでは迷惑がかかることになりま

すから、あなたが責任をとり切るかどうか論争をいたしますが、そういうふうには、私は単に大きな酒屋をいじめようということじゃなくて、いまださえない。これをまたあなたたちが、さつきからわが党の委員全員が論議したように、税金を上げる。税金を上げることに便乗して酒を上げる。こうやって上がってきている。こうやって国民が重税なり、酒の値段の引き上げに苦しんでいる。その一つの原因として、安く飲める酒が、こうやって不当表示をやっておるのを、あなたたちが取り締まらないうちに国民は高い酒を飲まされる。

中小の零細酒屋は、ぶうぶう言いながら、あまり言ったら国税庁や大蔵省ににらまれる、先生、ひとつうちから言ったように言わぬといってくれ、しかし、大会社はひどいですよ、とにかく何とかしてもらわなければ、だんだんだんだん、こうやって毎年毎年お買いの量が多くなっていることは、こちらは損をしておる、こちらはつづける

ほかに手がないのです、と言っている。しかも水田さん、地方に行つて酒屋へ行つてごらんない、酒屋のおやじは、ほとんど自民党のボスや、県会議員か市会議員ですよ。酒屋の人で社会党の人がおいたら、お目にかかりたい。まず、よほどの人じゃないといない。そういう人たちが、自民党に泣きついてどうにもならないからといって、ぼくらに何とかしてもらいたいと言ってくる。私がこの前ちよつと質問したら、それから、あつちからこつちから投書も来るし、あるいは何かお願いしたい、こう言ってくる。極端にいえば、私は自民党の地盤をつくるためにやっているようなものだ。ほんとうに、酒屋さんにとつては笑ひごとじゃないのですよ。

これは余談になつたけれども、そうやってあなたたちが適正な行政指導をしないために、国民が高い酒を飲まされていく、このことを言っているわけですよ。その上に今度は税金がかかってくる、酒の値段が上がるわけですよ、何とかしなければならぬというぐらゐの気は起こりませんか。これはあたりまえだと思ひますか。これはちよつとは考えようか、そういうふうにお思ひになりますか、どうですか。

○山田政府委員 ただいまの、実質は二級の酒が特級として表示されて売られておるということ、これは国税庁でも十分御監督になつていらっしゃることでございまして、なかつたと思ひます。ただ、灘の酒であるとの表示がありながら、実質は秋田の酒であるということ、御指摘のとおりありますと思ひます。これは道義的には、はなはだ適當でないことだらうと存じます、法律の定めする、著しく優良なものである」というように消費者に誤認させるといふ表示に該当するかしらないかはかなり議論がある、かように考へております。

○只松委員 お聞きしますが、あなたは月桂冠の二級酒を飲んだことがありませんか。

○山田政府委員 私はあまり酒をたしなみませんので、経験ございません。

○只松委員 泉さんでもけつこうです。月桂冠の二級酒を飲んだ人があります、ここで答弁してください。あるないじゃない、飲んだことがあるかということですよ。

○泉政府委員 月桂冠は、特級、一級が大部分でございまして、二級はほとんど出しておりません。私も飲んだことはございません。

○只松委員 逃げよう逃げようとしておるから、あなたの答弁なんか聞かなくたって、大体わかつていて、あなたがそういう不正を取り締まる一番の張本人だから、あなたに答えさせる以外にないから聞いておる。もう少しまともに答えなさい。いいですか、月桂冠で二級酒というの、あるかどうか知らないが、ほとんど売っていませんよ。さっきのゴールデンバットと朝日が、あることになつてゐるの売っていないのと同じです。ないのですよ。本来ならば、月桂冠だつて二級酒ができてゐるはずですよ、しほりかすや、一番最後に、これ一つとつたつて、著しく誤認ですよ。ほかのところでは二級酒で売られてゐる酒が、月桂冠のお買いになつていけば、特級になり一級になるわけですよ。同じ五百五十円で飲めるものが、七百五十円や千五百円で売られてゐるわけですよ、国民は飲まされてゐるわけですよ。牛乳は、コーヒー牛乳と何何違いますか。こうやって何何百も違ふものが、著しく誤認や何何迷惑をかけてゐませんか。同じ酒が、ある銘柄によつては二級であり、ある銘柄によつては特級であり一級である。五百五十円と千五百円だから、倍、五百円違つてゐる。そういうことがあり得るのです。もうその問題を一番最初から巻き返そうとは思ひませんが、著しく店が迷惑をこうむるような、そんな品質の差というものはないのだ。水で埋めたインキの酒というものはないのですよ。一応の規格は通つてゐる。しかし、こうやって銘柄を宣伝することによつて、そういう中小の酒を困らせようとするように追ひ込む。中小の酒は困る、国民は二百円も五百円も高い酒に転嫁されて飲まされておる。このことをあなたは不当表示で

も何でもない、こういうふうにおつしやるのですか。

○山田政府委員 二級酒を特級酒であるというレッテルを張つて売るといふことは、これは国税庁で十分御監督なさつていらつしやいますので、そういうことはないと私は確信をいたしております。ただ、秋田でつくられた酒に灘でつくられた酒であるような表示があるかもしれないということ、は、考えられるところでございます。

○只松委員 そんなことを、泉さんから耳打ちされて言つたつてしようがないですよ。泉さんが、地方の酒によつては二級酒であつて一級酒よりうまいことがありますが言つたでしよう。聞いてないが、あるのですよ。この酒はうちでは一級にしたつてなかなか売れないから二級で売つておる、しかし月桂冠にいつたり、白鷹に持つていつたら、一級酒で売られるのですよと、酒屋のおやじさんが言うのです。地酒ならば二級酒で売られる。しかしお買いで買つていかれば、いま言つたように月桂冠に二級酒がないみたい、一級になり特級になるのです。あなたたちはそんなことはないうが、あるのですよ。私は時間がなから一つ一つ論理的には進めてこないが、多少前提を置いて話を進めてきたつもりなんです。言つてゐる通りに、二級が一級になるのですよ。何でも特級、一級、一級で二百円違ひ、特級で五百円違ひのはけしからぬではないか、そういうことがありますならば何とかが正しいとします、今日の段階ではわかりませんがとも調査いたします、そういうことがあれば国民のためには何とかが、それをつつて言ひわけばかりしてゐる。それならば、初めからあなたたちの言つたことを、速記を調べて論議し直しましやうか。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、地方の銘柄の売れないメーカーの場合におきましては、もしそれを酒類審議会の品質部会に提出いたしますれば、あるいは特級、一級の認定を受け

る可能性のある酒がございます。それをそういう銘柄ではなかなか売れないからというので、二級で売っておる。その場合には、もちろん割り水の量が多くなりますから、先ほど申し上げましたようにアルコール度数で若干の違いが出てまいります。しかし、それをおけ売りいたしますと、おけ買いたしたほうで他の酒とブレンドいたしまして、そしてこれを先ほど申し上げました酒類審議会の品質部会に持ってまいらるわけでありまして、そして先ほど申し上げましたような官能審査を受けまして、それに合格いたしますと、特級なりあるは一級ということになって売られる、こういうこととございます。したがって、もしその酒をいなかのメーカーが売らなれば、あるいは二級でしか売れないかもしれせん。しかし品質としては、もし品質部会に持ってつければ、特級なり一級になり得る性質の酒なのでございます。

○只松委員 時間があれですから繰り返しませんが、そのとおりです。ところが、それを月桂冠や何かを買って宣伝をかける、特級や一級になるわけですから、その酒屋で、地方で売らるならば五百五十円の酒、あるいは月桂冠に化け、白鷹、白雪に化けるから、宣伝に乗って逆送されてくれば、七百五十円なり千五百円の酒になるのです。アルコールの〇・五%くらい違うかどうかあります。あるけれども、そうなつてく。だから誇大広告、誇大表示をしなければ、難でとれた酒も千葉でとれた地酒も同じだ、こういうことをあなたたちが明言して明らかにすれば、七百五十円じやなくともいい、五百五十円の二級酒の酒がうまい、こういうことならば、国民はその酒を飲むわけですよ。あなたたちがこでつべこべ言う、そういうことが誇大広告を依然として行なわせる。多少行き過ぎがあるならば正しいしましやう、多少でもチェックすれば、そういうことが少しはなくて国民は助かっていくわけですよ。そうじやなくて、一向に大会社だけにあなた

たちは味方をして、つべこべつべこべ言うて言っていますから、国民は迷惑をこうむっているわけですから、まず増税や何かするということでは多少あなただつて気が引けるというならば、そうでなくても私は前から言っているのだから、そういう面において多少はやはり行き過ぎなり何なりがあればチェックしましやうというくらいのこととは、あたりまえじやないですか。どうですか。

○山田政府委員 そういふ点、十分国税庁の意見も拝借いたしまして、検討いたしていきたいと思っております。

○只松委員 それから、前回お尋ねをしたときに、表面的なそういうものと、いまま道路がふくそういたしております。そして重量物で酒と云うのはビールほどではありませんけれども、やはり二カ月、三カ月たちまちとびん詰めでもくさみが出てまいります。そういうことで、移動をさせるのをできるだけ少なくするために、レッテルだけ送って、そこで酒を――まあどこかは言いませんけれども、そのレッテルを張って売っている。こういうことがあれば明らかに不当表示です。こういう話があります。

その前提として、泉さんは、酒というものはミックスすればするほどまくなるのだ、こういうことをおっしゃったけれども、私が酒屋を何軒か歩いて聞いた限りにおいては、酒は悪い酒とまぜると、その悪い酒のほうが強くなる。悪貨は良貨を駆逐するではないけれども、悪くなつてその酒は品質が落ちます、こういうことを酒屋が言うのです。泉さんより酒屋のほうが――幾ら国税庁長官をやつて酒を取り扱っているかもしれないが、酒屋のほうがほんとうですよ。それで、そうやってまざるのですよ。

○只松委員 それから、前回お尋ねをしたときに、表面的なそういうものと、いまま道路がふくそういたしております。そして重量物で酒と云うのはビールほどではありませんけれども、やはり二カ月、三カ月たちまちとびん詰めでもくさみが出てまいります。そういうことで、移動をさせるのをできるだけ少なくするために、レッテルだけ送って、そこで酒を――まあどこかは言いませんけれども、そのレッテルを張って売っている。こういうことがあれば明らかに不当表示です。こういう話があります。

○山田政府委員 もしも自分が品質を管理いたしまして、そして遠隔の地にあるところへレッテルを送って張らせたということであるならば、法律上違法の問題は起こらないであらう、こういうふうに思ひます。

○山田政府委員 もしも自分が品質を管理いたしまして、そして遠隔の地にあるところへレッテルを送って張らせたということであるならば、法律上違法の問題は起こらないであらう、こういうふうに思ひます。

○只松委員 酒税長官ですから、ひとつその酒税法の蔵出しとなつたらどうですか。やってごらんさい。

○泉政府委員 われわれの立場からいたしますと、おけ買ひをする場合には、その実物を未納税で移動させる、そして未納税で買入れまして他の酒とブレンドして出す、こういうことになるのであります。したがって、只松委員のおっしゃる通りに、レッテルだけ他の場所へ送って、そこでレッテルを張って、そこから出荷させるというやうなことは、通常ないわけでありまして。

○武蔵(山)委員 関連……。通常あるかないかという実在の有無についての論争をしない、これはなかなか詰りができない議論だと思ひますが、それにしても国税庁長官、いまの法律で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の五に「酒類の種類等の表示義務」というのがありますね。さらにその施行令のほうの八条の三、この表示義務をずつと読んでみると、いま只松委員がおっしゃるやうな例があるとすれば法律違反です

よ。そうでしょう。この八十六条の五に該当するでしょう。もしかの酒造場をつくって、レッチルだけ送って、レッチルは離れのレッチルで、秋田の酒としてつくったものを同じ名称で出したとしたら、八十六条の五の違反でしょう。その場合はどうですか。

○泉政府委員 この酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の施行令の第八条の三に規定がありまして、通常の場合には酒類はその製造した製造場の所在地、容器の容量、それにその酒の種類、級別、こういったものを表示することになっておるわけですが、びん詰めのまま張った酒類を移入して、それをそのままの表示でさらに移出する場合におきましては、それはその前のままのあれでいい、製造場がいい、こういうことになっているわけですね。

○武藤(山)委員 だから、いまの議論をしておるのは、消費者保護という見地から公正な商品を公正な表示でなければならぬということ、只松委員は追及しているわけだ。というのは、いまのシエアを見ても月桂冠あるいは白鶴、さらに白雪、これは半分以上大体おけ買いでですね。だからいまのような疑いが持たれるという要素はあるんです。この統計から見ても、半分はとにかくおけ買いなんだから、多いのは七割もあるんだから。だから、そういう点から、この法の不備というものを長官としては検討しなければならぬ。そういう答弁が出てしかるべきだと思ふのです。というのは、その表示義務の中に政令で定めるものというものが入っているわけですね。だから、いまの政令をもう一回洗い直してみよう——もし事実上この七割もあるいは五割もよその酒造場でできたものが離れできたという表示をされることは確かに消費者にとっては疑いをかければ切りのない問題が出てくると思うのです。だから、ここからは少し法律の実態をきかちと、政令も、もう一回洗い直してみよう、もしこの中にいまのような疑いがあるとするならば、国税庁として厳重にひとつ取り締まります、そういう答弁をしてしか

るべきじゃないのですか。どうも答弁がさっぱり要領を得ていない。あなたの見解をちょっと聞かせてください。関連ですからやめますけれど……

○泉政府委員 まあ私もとしましては、このおけ買いの酒につきましても、それを特級あるいは一級として認定した場合に限って特級あるいは一級として売らせておるわけがあります。したがって、特級、一級に認定を受けないものを、もし特級なりあるいは一級として売っておるのであれば、これは違法でございますから、取り締まらなければなりません。

ただ、その大メーカーが他から購入した酒、これが何か悪い酒を買ってきたようなイメージでおっしゃられておるとすると、それは違うのであります。場合によっては、自分のところでつくった酒よりもいい酒をつくっておる地方のメーカーがあるわけですね。そういった酒を持つてくる場合もあるわけですね。

ただ、いまお話しのように、自分のところでつくったよりも買った酒が多いのに、あたかも全部が自分のところでつくったかのごとく消費者をして誤らしめるといふようなことにつきましては、私は問題があると思ふので、そういった点については十分検討しなければならぬ、こう思っております。

○武藤(山)委員 いまの最後の答弁のほうはうなづけるんですが、七割も五割も、とにかくおけ買いをしておるといふ実態がある。ところが、法律はそういう傾向が出る前につくった法律なんですね。したがって、マッチしない面がある。たとえば製造場を表示しなければならぬと書いてある。そうすると、おけ買いで離れの酒屋が新潟の倉でつくった酒を離れへ買う。この場合は製造場はどっちなんですか。製造場という概念は、びんに詰める場所が製造場なんですか。それともちゃんと米を仕込んで寝かせて酒をつくるところが製造場なんですか。もし製造場というのが米を仕込んで酒を発酵させる場所が製造場だとすれば、かりに離れの

月桂冠でも新潟でつくった場合は、この酒は新潟のどこどこでつくったのですよと表示するのが法律の精神じゃないですか。ぼくは製造場というのはそういう意味だと思ふのだけれども。

○泉政府委員 現行税法なりあるいは酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律のたてまえにおきましては、製造場というのはいびん詰めをした場所であるということになっております。しかし、それがいまおかしじやないかということでございますが、そういう点については現行税法なり酒類業組合等に関する法律がそうになっておりますので、それを前提として考えておるわけでございまして、問題があるとおっしゃれば、なるほど問題もあるかと思ひます。そういう意味では、したがってそういう制度についてどうすべきかということは考えなくてはならぬと思ひますが、しかし、なかなか技術的にむずかしい問題がありまして、先ほど申し上げましたように、いろいろなところから酒を買ってまいります。その一つのことろだけの酒でなしに、いろいろな酒をブレンドいたします関係で、このブレンドの技術が問題になるわけでありまして、したがって、どういふふうに表示したらいいかということとはなかなかむずかしい問題であります。したがって、私どものほうとしましてはそういった点、今後さらに技術的に検討したいと存じます。

○武藤(山)委員 最後に、資料として製造場の概念、製造場とはびん詰めをする場所である、何でもきめてあるか、政令が規則か、あとでぼくのころへ資料を出してもらいたい。以上。

○泉政府委員 あとで差し上げます。

○只松委員 この問題だけやっておりますと、私はほかに酒の問題で聞きたいと思つたものがあるわけですが、このところ何も聞けなくなつたが、私はもう少しすなおな答弁があるかと思つた。いまの話だけ聞いても、あなたがとおっしゃるようになります。これは私が言っているレッチルだけ送ってやるというようなことは、大きな角度か

ら、全然山田さんのほうでは問題にならない。——違法行為というものが出てくるのですよ。ここであなたたちがのりくらりとした答弁をしているのを詰めていったって、なかなか結論が出そうもない。もう少しゆるゆるの公取というのは消費者保護の立場に立つて——あなたが答弁しているのは、言っておくけれども、業界本位の答弁ですよ。みじんも、消費者の方がかわいそうだ、国民がこうやって税金が上がつて苦しんでいる、これをもう少し何とかしようというまじめな答弁は一つもないじやないか。つべこべ言つて、法律の解釈のようなことばかり言つて。もう少し零細、中小企業の酒屋のことも、国民がこうやって酒が上がつて重税に苦しんでいることも考えて、まともな答弁をしたらどうですか。あなたが答弁しなければ、大臣、そういうことに関してどうですか。

○水田國務大臣 先ほど只松さんのお話の中に、おけ売りをやっている業者が八割というお話でございまして、これはなかなかたいへんな問題で、この問題についてはいま言われているような問題も大蔵省としましては相当これは、もう一べんいろいろ再検討しなければいけない問題がたくさんあると思ひますので、私は三割程度と聞いておつたのですが——数量としては三割で、業者としては八割です。これはそういう新しい変わった事実に基づいて私どもも相当考えなければならぬ問題だと思ひます。

○只松委員 まあ私はこういう問題の一つの結論として、そういうことばかり言わないで、もう少しなせ行政指導というものの——八割もおけ売りをしなければならぬという業者があるならば、言っておくけれども、これは割り当てだつて何だつて変えなければならぬでしょう。既得権益としてこういうものだけおけ売りにしている、そういう販売能力もないようなのに、酒税というものはどうやって確保されているか。今日こうやって議論をしてきたことをあなたはよく御存じでしょう。製造をやつとすけれども、販売能力もないような酒

倉、無条件にこうやって許すのですか。何で米の割り当てをそんなに販売能力もないようなのに——あるいはそれを許すならば、もつと協同化を促進する、近代化を促進する、中小企業の業者を何でもう少し指導しませんか。そういうことを一つもしないで、そういう割り当て制度にメスを加え——いままでも既得権益で、私が知っている限りにおいては、極端に売ってあるのさえないじゃないですか、極端にいうならば、割り当ての石数を売っているのだから、割りにあてたものが知って、前向きな姿勢で、言うならば、そういう問題を、前向きな姿勢で、言うならば、もつとその地区なら地区における協同化を進めて、そして、そういう大企業だけの一方的な宣伝によって高い酒を飲まされなくても、国民が十分うまい酒が飲める、こういう交通のふくそうしているときに、わざわざ青森から離れて持っていく、また月桂冠のレッテルを張って青森に持っていく。青森なら青森の酒でうまいのですよ。こういうようにやったら、日本経済の発展のためにも、交通、道路輸送のためにも、何十倍役に立ちますか。そういうことをあなたは政府の高官として一つも考えないのですか。つべこべさつきから三文弁護士が何かみないな法律解釈をして、一つも反省の色がない。ばくは全体を最終的に論議しようと思つたのだけれども、あなたたちの答弁がつべこべあまり長いから、この問題だけを押し問答して一時間近くたつた。もう少しまともに——ばくはそういうことは一々聞いてはいないけれども、交通運輸の問題から何から、あなたたちはこの前も逃げてしまつたが、あなたたちがビール会社や酒屋の代弁に立つたお考えをしたらどうですか。そういう答弁をしたらどうですか。

○泉政府委員 お話のように、清酒製造業につきましては、近代化指定業種といたしまして、合併あるいは協業化、共同製造、こういう点を進めてまいっております。

ただ、先ほどもお話がありましたように、最近

特に酒売りの数量がふえてまいり、また、おけ売りをする業者の数もふえてまいり、たのであります。特に製造の免許を与えております関係上、そういうものに酒米の配分をしないというわけにはまいりかねます。そこで私どもとしては、品質管理の面もあわせ考えまして、いわゆる提携おけ買い——特定のおけ買いをする人とおけ売りをする人との長期契約を結びまして、そうしておけ買いをするほうで、自分のところの酒とミックスする関係上、どういふ種類の品質の酒をつくるにしようかという技術指導をおけ売り業者のほうにする、そういうことを指導をいたしております。現行の酒米の配分は、六三〇は、そういう提携おけ売りになっております。これをさらにもつと提携おけ売りを大きくしたい、こういう考えを持っております。

○只松委員 少しばかり前向きの答弁になつてまいりましたけれども、最初から私の言つていたように、もつと前向きの考えを示すべきであつて、とにかく製造する米の割り当てから末端の販売の小売店の許可、これもほんとうは小売店の許可の基準を詳しく聞こうと思つたのだが、時間がなくなつたからあれだけれども、税務署はなかなかおいそれとは許可しやしないでしょう。財産から経験年数から何かしらいつて、容易じゃない。結局、そこまでのいわゆる締めるほうの絶対権だけは大蔵省、国税庁が持つておりながら、そうしておいて値段の点になれば、自由価格もございまして、製造の実態について私が少し触れて、こういうのはひどいじゃないか、これは製造と販売に連れてきているわけですね、もう少し国民の立場なり消費者の立場を考へるべきじゃないか、こう言つたら、それも逃げてしまふ。実際の米の配給から末端の売買まであなたたちが実権を持つておりながら、肝心のところはドジョウかウナギみたいにするすると逃げてしまふようなばか答弁を

しないで、それだけの実権を持つてあなたたちが指導監督しているなら、値段のことについてももう少しちゃんとした指導をし、確たることをして、あるいはこういう製造から販売に至る問題についても、もう少し責任のある考え方を、それに基いて指導をしていく。それが私が若干指摘したように、極度に不当ならば、公取委員会あたりにおいても、そういうことはできるだけチェックしよう、国民に迷惑がからぬようにしようというのがあるからあなたのお考えです、そういうことを初めから言うなら私の質問は五分か十分で終わるのに、あなたたちが言わなからばくの質問は長くなつてくるのです。どうですか。公取委員長、国税庁長官、それぞれひとつ答弁してください。

○山田政府委員 先ほど来申し上げましたごとく、著しく優良であるかのように消費者に誤認させることによつて消費者の利益を害する場合に、私どもは断固とした措置をいたす考えでおります。

○泉政府委員 お話のように、酒の問題についてはいろいろ改善すべき問題が多々ございます。私も間税部長を拝命して以来相当長くなるわけでありますが、そのつど米の配分数量等をはじめいろいろ改革をいたしてまいつたつもりでおるのでございまして、まだまだ不十分な点がございまして、そういう点につきましては、先ほど堀委員にもお答えいたしましたように、明年清酒製造業について第二次近代化計画をつくりたいと思つておりますが、その際十分お話しのような点を織り込んで検討いたしてまいりたい、このように考えております。

○只松委員 そういう答弁が初めからあればいいのです。五分か十分で終わるわけですね。ほかの問題にももつと入れたわけですね。

ビールの問題についても若干質問しようと思つたのですが、その酒のあとを若干質問しますので、ひとつ資料を要求しておきたいと思ひます。

前回は私が質問したわけですが、御承知のように、ビールは現在でも五〇％強、六十円十三銭税金が入つております。いわばビール会社の半分は税金であり、国民のものだ、そういう形になつて、この製造本数というものがいかに明確に把握されるかというものは、今度はもう五四％くらいですか、そうすると、きわめて重要な問題になる。単なる脱税と違つて、結局一ぺん収益したものの、国民から入れたものを本数をこまかくすることになれば、もう脱税ではなく結局税の窃盗、税金をどろぼうするといふ形になつてくるわけですね。売のにただで売るといふ形はない。いかに国税庁長官といへども、贈答用をのけて、ただでビールをもらうことはいくらだ。だから、これはきわめて重要なことで、その把握というものはオートメ化につれていよいよ困難になつてきておるわけなんです。そういう点についてお尋ねしようかと思つたのですが、きょうはやめますけれども、ぜひそういう点の——この前、私が何日に一ぺん調べに行つていふかと言つたら、二、三日に一ぺんだといふことでしたが、あとで資料をもらつたら、一番多い工場が一週間に一ぺん、少ない工場では十三日間に一ぺんというデータをいただきました。したがつて、どうやってそういうものを把握されておるか、私が前回こういう問題をしたら、すぐビール工場から、次の選挙ではお前は推薦しないぞといつて脅迫がきました。ああ、そうですかと言つて、私がまたいろいろな角度から質問したら、では何とかお手やわらかにしてくださうといふことで、泣きが入つてきたのです。しかし、私たちは国民の側に立つて、こういう問題を論議しておる。ビール工場の側に立つて、議論しておるわけではないのでありまして、そういうものの検査と把握をどういふふうになされておるか、ひとつあとで資料をいただきたいと思ひます。

次に、たばこの問題を、時間がなくなつてきましたけれども、若干質問いたしますが、これだけ関税のウェイトが大きくなつてまいりまして、

一時たばこやその他の民間移譲というようなことがある意味からまじめに論議されたことがあるわけでございますが、今日の事態においては民間移譲というようなことは絶対にない、専売は続いているのだ、こういうふうにお考えだろと思うんですが、ひとつ大臣からその点について所信をお聞かせいただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 いまのところはそのようでございます。

○只松委員 個々のたばこの間税が高いとか低いとか、いろいろの問題はすでにほとんどの委員から意見が出てまいりましたので、こういう点は省略いたしますけれども、私が繰り返して皆さん方や何かにお話し申し上げたことは、私たちも政治家の端くれでございますし、皆さん方も行政官として行政の面から政治をつかさどつておる。この場合に、何が政治であるか、悪い政治であるか、これは社会主義、資本主義、そういう経済政策もありまして、いろいろのことがあるでしよう。しかし、そういうイデオロギーや経済政策や、そういうものを越えて一つの共通点というのは、やはり圧制であるかどうか。ヒトラーやムソリーニや、こういうのもそうですが、圧制であるかどうかというところは、どこにも共通した面があると思う。今回のたばこの値上げというのを見ますと、ゴールドデンバット、朝日というもののような若干の値上げしないものもありますが、これは市場にはほとんどありません。買おうと思つて特定に探したら別でなければ、ということとは、通常買えるたばこ、国民が買わなければならぬいたばこというのは、全部値上げをするわけなんです。これはどういふ意図か知りませんが、二級酒としようか、これを大衆と言つては語弊があるかどうかわかりませんが、とにかく酒のほうは下級銘柄は引き上げられなかつた。しかし、むしろ酒のほうはある程度、節酒をしよう、あるいはやめようとするれば、できないことはありません。たばこというのは、よほど意思の強い人ではないと禁煙ということは不可能なわけです。この不可

能な禁煙をしようということとは、私は最も悪い政治だろと思う。金がなくなれば禁煙をせざるを得ない人がたくさん出てまいる。こういう点に関して、大臣なり専売公社總裁から、今回のように一律に全部を値上げする、こういうひどいことをなせしたか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○水田国務大臣 たばこの値を上げるか上げないかというところは、やはり政治としては一つの問題であつたことは事実でございます。しかし、昭和二十六年から値段が据え置かれてゐる。その間の物価水準の上昇、国民の所得水準の上昇というものを考えますと、確かに税の負担率というものは相対的に軽くなつてゐる。これをこの際調整しようということに踏み切る以上は、やはり各々たばこの均衡をとつて全体を上げるということが一番私はいふことだらうと思ひます。上げないのなら上げないでいいんですが、上げるときまつた以上は、全部の銘柄についても同じようなことが、相対的に負担が下がつてゐるものがあるから、これをやはり上げるなら一律に上げるという方がいい。ただ、その間において、何のたばこが一番大衆に嗜好されておるかというところを考へて、一番国民の多くが嗜好してゐるというたばこについてはこの上げ率をできるだけ調整しようということ、特にそういう点の調整をやつたということでございます。上げないのなら問題はなないと思ひますが、この際、二十六年以来のことでございますから、たばこの値上げをしようという方針をとる以上は、やはり今回の措置のようなことが妥当じゃないかというふうに私は考へます。

は据え置かれておりますけれども、銘柄を変えることによって専売公社はうまい操作をやつて上げてきておるわけです。決して十年間据え置かれたたばこというものはないのです。だから、そういうことはほかの委員も論争しましたし、私からあえて言ひません。

私が言おうとしておるの、たとえば老齢年金や何か、社会福祉その他を一万円上げる、いまの一万円年金を二万円にする。これはいかにも大問題のようにマスコミでも取り扱つたり、皆さん方が宣伝をされる。ところが、なかなか一万円というのには上がりません。そう増大しない、ふえない。そういう年金生活者あるいは退職金の生活者、お年寄り、あるいは働けなくなつてゐるような扶養を受けておる、弱い、病氣したような人——あとで特会がかりますけれども、特会で扶養手当などはなかなかお上げになりません。こういう者で病院に入つてたばこを吸つておる人、こういう人が、この数字によりまして、年間平均六百五十六円という大蔵省の値上げの数字でなければ、そのうちではない。具体的には、一箱吸うと三百円、二箱吸う人は六百円、あるいは一箱吸う人は二百円、年一箱でも月に六百円、二箱吸う人は千二百円、年にいたしますと三千六百円なり、七千二百円なり、あるいはその倍の一万四千四百円になる。こういうふうにお吸いになる人はたばこだけで上がるわけですね。そうすると、やはりこれを節煙するか、やめないと、そういう保護家庭や何かの——池田さんの、貧乏人は食べ物を食へないやないけれども、保護家庭や年寄りはたばこを吸うな、こうおっしゃれば、これはつばなこと、それまでの話でなければ、そういう人はなかなか意思が弱くて、あるいはたばこだけを樂しみに生きてゐる、ほかの楽しみがない、こういう人も、全部今度はたばこを引き上げられるわけですね。そういう意味において、私は、「わかば」か「いこい」か新生か、どんなことをしても少なくとも一つぐらゐは据え置いて、そういう一番困つた人にはそういう配慮をしていくというのが、政

治の一つのあり方だと思ふ。そこに私は政治の本質というものがあるだらうと思ふ。そういうものを一つも顧慮しないで上げたのは圧制である。人間に逃げ場をつくらないで、とにかくそれがいいな者は、それがのめない者はたばこをのむのをやめろということですね。こういう力の政治、強力な政治というものは、特にやめようたつてなかなかやめられない、こういう嗜好品というものを前提にした場合には、私はすべきじゃないと思ふ。それをあえてされたのは私は圧制であり、悪い政治だと思ふ。悪い政治の一つの最たるものと私は思ふ。だから、自民党の中にも、ほんとうを言へばほとんどの人が値上げには反対である、しかし財政や何か政府がきめたのだからやむを得ない、こういう声がある。自民党の大蔵委員各位はそれでしよう。なんだつたら、私のほうで修正動議を出すから、ひとつ採決をして、顔色を見て多にか少ないか、採決したら私はおもしろいだろうと思ふ。自民党の党議にどうかかけられるか、問題になつてくるだろうと思ふけれども、私は心から採決に立つ人は少ないだろうと思ふ。そういうことを無理にするということはいふことじやない。しかし、私は、もういまあなたたちがここで採決を目の前にしてなかなか修正とか何かに応ずると思はない。とするならば、ここに多少の救いがあるとするならば、ゴールドデンバット、朝日、こういうものをいままでより増産をして、できるだけ店に置く。やはりどうしてもたばこをのみたい人、のどから煙を吸いたい人——私はたばこをやめていきますから、そんなものはどうなつてもいいけれども、やはりお年寄りでどうしても吸いたいと思う人のために朝日やゴールドデンバットを置く、あるいは試飲というものが行なわれておりますが、益暮れか何か知らぬけれども、とにかく養老院や何かに、安くか、あるいは無料か、何らかの形でそういうところに配給をする、こういう形を考へる余地というものは、私が聞いた範囲内でもあるような気がします。そういう点に対して考慮の余地があるかどうか、ひとつお答えをいた

だきたい。

○水田国務大臣 御承知のように、酒、たばこを値上げすることは国民の負担を増すことでございますので、こういう措置をとるためには、いろいろのほかの措置も私は考慮しまして、たとえば所得税の減税、それからさらに地方住民税の減税をやりますし、この減税の恩恵を受けない方に対しては、生活保護費の扶助基準の引き上げとかあるいは老人福祉の問題の改善というようなことを配慮いたしまして、それでなおかつやはりこの値上げが苦しいという人たちのためには、まず最もポピュラーなものの値上げ幅を抑えるということと、一部値を上げない銘柄をつくるということをしていしました。そういう意味でつくったのでございいますから、いま言ったパットや朝日のようなもの、できるだけこれを増産して店頭にも並べる、この間申しましたが、そういう方向の努力をするつもりでございいます。

○只松委員 そういふふうに国民からは、年寄りだろが病人だろがだれだろが、とにかく逆進性の強い酒、たばこで取り上げていく。ところが、皆さん方がお出しになっておる専売公社の本年度の収支の予定額、これを多少検討いたしましても、きわめてずさんなものであるということ、が、私みたいな財政のしろうとでもいえるのです。一つだけここで尋ねしておきますが、たとえば旅費、旅費というものを各項目に見ますと、これはどこがどういふ部局になっているかわかりませんが、あるところの旅費が五〇%上がっている、あるところでは二五%、あるところでは四四%、こういう旅費の算定をどうやってされておるか私はわかりませんが、何ならば、別の機会にでもひとつ基準を出していただきたいと思う。一律に大体二〇%なり三〇%なり上がっているのならわかるけれども、工場かどこかの出張が多い、何とかかとかということになるかもしれないけれども、こういうように旅費一つ見ても、上がっていくパーセンテージというものがきわめて大きいわけですから、こういう点に関して、皆さん方は、何

かの機会に資料や何か出していただけますか。どうですか。

○佐々木説明員 御指摘の点は、実行と予算が若干食い違った点を修正いたしましたことから生じた分もございいますが、資料をもつて御説明いたします。

○只松委員 それからたとえば交際費にいたしましても、塩のほうは四百万円あがっております。また四十一年度の決算によりまして三百八十八万円の交際費が出ております。ところが、たばこのほうには一銭の交際費もない。私たちが仄聞すると、なかなか専売の交際費は——私は交際費は要らないと思うけれども、はでなようでございいます、どこにも見当たりませんが、事業費ですか、何でされておるか。ほんとうはここで交際費を全部お出しただいてやるのかと思つたのですが、きょうはそこまでもいかかと思つたので、交際費を幾らくらいお使いになっておるか、これもひとつ資料としていただけますか、どうですか。ここで答えられれば答えられてもいいですよ、勇氣があれば。

○佐々木説明員 交際費は予算として四百万円と承知いたしておりますが、これは塩だけではなくて全体の分でございいます。それは後ほど資料をもつて御説明いたします。

○只松委員 全体の交際費なんというのはとてもこんなものじゃなくて、おそらく四、五千万円くらいありはしないか、こういう内部といいますか、消通といいますが、そういう人からさやかれていて私を私も聞いております。とても四百万円なんというのではありません。このことだけは断言をいたしておきます。何なら、二、三、皆さんたちが出入りされておる場所を御指摘してもけっこうですがね。とても四百万円くらいであがつておるものではない。だから、私は事業費が何かの名目で出ているのだからと思うけれども、やはりこれだけ病人や何かから、年寄りからでも取り上げるならば、もうちょっと皆さん方がお使いになる支出面において、もっとい

敬肅といつては何ですけれども、あまりでたらめなことがないように——私はほんとうはきょうはこの問題を指摘いたしました、専売公社の皆さん方の御反省を求めようと思つたのです。ここにもございいますように裁判傍聴に公務出張扱い、こういうようなこともなされて、金があり余っているからこういうことになるだろう。あり余っているのにはたばこの値を上げるのはいかかかと思つたけれども、こうやって値段を強制的に上げながら、一方使うほうにおいてはいろいろなことに使われておる。申し上げませんけれども、別な意味で何十億というような金が別途支出もされております。そういう問題についてはもっとやはり謙虚に反省をしていただきたいと思つております。そういうことを強く要望いたしまして、私の質問を終わりますが、最後にひとつ總裁のそういうものに対する反省なり所見をお聞きしたいと思つた。○東海林説明員 ただいまいろいろお話しのございました点につきましては、われわれが目ごろ反省しておりますが、今後ともその点は自粛してまいりたい、かように考えております。

○田村委員 この際、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案及び酒税法の一部を改正する法律案に對しまして、それぞれ山中貞則君外二十一名より修正案が提出されておりますので、提出者の趣旨説明を求めます。山中貞則君。

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に對する修正案
製造たばこ定価法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「昭和四十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

酒税法の一部を改正する法律案に對する修正

正案
酒税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一条中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年五月一日」に改める。

本修正の結果必要とする経費
本修正による減収見込額は、初年度約四十億円である。

○山中(貞)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま提案されております酒税法の一部を改正する法律案の修正案の概要を申し上げます。修正案はすでに各位のお手元に配付いたしてございいますので、その朗読は便宜上省略させていただきます。この法律案は、昭和四十三年三月三十一日まで成立することを旨としていたしまして御審議を願つておたつたような次第であります。御承知のとおり事情によりまして、いまだに成立を見ておりませんので……(御承知とは何だと呼ぶ者あり)御承知とは、政府筋の失言、その他予算委員会における予測せざる紛糾等による国会の空白等々を申し上げたつもりでございいますが、いまだに成立を見ておりませんので、その善後処置をいたしまして、施行の日につきましては、施行の準備に要する日数その他諸般の事情を勘案して、「昭和四十三年四月一日」を同年「五月一日」に修正することにいたしております。

なお、この結果、衆議院規則第四十七条二項に關する経費は、当初案による場合に比べて初年度約四十億円の減収を生ずる見通しになります。この点については、なお今後の財政収支全体の推移に照らし、必要な場合には政府において善処されるよう要望いたします。

次に、同じく提案されております製造たばこ定価法の一部を改正する法律案の修正案の概要を申し上げます。

修正案はすでに各位のお手元に配付いたしてございますので、その朗読は便宜上省略させていただきます。修正の趣旨と内容について申し上げます。

この法律案は、昭和四十三年三月三十一日まで成立することを旨としていたしまして、御審議を願ったよう次第でありましたが、御承知のとおり事情によりまして、いまだに成立を見ておりませんので、その善後処置といたしまして、施行の日につきまして、「昭和四十三年四月一日」を「公布の日」に修正することによりましております。

以上、修正案の趣旨説明を終わります。

○田村委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、酒税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があればお述べいただきます。水田大蔵大臣。

○水田国務大臣 ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、政府といたしましては、諸般の事情に照らしてやむを得ないものと考えます。

○田村委員長 これにて内閣の意見陳取は終わりました。

以上をもちまして、両案並びに両修正案についての質疑は終了いたしました。

○田村委員長 これより両案並びに両案に対する修正案を一括して討論に入ります。

通告がありますので、順次これを許します。河野洋平君。

○河野(洋)委員 ただいま議題となりました製造たばこ定価法の一部を改正する法律案及び酒税法の一部を改正する法律案並びに両案に対する修正案について、私は自由民主党を代表して、賛成の意見を表明するものであります。

今日のわが国の経済は、激動する国際経済の中にあつて、非常な難局に直面しており、わが国としては国際収支の大幅な赤字を克服し、その均衡

を回復し、さらに今後長期にわたる経済の安定成長を期することを最大の政策目標としなければならぬ立場にあるのであります。

これがためには、当面、財政に景気抑制的な機能を発揮させることが必要であり、四十三年度において、わが自由民主党並びに政府が、財政経済運営の基本方針を財政規模の圧縮と国債発行額の縮減に置き、そのためにできる限りの努力を払いましたことは、当然の措置であると信ずる次第であります。

一方、わが国の所得税は、国民所得水準の向上と過去数次の減税措置にもかかわらず、依然として負担が重く思われる現状にあり、これが打開のため、減税を困難とする財政事情のもとにありながら、わが党の公約しているところでもあり、四十三年度においても所得税の減税を優先的に実施することとしたのであります。

しかしながら、所得税減税に踏み切ったものの、前に述べましたようなわが国の今日の財政事情のもとでは、減税のための必要財源を自然増収から生み出すことは不可能となり、減税に伴って起る歳入不足を補うため、新たに歳入充足の方途を求めなければならない立場に追い込まれた次第であります。

すなわち、このことは、とりもなおさず勤労大衆の税負担の軽減のための措置の見返りとして、二律背反とも言える他の手段による大衆負担の増による財源措置をとることを余儀なくされるものであり、わが党の意思決定までには、率直に申し上げて、非常に悩ましく感じるところであります。

そこで議論自出の末、かねてから所得や物価水準の変動に照らして、他の諸税の負担との間に均衡を失し、いわゆる意図せざる減税が行なわれていると政府の税制調査会から指摘された酒の税率や、たばこの定価について、大衆酒や大衆たばこをできる限り除外して、必要最小限度の是正をはかりつつ、歳入不足に対処しようとする政府の財源操作については、これ以外の手段を現状では

発見することができない以上やむを得ない措置とせざるを得ないのであります。

しかしながら、たばこの定価の改定または酒税の増徴は、嗜好品に属する品目とはいへ、結果的には消費者の負担増となることはいなめないところであり、物価安定への政府の一貫した施策に悪影響を及ぼすおそれもあり、財政環境の悪化を切り抜けるため、国民大衆に負担を転嫁するかのような印象を与えないよう国民の理解を得るための一そうの努力を政府に要望せざるを得ないところであります。

かかる観点から、困難な内外の経済環境に対処して、わが国経済の安定成長に、日夜、力を尽されている政府財政当局の御苦労には理解を示すにやぶさかではありませんが、なお長期的な視野に立った、より適切な税財政全般の施策の確立に努力せられんことをこの際強く要求いたしておきます。

また、両案に対する修正案の趣旨は、両案が、その用途と考えられた三月三十一日までに成立を見ておりませんので、施行期日を改めようとするものでありまして、適切な措置と認める次第であります。

以上、私は、両案並びにこれに対する修正案に対し、それぞれ賛意を表明して、討論を終わります。(拍手)

○田村委員長 村山喜一君。

○村山委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、酒税法及び製造たばこ定価法の一部改正の法律案並びに両修正案についての反対討論を行ないます。

財政収入を確保するために、酒、たばこの増税、値上げをすることが出されているわけでございますが、このことはまず第一に、公共料金の値上げになり、物価上昇の要因になることは明らかであります。

まず、たばこについて申し上げますならば、第一に、たばこの値上げは逆進性の大衆増税となるわけでありまして、所得税も地方税も納入できない

低所得にしわ寄せをされ、生活保護者からも取り立てるものであり、非人道的な措置であると言わなければなりません。

第二に、公社は取引会社に多くの天下り役員を送り込み、二百五十八億の取引にあつて九五・五%も随契で処理をし、依然として改善の努力は見られておりません。

第三点は、たばこの値上げに伴う小売り手数料の増四十二億中二十億を小売りに配分をしようとしておりますが、労せずして得られる所得に對して、その処理は大臣が再検討を約束したようににきわめてずさんなものであり、パチンコ店への値引き販売や料理屋、旅館、喫茶店、バー等の買い置き、取り次ぎ販売等で大量販売をする大口小売店の手数を引き下げ、小口小売店の利益を確保すべきだと考えます。

第四点として、安いたばこの販売制限を行ない、高い銘柄品を売り出し、なしくずしの値上げがとられてきました。今回も三級品の新生が最も値上げ率が高い措置がとられております。専売品でありながら、小売店の希望によつて値上げのされない朝日、パットが店頭になくという状態の中にあります。大臣は改善をすると約束しましたが、低所得者に対する配慮が十分にとられていない。専売品である以上、当然ロスがあるのは必要な措置であると言わなければなりません。

酒について申し上げますならば、二級酒、しやうちう類を除いて軒並みに増税が行なわれておりますが、大衆の生活を圧迫することは言うまでもありません。

第二点として、コストアップによる値上げが必ずとなつてまいりました。これに對する政府の有効な手は何もないことが判明をいたしました。酒税の保全のための法律はあつても、消費者保護のための措置はなく、大口使用者に対する安売り、値引き販売はあつても、一般の消費者には増税と値上げのダブルパンチを食らわせておることになつておるわけでありまして、ビール一本の値上げ三円でメーカーのもうけが二百億円にもなると

いうことを、国民は決して忘れることはないということを申し上げておきます。

第三点として、酒の増税が、国民の不滿を背景にして野党の反対で、花見の時期を過ぎてから五月一日から実施せざるを得なくなったことは、国民のために喜ばしいことだと考えます。本年度の増税の中で九千五百億円余りの自然増収がありながら、わずかに一千五百億円の調整減税をやった、その穴埋めを法人の利潤税への転換とか、あるいは租税特別措置の整理とか土地税制はたな上げにしておいて、間接税の増税によって穴埋めをしようとしております。こういうような態度で、庶民のふところを少しよくなると、酒税、たばこ税の負担率が少なくなり、これは意図せざる減税だと称して大衆から金をもぎ取り、弱いものをいじめめる政府・自民党の租税政策に對して強く反対をし、佐藤内閣に警告を發して、反對討論を終わります。(拍手)

○田村委員長 竹本一君。
○竹本委員 私は、民社党を代表いたしました、二つの法案並びにその修正案に反対をいたしましたと思ひます。

第一は、間接税の増徴に反対であるということでありま。

酒で四百五十億、たばこで五百五十億初年度増収を見込んでおりますけれども、これらが大量課税であり、しかも大量課税の中でも最も逆進性の強いものであるということは、強くこの委員会において論議されました。社会開発を言う佐藤内閣といたしましては、こうした逆進性の強い間接税を増強するというのではなくて、むしろ軽減をしなければならぬと思ひますけれども、軽減しないだけではなくて、さらに逆に増税をする、この態度に私も強く反対をしなければなりません。したがって、間接税は年度の増収五兆六百七十八億円の中で二兆四百二十三億円、そのパーセンテージは昨年の三九・九%に對しまして四〇・三%と増強されるわけでありまして、われわれの強く反対する第一の理由であります。

一部には、間接税と所得税、確かに学者の議論がいろいろあります。また、間接税がそのウェイトをだんだんふやしていくということも当然であるかのごとくに論ぜられておりますけれども、この点は各国のそれぞれの事情の相違がありますので、一がいに言うことはできない。むしろ日本におきましては、やはり間接税は漸次軽減する方向に努力すべきものであるというふうにおわれわれは考えております。

第二点は、物価政策の上からであります。この酒やたばこの値上げがわが国の物価値上げムードに大きく作用するであろうことは間違いないと思います。さらに、便乗的な値上げのチャンスがこれと与えることもしばしば指摘された点であります。ビールにいたしましても、二級酒にいたしましても、みんな便乗値上げが考えられていたことは、まことに残念なあり方でありま。

特に、その値上げが、酒なら酒の値上げに對してしましても、政府の御答弁では、自由価格だから、どうにもならないというあきらめムードの御答弁がたびたび繰り返されましたけれども、政府は一体何のためにあるのか。もちろん、今日は自由経済の上に立つておられますけれども、政府の指導的な立場としては、もう少し積極的な施策が必要ではなからうかと思ひます。いまのままでありますならば、それこそ福沢諭吉のことばを引きますならば「政府ありてネーションなし」ということになりま。

第三点は、今回これらの間接税の増徴によりまして、御承知のように、千五百億円の増収をはかり、一方で千五百億円の減税をやる。ワンセットとしましてはプラスマイナス・ゼロということ政府は説明をされておるわけでございますけれども、もしプラスマイナス・ゼロということであるならば、私は政策態度の一つのあり方としては、むしろどちらかをやめてしまつて、物価調整減税だけでも試みるほうが、政策態度としてはむしろベターではないかと思ひます。そうした判断に立ちまして、この点も強く反対せざるを得ない点であります。第四に、健康上の問題が、たばこについては本委員会において議論が専ら監理官のほうから出ました。この問題につきましては、私もいろいろいたしましてはもう少し掘り下げて議論をいたしたいと思ひますけれども、早急の間その議論を深めることもできなかったわけでありま。

酒、たばこの値上げの理由として、まず酒の価格は所得や物価の水準に比べて安過ぎる。また従量税体系であるために、税負担率は物価水準の上昇に伴い低下しておると言つております。たばこ値上げについては、小売り価格は昭和二十六年以来据え置かれており、その間の所得、物価の水準の上昇や購買力にゆとりがあること等により専売益金の増収をはかるためと述べております。

現在、国民が何よりも関心を寄せているのは物価問題であります。理由は、所得に比べて物価が高過ぎるからであります。

酒、たばこが他の物価に比べて安いと言つてお

りますが、酒の小売り価格は、三十七年に改正されて以来年々上昇しているのではありません。たばこにしましても、その益金率は低下しているが、それでもなお六〇%もの暴利をあげており、他の企業に比べて益金率は高いのであります。国民はもとまた酒は、戦前の税負担率二割三分が、現在値上げされて四割六分となり、約二倍の重税になっております。

たばこにしましても、専売納付金は二千三百億円で、前年よりも七百億円もの増収を見込んでおり、専売益金は、昭和二十六年千二百九十八億円で、四十一年には三千三百九十九億円で、約三倍弱にも増収しております。これだけの増収分がありながら、どうして増税に踏み切るのでしょうか、納得できないのであります。

次に、間接税の問題であります。政府の意図は間接税の増強であります。その理由として、諸外国よりも税負担率が低い、所得税等の直接税を強化すると、納税者が重税感を増すので、負担感の少ない間接税を増強したほうがよい等によるものであります。ところが、この間接税増強論には次のような欠陥があります。

第一に、税率が一律であるために、所得の多少にかかわらず大量課税となつておるのであります。そのため低所得者や課税対象外の人々まで重い税金が課せられてお。

政府は、口を開けば減税減税と言いますが、
も、実質的には大衆化している消費財の税負担を
強化して、国民大衆へのはね返りを余儀なくさせ
ているのであります。

このように、政府の増税案による国民生活を圧
迫する大衆課税に対し、断固反対するものであり
ます。(拍手)

○田村委員長 これにて討論は終局いたしました。
た。

これより順次採決いたします。

最初に、製造たばこ定価法の一部を改正する法
律案及び同案に対する修正案について採決いたし
ます。

まず、山中貞則君外二十一名提出の修正案を可
決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、本修正案は可
決いたしました。

次いで、ただいま可決いたしました修正部分を
除いて、原案について採決いたします。

これを可決するに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、修正部分を除
いて原案は可決し、本案は修正議決いたしまし
た。

次に、酒税法の一部を改正する法律案及び同案
に対する修正案について採決いたします。

まず、山中貞則君外二十一名提出の修正案を可
決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、本修正案は可
決いたしました。

次いで、ただいま可決いたしました修正部分を
除いて、原案について採決いたします。

これを可決するに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○田村委員長 起立多数。よって、修正部分を除

いて原案は可決し、本案は修正議決いたしまし
た。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委
員会報告書の作成等につきましては、委員長に御
一任願いたいと存じますが、御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田村委員長 次回は、明十日水曜日、午前十時
理事会、十時三十分委員会を開会することとし、
本日はこれにて散会いたします。

午後七時五十分散会

昭和四十三年四月十八日印刷

昭和四十三年四月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局